

第2次 長泉町一般廃棄物処理基本計画

資源が循環する持続可能なまち ながいずみ

2023（令和5）年3月

長泉町

目次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の背景	2
第2節 計画の基本的事項	4
第2章 ごみ処理基本計画	11
第1節 ごみ処理の現状	12
第2節 ごみ処理の課題	26
第3節 ごみ処理の将来推計	31
第4節 ごみ処理計画	34
第3章 生活排水処理基本計画	61
第1節 生活排水処理の現状	62
第2節 生活排水処理の課題	68
第3節 生活排水処理の将来推計	69
第4節 生活排水処理計画	70
資料編	77
1 地域の概要	78
2 長泉町の将来像	80
3 町民・事業者の意識	86
4 参考データ	91
5 委員名簿・策定経過	108
6 諮問・答申	109

法律の正式名と略称

正式名	略称
循環型社会形成推進基本法	循環型社会形成推進基本法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理法
資源の有効な利用の促進に関する法律	資源有効利用促進法
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	容器包装リサイクル法
特定家庭用機器再商品化法	家電リサイクル法
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	建設リサイクル法
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	食品リサイクル法
使用済自動車の再資源化等に関する法律	自動車リサイクル法
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	小型家電リサイクル法
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	グリーン購入法
食品ロスの削減の推進に関する法律 ^{※1} 【新規】	食品ロス削減推進法
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 ^{※2} 【新規】	プラスチック資源循環法

注)「長泉町一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)」(2018(平成30)年3月)の策定以降、新たに施行された法律に【新規】と記載しています。

※1 2019(令和元)年10月1日施行

※2 2022(令和4)年4月1日施行

【注意事項】計画中の数値については、端数処理の関係で内訳の和が100%にならない場合があります。

第1章 計画の概要

◇SDGs（持続可能な開発目標）	2
◇パリ協定とカーボンニュートラル	3
◇循環経済（サーキュラーエコノミー）	5
◇ながいずみ 水・緑・脱炭素プロジェクト	5
◇廃棄物に関する法体系	10

第2章 ごみ処理基本計画

◇ごみの出し方便利帳	12
◇事業系一般廃棄物（事業系ごみ）	13
◇長泉町ごみ分別アプリ	16
◇プラスチックごみに関する動向	21
◇世界・日本における食品ロスの現状	22
◇ごみ排出量原単位とリサイクル率は県内5位	26
◇ごみ処理に関する国及び静岡県の数値目標	36
◇ごみ処理に関する上位計画の数値目標	36
◇ふじのくにエコショップ宣言制度	38
◇「フードバンク」と「フードドライブ」	40
◇海洋プラスチックごみ防止 6R 県民運動	40
◇3R から 4R へ	44
◇町公式動画「だから、食べきり」	44
◇ふじのくに食べきりやったねキャンペーン	44
◇食品ロス削減に関する取り組み	45
◇生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器の購入補助	45
◇ごみの収集・運搬	47
◇ごみの中間処理・最終処分	48
◇ごみを拾いながらのウォーキング	49
◇長泉町内のフードバンク・フードドライブの活動	55
◇商慣習「3分の1ルール」とは	55
◇海洋プラスチックごみ問題	57
◇不用品活用バンク	57
◇剪定枝の回収・リサイクル	60

第3章 生活排水処理基本計画

◇いずみ苑	66
◇単独処理浄化槽と合併処理浄化槽	68
◇生活排水処理に関する上位計画の数値目標	71
◇「浄化槽法」の改正	72
◇浄化槽の法定検査・保守点検・清掃	76

第1章

計画の概要



第1節 計画策定の背景

第2節 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

本町では一般廃棄物処理を計画的に推進していくため、2002（平成14）年3月に「長泉町一般廃棄物処理基本計画」を策定し、2007（平成19）年3月、2013（平成25）年3月、2018（平成30）年3月に見直しを行いました。

また、2010（平成22）年4月、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための「長泉町環境基本条例」を施行し、同条例に基づく「長泉町環境基本計画」を2012（平成24）年3月、後期計画を2017（平成29）年3月、2022（令和4）年3月には「第2次長泉町環境基本計画」を策定しました。

一方、国際社会においては、SDGs（持続可能な開発目標）の採択やパリ協定の発効、2050年カーボンニュートラルに向けた宣言など、廃棄物処理にも関連する動きがありました。また、国においては2018（平成30）年6月、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定するとともに、静岡県では2022（令和4）年3月に「第4次静岡県循環型社会形成計画」を策定するなど、循環型社会の形成に向けた総合的な計画を策定しています。さらに、近年では「食ロス削減推進法」「プラスチック資源循環法」が施行されるなど、新たなごみ問題に対する取り組みが必要となっています。

このような状況の中、国や県の動向はもとより、本町におけるごみ処理や生活排水処理の状況、これまでの施策の進捗状況などを踏まえ、新たに「第2次長泉町一般廃棄物処理基本計画」を策定します。



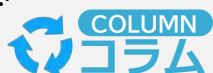
COLUMN コラム

SDGs（持続可能な開発目標）

SDGsは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された2030（令和12）年までの国際目標です。経済・社会・環境を統合した取り組みにより、持続可能な社会の実現を目指すとしています。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む目標となっており、日本国内でも政府や地方公共団体、事業者、民間団体、国民など幅広い主体による取り組みが広がっています。廃棄物については、ゴール12「つくる責任 つかう責任」として目標が設定されています。

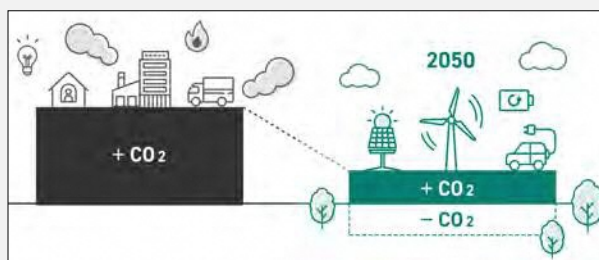


SDGsの17のゴール（目標）



パリ協定とカーボンニュートラル

2020（令和2）年度以降における気候変動対策の国際的枠組みを決める「パリ協定」が2016（平成28）年11月4日に発効しました。パリ協定は、世界的な平均気温上昇を「産業革命以前と比較して2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑えるよう努力する」という目標を掲げ、先進国・途上国が参加する歴史的な協定となっています。



カーボンニュートラルの考え方

【資料：環境省・脱炭素ポータル】

日本は、2020（令和2）年10月に「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を表明しました。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、新たな「地球温暖化対策計画」「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が2021（令和3）年10月に閣議決定されました。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、「循環型社会の形成」が対策・施策の柱の1つとして掲げられています。

本町を取り巻く廃棄物処理行政の経緯と国内外（★）の動向

年月	内容
2002（H14）年3月	「長泉町一般廃棄物処理基本計画」（平成14～31年度）の策定
2006（H18）年4月	長泉町一般廃棄物最終処分場（PFI事業）の運営開始
2007（H19）年3月	「長泉町一般廃棄物処理基本計画」（平成19～33年度）の改定
2010（H22）年4月	「長泉町環境基本条例」の施行
2012（H24）年3月	「長泉町環境基本計画」の策定
2013（H25）年3月	「長泉町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）」（平成25～33年度）の策定
2015（H27）年9月	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択（SDGs）★
2016（H28）年1月	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の策定★
2017（H29）年3月	「長泉町環境基本計画・後期計画」の策定 「長泉町災害廃棄物処理計画」の策定
10月	環境省主催の循環型社会や3RをテーマとしたCMコンテスト「Re-Style CMコンテスト」で町公式動画が地域作品賞を受賞
2018（H30）年3月	「長泉町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）」（平成30～33年度）の策定
6月	「第四次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定★
2019（R1）年5月	「プラスチック資源循環戦略」の策定★
6月	「浄化槽法」の改正★
10月	「食ロス削減推進法」の施行★
2020（R2）年3月	「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の策定★
5月	「循環経済ビジョン2020」の策定★
10月	政府が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言★
2021（R3）年3月	「第5次長泉町総合計画」の策定 「長泉町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（改訂版）の策定 「第3次長泉町食育推進計画」の策定
2022（R4）年3月	「第2次長泉町環境基本計画」の策定 「第4次静岡県循環型社会形成計画」の策定★
4月	「プラスチック資源循環法」の施行★
2023（R5）年3月	「第2次長泉町一般廃棄物処理基本計画」の策定

第2節 計画の基本的事項

1 目指すまちの姿

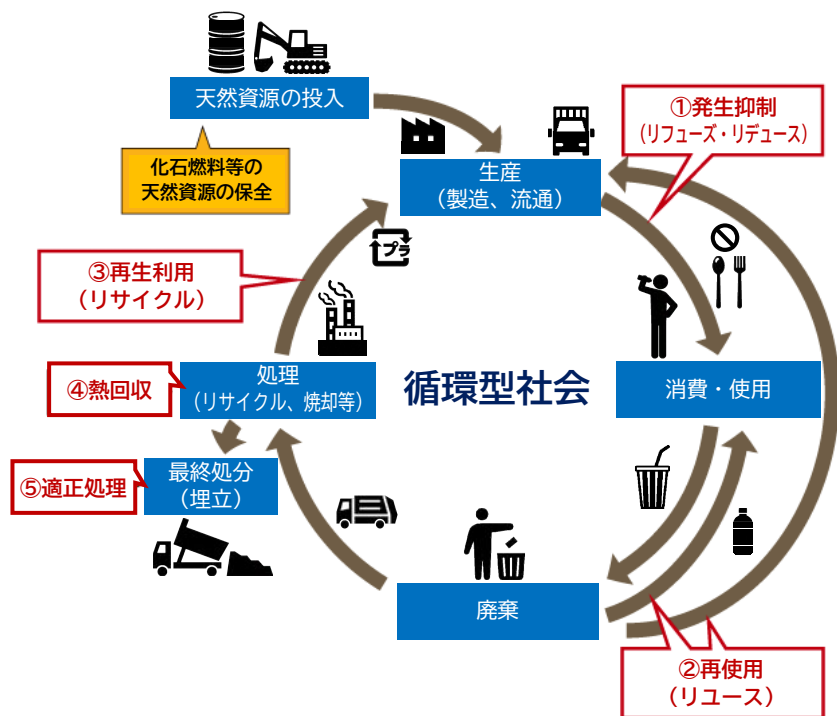


「循環型社会形成推進基本法」に示されているとおり、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の浪費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが急務となっています。

また、「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物の取り扱いに、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処理の優先順位があることを明示するとともに、循環型社会の形成に取り組んでいくうえで、事業者・国民の「排出者責任」、生産者の「拡大生産者責任（自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う）」を果たすことを求めています。

さらに、近年では、経済活動の中で廃棄されていた製品や原材料などを「資源」と考え、リサイクル・再利用などで活用し、資源を循環させる新しい経済システムである「循環経済（サーキュラーエコノミー）」の実現が世界の潮流となってきました。

これらのことを踏まえながら、次の世代に資源の循環する良好な環境を引き継いでいくため、本計画で「目指すまちの姿」は「資源が循環する持続可能なまちながいずみ」とします。



循環型社会に向けた処理の優先順位
【資料：環境省の図を基に作成】

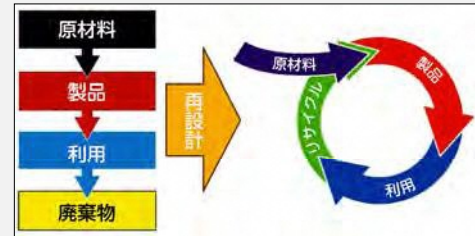


循環経済（サーキュラーエコノミー）

資源投入量・消費量を抑えつつ、ストック（既存の資源）を有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行は、今後の新たなビジネスモデルとして注目されています。

近年課題となっている食品ロスや海洋プラスチックごみなどの課題に対応するため、「食品ロス削減推進法」や「プラスチック資源循環法」が施行されるとともに、レジ袋の有料化などの取り組みがスタートしました。これらの法律も、循環経済（サーキュラーエコノミー）の考え方が理念にあります。

リニアエコノミー（線形経済） サーキュラーエコノミー（循環経済）



循環経済への移行イメージ

【資料：「A Circular Economy in the Netherland by 2050」(2016)より環境省作成】



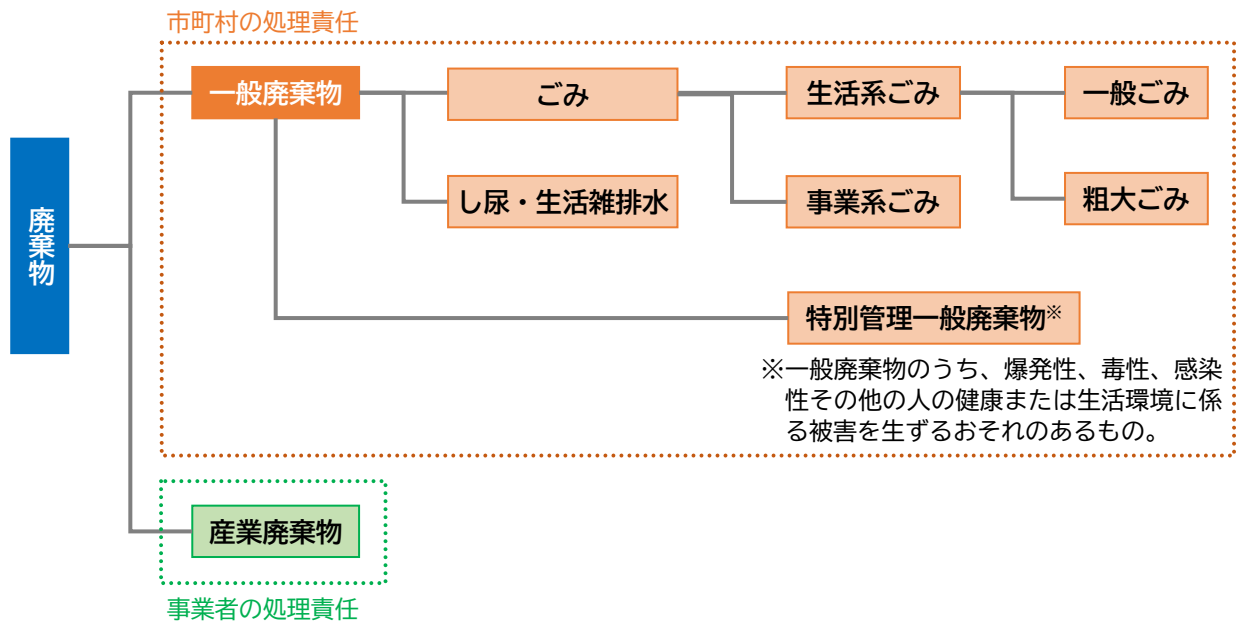
ながいずみ 水・緑・脱炭素 プロジェクト

「第2次長泉町環境基本計画」（2022（令和4）年3月策定）では、水と緑に恵まれた環境を活かしながら、脱炭素に関する取り組みを重点的に行うことで、環境・経済・社会が好循環する脱炭素なまちを目指す「ながいずみ 水・緑・脱炭素 プロジェクト」を掲げています。このプロジェクトでは、「廃プラ対策」「ごみ拾いウォーキング」なども位置づけられており、循環型社会の構築を通じた脱炭素社会の実現を目指していきます。



2 計画の対象

本計画は、本町全域から発生する一般廃棄物（ごみ、し尿・生活雑排水）を対象とします。



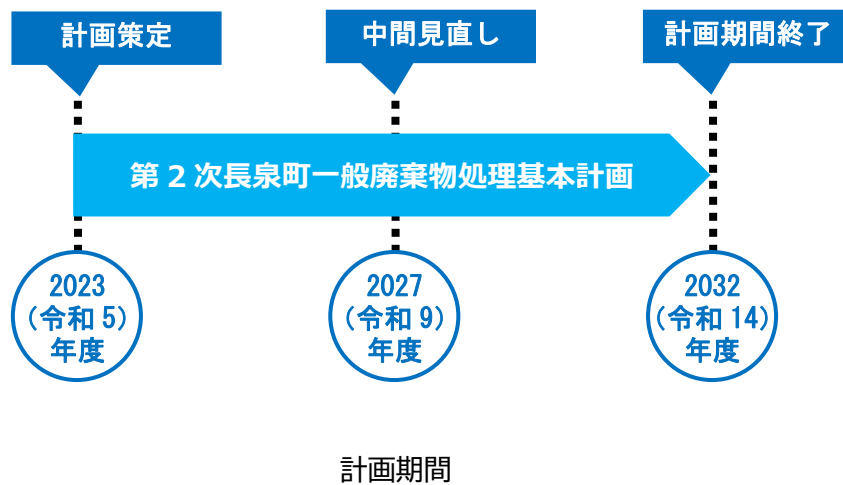
廃棄物の分類

【資料：環境省・令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書をもとに作成】

3 計画の期間

本計画は2023（令和5）年度を初年度として、2032（令和14）年度までの10年間を計画期間とします。また、中間目標年度は2027（令和9）年度とします。

社会情勢や環境の変化に対応するため、おおむね5年で計画を見直します。



4 計画の位置づけ

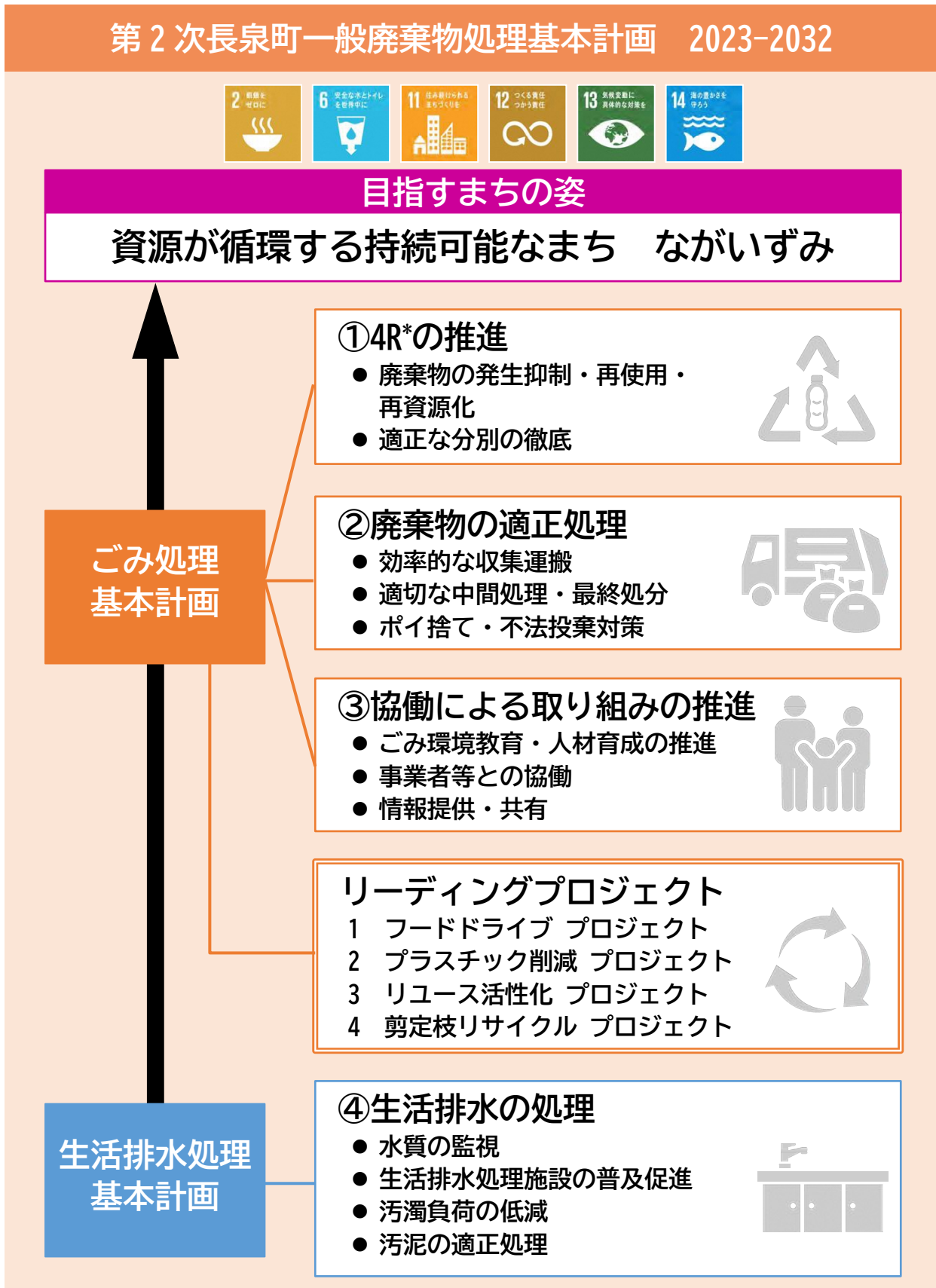
「第2次長泉町一般廃棄物処理基本計画」（以後、「本計画」という。）は、上位計画である「第5次長泉町総合計画」や「第2次長泉町環境基本計画」、国や県の廃棄物関連法令・計画とも整合を図っていくものとします。



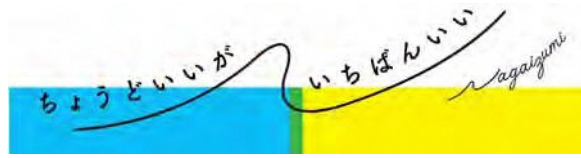
本計画の位置づけ

5 計画の体系

本計画の体系は以下のとおりです。



*4Rとは、廃棄物の発生抑制（断る：Refuse リフューズ、減らす：Reduce リデュース）、再使用（Reuse リユース）、再資源化（Recycle リサイクル）のこと。



第5次長泉町総合計画 2021-2030

将来都市像

みんなで作る 輝きつづける
“ちょうどいい” まち
～優しく育む 豊かで安心な ながいずみ～

第2次長泉町環境基本計画 2022-2031

望ましい環境像

自然の恵みを 未来へつなぐ
持続可能なまち ながいずみ

ごみのない
資源が循環するまち

4Rを推進する

ごみを適正に処理する

みんなで取り組み
環境を育むまち

環境について学び行動する

心地よく
住み続けたいまち

清潔で美しいまちにする

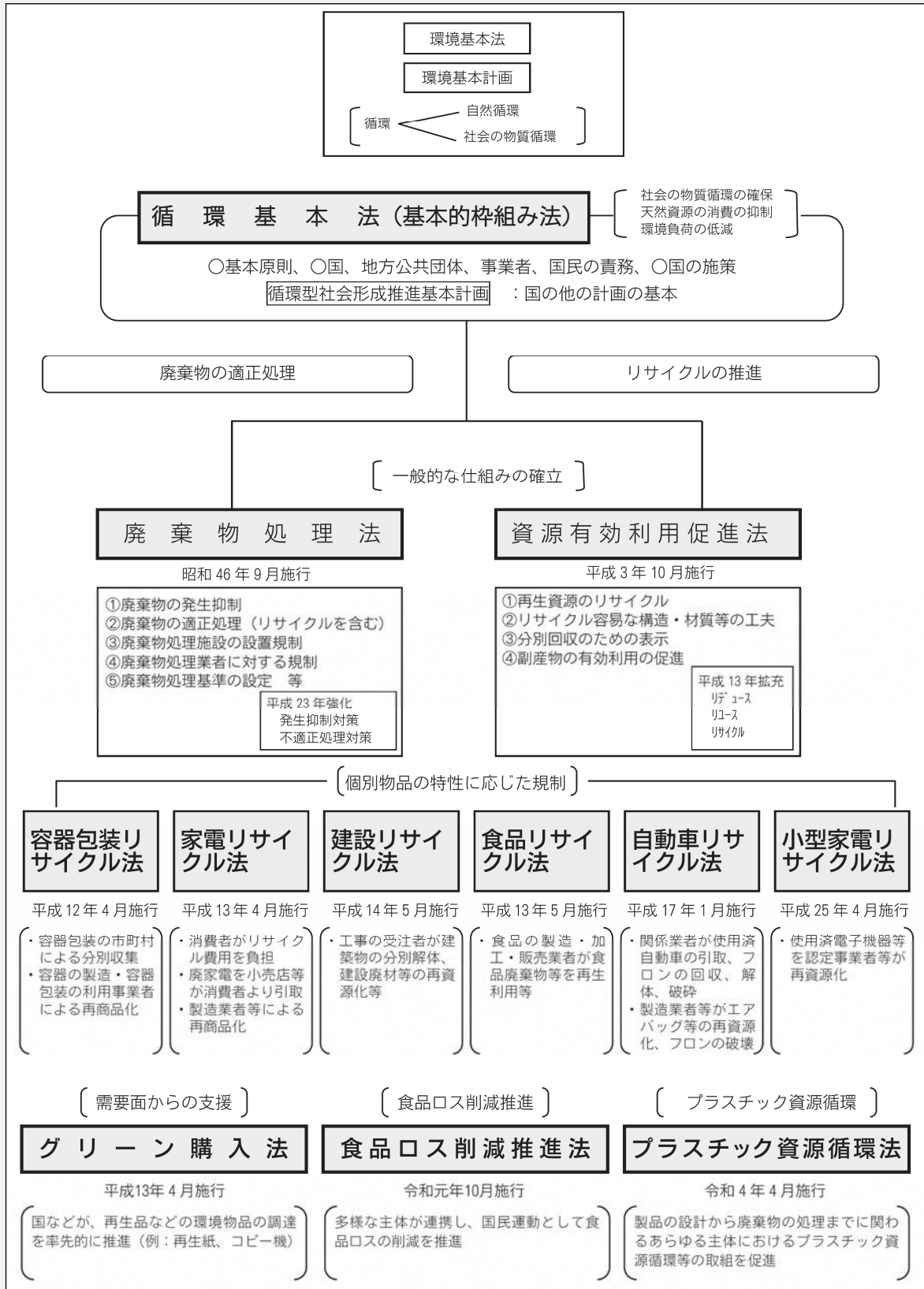
水と空気がきれいで
安全・安心なまち

水や空気をきれいにする



廃棄物に関する法体系

廃棄物に係る基本的な法体系を以下に示します。



循環型社会形成推進のための法体系と概要

【資料：第4次静岡県循環型社会形成計画】

第2章

ごみ処理基本計画



- 第1節 ごみ処理の現状
- 第2節 ごみ処理の課題
- 第3節 ごみ処理の将来推計
- 第4節 ごみ処理計画

第1節 ごみ処理の現状

1 ごみの収集・運搬

本町の収集・運搬業務の概要を以下に示します。

収集・運搬業務の概要

収集区域	町全域	計画収集人口	行政区域人口
分別形態	12種 21分別	収集時間	午前8時より収集開始
収集主体	委託	収集機材	塵芥(収集)車、ダンプトラック、トラック
収集袋		町指定袋	ビニール袋
	燃やせるごみ	○	×
	プラスチックごみ	○	○
	燃やせないごみ	○	○

区名・班・氏名を記入して排出する。他市町のごみ袋を使用する場合には、市町名を二重線で消し、長泉町と記入する。黒いビニール袋は回収しない。



ごみの出し方便利帳

本町では、ごみの出し方や分別区分の詳細をまとめた「ごみの出し方便利帳」を作成し、全戸に配布しています。また、同じく全戸に配布している「家庭ごみ収集カレンダー」は、日本語、英語、ポルトガル語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、スペイン語に対応しています。

このほか、スマートフォンに対応した「長泉町ごみ分別アプリ」などもあります。

The collage shows three documents related to waste management in Nagasaki. On the left is the 'ごみの出し方便利帳' (Waste Disposal Guide), which includes a table of contents and instructions for disposing of various types of waste. In the center is another 'ごみの出し方便利帳' showing specific disposal instructions for plastic waste, including a diagram of a recycling bin and examples of acceptable and unacceptable items. On the right is the '家庭ごみ収集カレンダー' (Household Waste Collection Calendar), which provides a monthly schedule for waste collection, including collection times for different areas and a list of items that can be disposed of.

ごみの出し方便利帳

家庭ごみ収集カレンダー

2 ごみの分別・処理

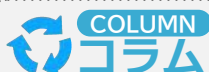
本町では、5区分、12種、21分別により回収を行っています。

廃食用油（使用済みの植物油）は、バイオディーゼル燃料（BDF）に精製してごみ収集車の燃料に利用するため、2008（平成20）年度から塵芥焼却場において直接搬入を受け入れています。

一般家庭以外の事業所等から排出される産業廃棄物以外の事業系ごみ（可燃ごみ）については、塵芥焼却場において直接搬入を受け入れています。

ごみの分別区分及び収集（受け入れ）頻度

生活系 事業系	収集（受け入れ）区分	分別種類	分別区分	収集（受け入れ）頻度 （ステーション回収のみ）
生活系ごみ	燃やせるごみ （可燃ごみ）	燃やせるごみ		週2回
	プラスチックごみ （資源ごみ）	プラスチック製容器包装		週1回（水曜日）
		その他プラスチック		
	燃やせないごみ （不燃ごみ）	小型家電		月2回（隔週）
		破碎ごみ		
		埋立ごみ		
	ペットボトル・ 有害ごみ	ペットボトル		月2回
		有害ごみ	蛍光管・LED 乾電池・充電池	
	資源物（資源ごみ）	金属類	空き缶（アルミ・スチール）	月2回
			その他の金属	
		びん類	リターナブルびん	月2回
			無色びん	
			茶色びん	
			その他色びん	
古紙類		新聞	月2回	
		雑誌・雑がみ		
		ダンボール		
		牛乳等紙パック		
布類	衣服			
	廃食用油（使用済みの植物油）		月～金（直接搬入）	
事業系ごみ	燃やせるごみ（可燃ごみ）		月～金（直接搬入）	

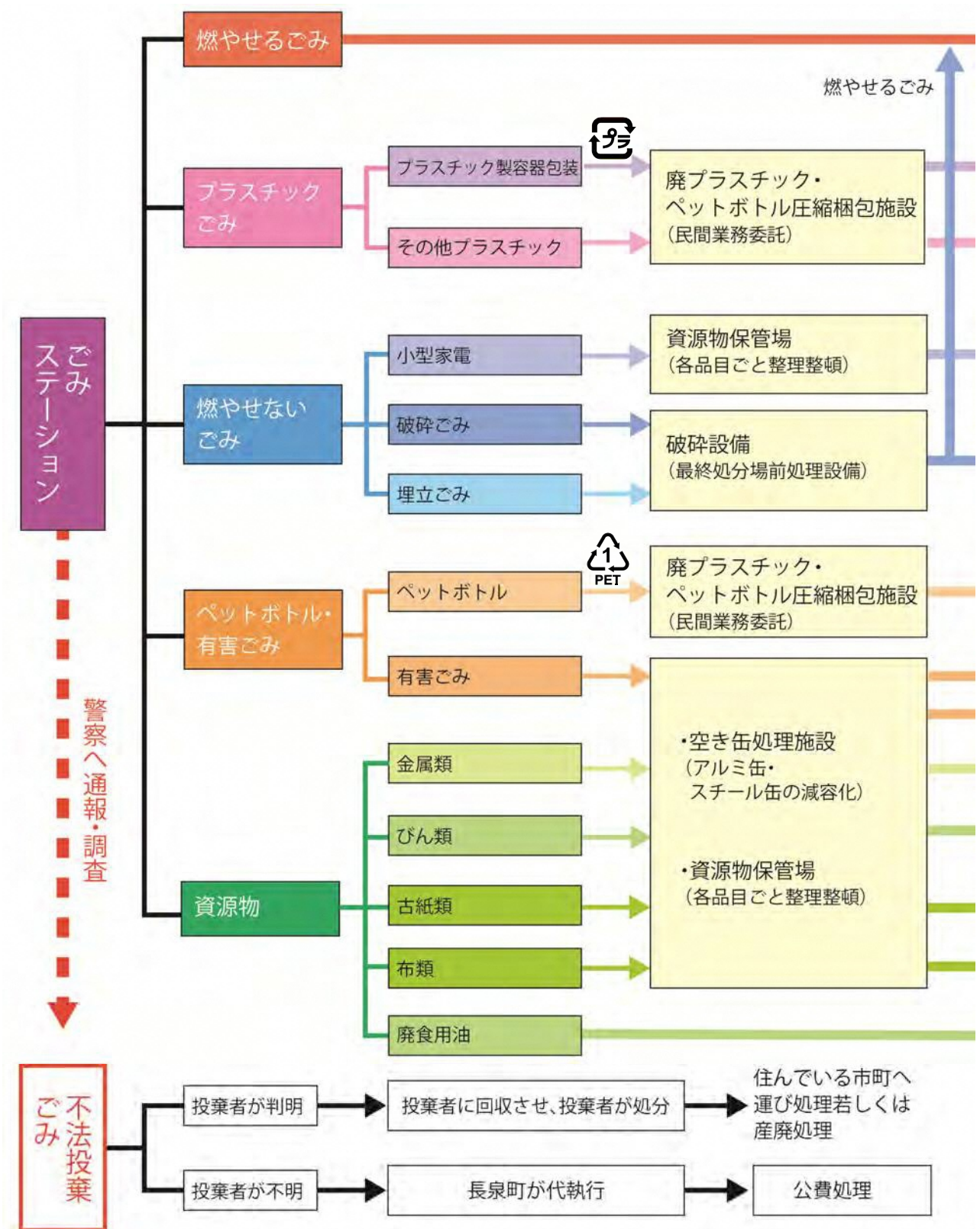


事業系一般廃棄物（事業系ごみ）

事業系廃棄物は、「事業系一般廃棄物（事業系ごみ）」と「産業廃棄物」に分類されており、いずれも事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。

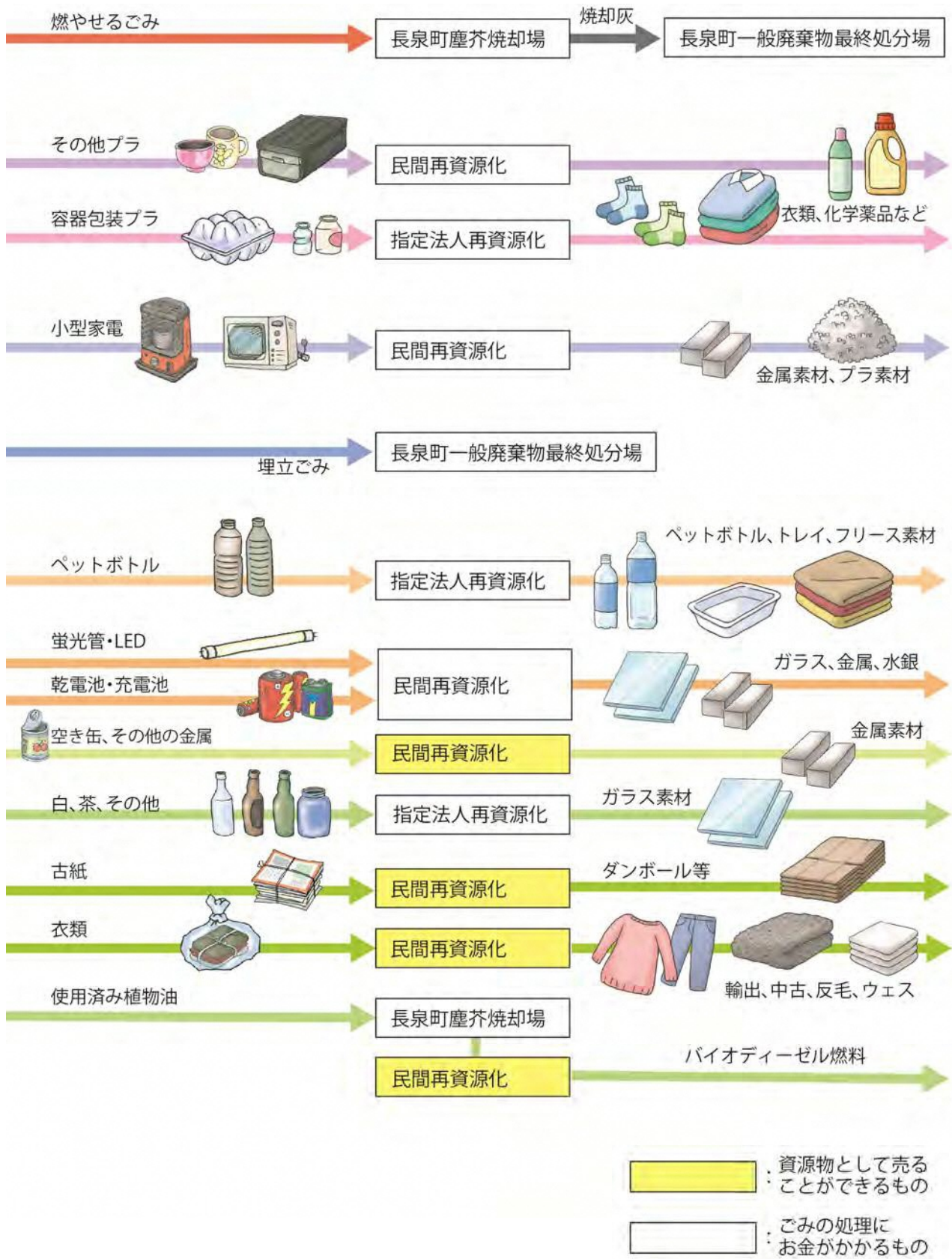
事業系一般廃棄物（事業系ごみ）は、産業廃棄物（廃棄物処理法及び施行令で定められている20種類）以外の事業系ごみをいいます。本町では、事業系一般廃棄物（事業系ごみ）の処理方法として、①町長から許可を受けている一般廃棄物収集運搬許可業者への委託する、②排出者（事業者）自らが塵芥焼却場に搬入する（燃やせるごみのみ）、の2つがあり、地域のごみステーションに出すことはできません。

また、塵芥焼却場では、事業系一般廃棄物（事業系ごみ）に不適正搬入物の混入がないか職員による展開検査を実施しています。



ごみ処理フロー(1)

【ごみの出し方便利帳 (第5版)】



ごみ処理フロー(2)

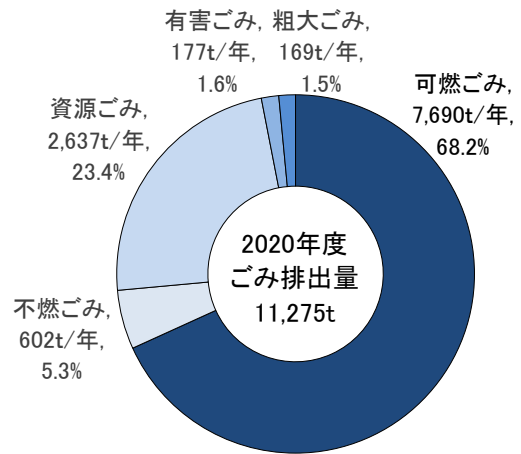
【ごみの出し方便利帳(第5版)】

3 ごみ排出量

(1)ごみ排出量

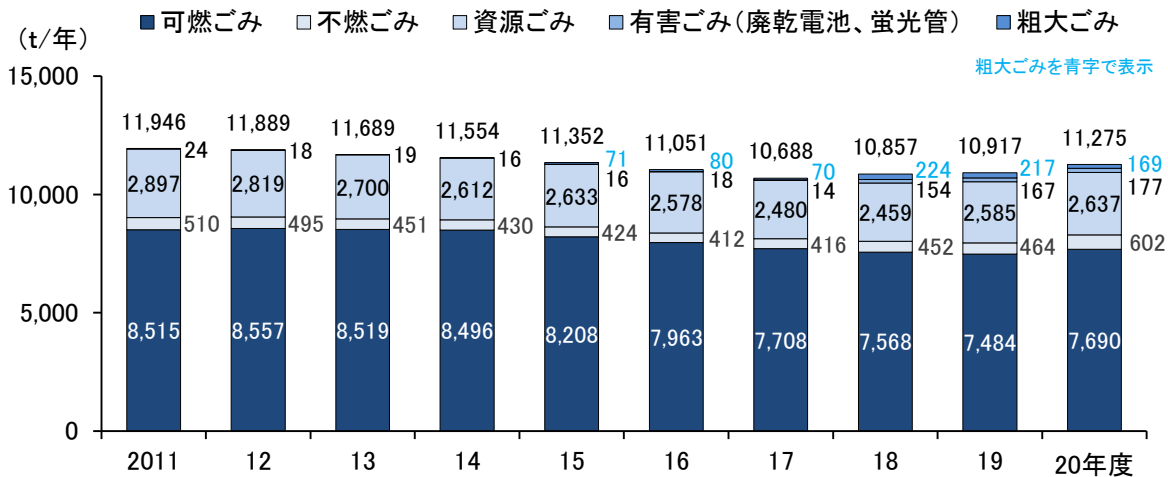
2020（令和2）年度におけるごみ排出量は11,275t/年であり、その内訳は、可燃ごみが7,690t/年（68.2%）、資源ごみが2,637t/年（23.4%）、不燃ごみが602t/年（5.3%）となっています。

ごみ排出量は2011（平成23）年度以降、減少傾向にありましたが、2018（平成30）年度からは増加しています。近年は、新型コロナウイルス感染症拡大対策に伴う緊急事態宣言やステイホーム、生活様式の変革などにより、生活系ごみは増加傾向にあります。



ごみ排出量の内訳（2020年度）

【資料：環境省・一般廃棄物処理実態調査】



ごみ排出量の実績

【資料：環境省・一般廃棄物処理実態調査】



長泉町ごみ分別アプリ

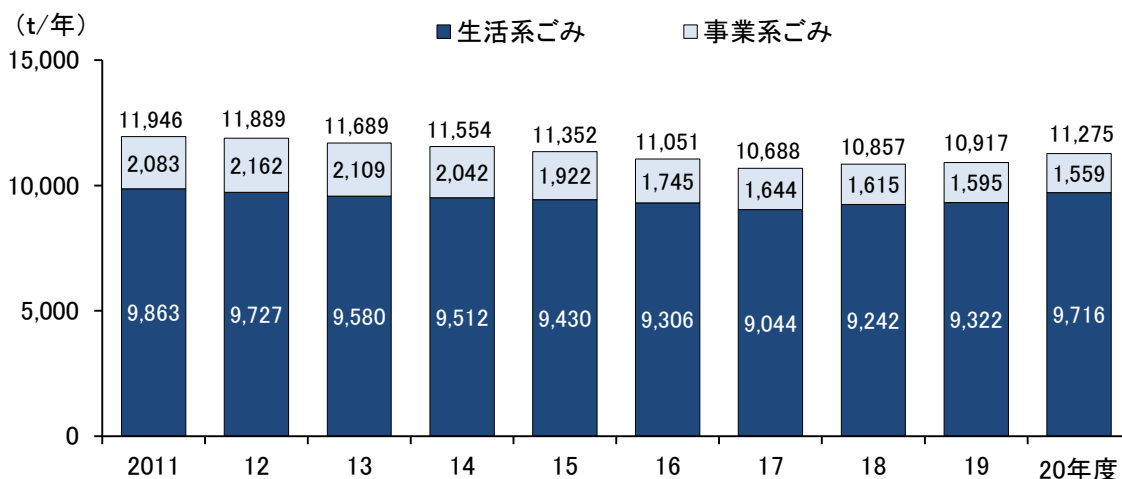
「長泉町ごみ分別アプリ」は、ごみ出しや環境に関する情報を配信するアプリです。お住まいの地域を設定すれば、収集日カレンダーを表示し、前日にプッシュ通知でお知らせします。



(2)生活系ごみ・事業系ごみ

2020（令和2）年度の生活系ごみは9,716t/年（86.2%）、事業系ごみは1,559t/年（13.8%）であり、生活系ごみが全体の9割弱を占めています。

生活系ごみは2011（平成23）年度以降、減少傾向にありましたが、2018（平成30）年度以降は増加しています。一方で、事業系ごみは2012（平成24）年度の2,162t/年をピークに減少しています。



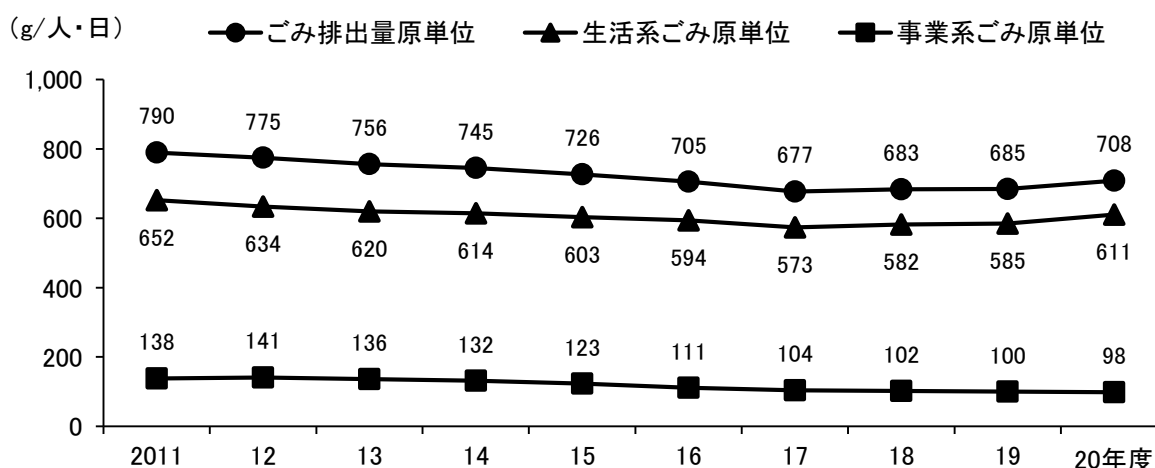
生活系ごみ及び事業系ごみ排出量の実績

【資料：環境省・一般廃棄物処理実態調査】

(3)ごみ排出量原単位

ごみ排出量原単位（町民1人1日当たりのごみ排出量）は、減少傾向にありましたが、2018（平成30）年度以降は増加しており、2020（令和2）年度は708g/人・日となっています。

生活系ごみ原単位は減少傾向にありましたが、2018（平成30）年以降増加しています。一方、事業系ごみ原単位は減少傾向にあり、2020（令和2）年度は98g/人・日となっています。



注) ごみ排出量原単位(g/人・日) = ごみ排出量(t/年) ÷ 総人口(人) ÷ 365 (または366) (日/年) × 1,000,000
 生活系ごみ原単位(g/人・日) = 生活系ごみ排出量(t/年) ÷ 総人口(人) ÷ 365 (または366) (日/年) × 1,000,000
 事業系ごみ原単位(g/人・日) = 事業系ごみ排出量(t/年) ÷ 総人口(人) ÷ 365 (または366) (日/年) × 1,000,000

ごみ原単位の実績

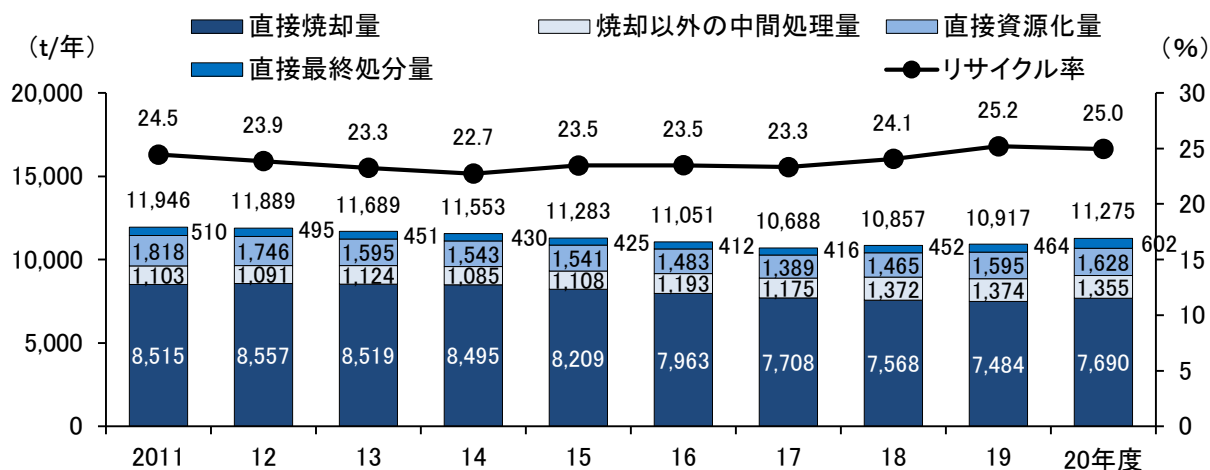
【資料：環境省・一般廃棄物処理実態調査】

4 ごみ処理

(1)ごみ処理量

ごみ処理量は減少傾向にありましたが、2018（平成30）年度以降は増加しています。2020（令和2）年度のごみ処理量のうち、直接焼却量が68.2%、直接資源化量が14.4%を占めています。

リサイクル率は低下傾向にありましたが、2018（平成30）年度以降増加しており、2020（令和2）年度は25.0%となっています。

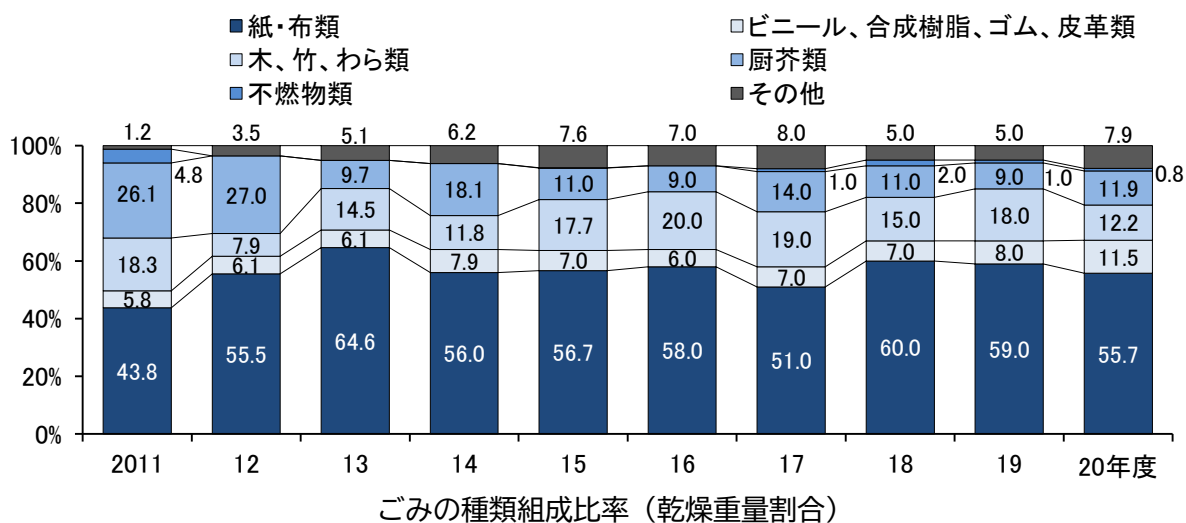


注) リサイクル率 = (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) / (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100
ごみ処理量の実績

【資料：環境省・一般廃棄物処理実態調査】

(2)事業系ごみ（可燃ごみ）の組成

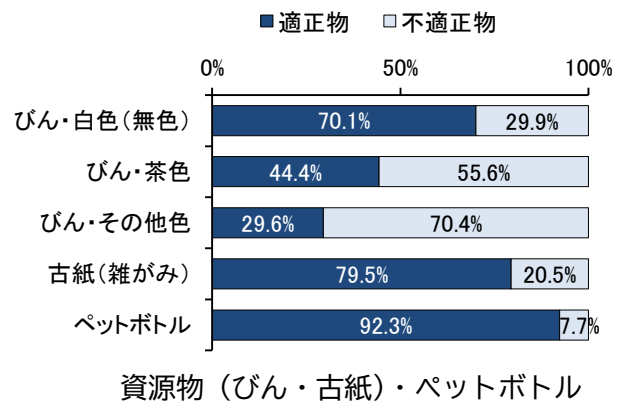
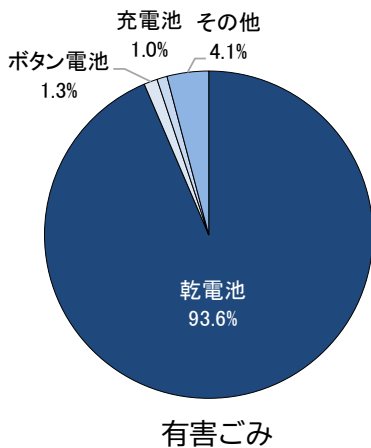
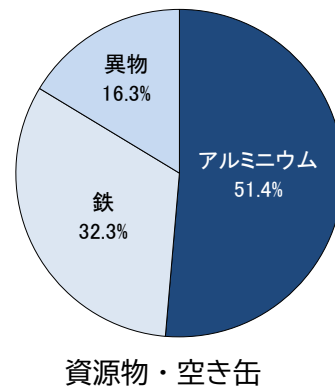
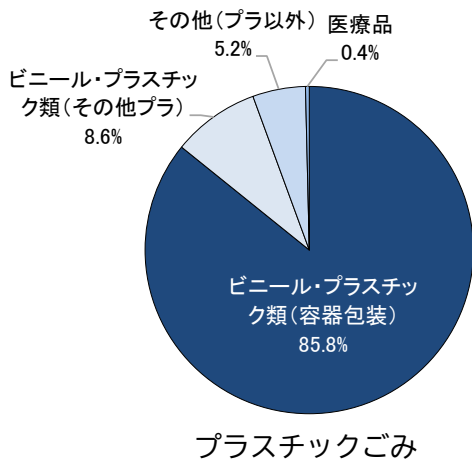
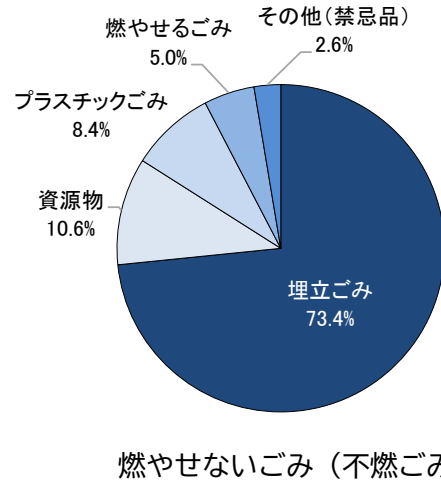
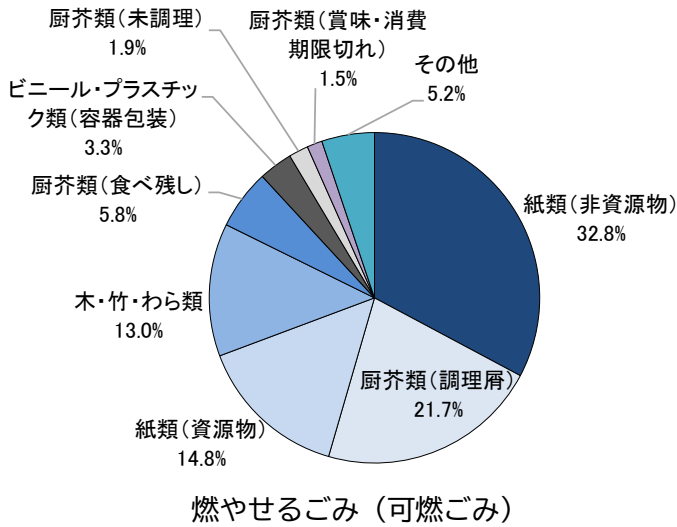
事業系ごみの可燃ごみの種類組成は、紙・布類が約半数以上を占めています。2020（令和2）年度は紙・布類が55.7%と最も多く、次いで木、竹、わら類が12.2%、ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類の11.5%となっています。



【資料：くらし環境課】

(3)生活系ごみの組成

2021（令和3）年度に実施したごみ組成調査の結果によると、燃やせるごみ（可燃ごみ）の組成は、紙類（非資源物）、厨芥類（調理屑）、紙類（資源物）の順に多くなっています。また、燃やせないごみ（不燃ごみ）の組成は、資源物やプラスチックごみ、燃やせるごみが全体の約20%を占めています。資源物（びん・古紙）・ペットボトルについては、びん類の不適正物の割合が多くなっています。



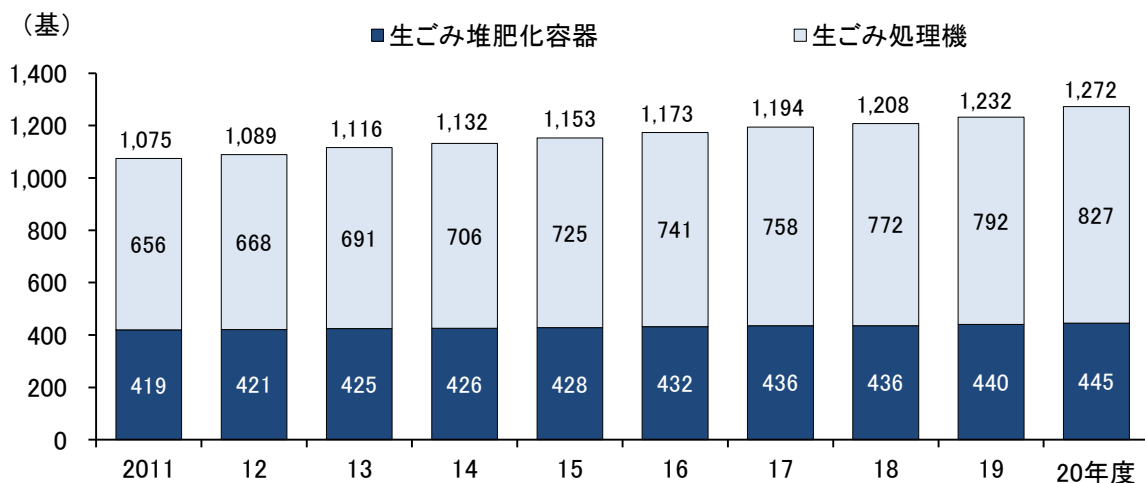
ごみの組成調査結果（2021年度）

【資料：くらし環境課】

5 ごみ減量・再資源化

(1) 生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機への補助

本町では厨芥ごみの減量化のため、生ごみ堆肥化容器、生ごみ処理機の購入に対する補助を行っています。2020（令和2）年度までに、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の合計1,272基に補助を行いました。

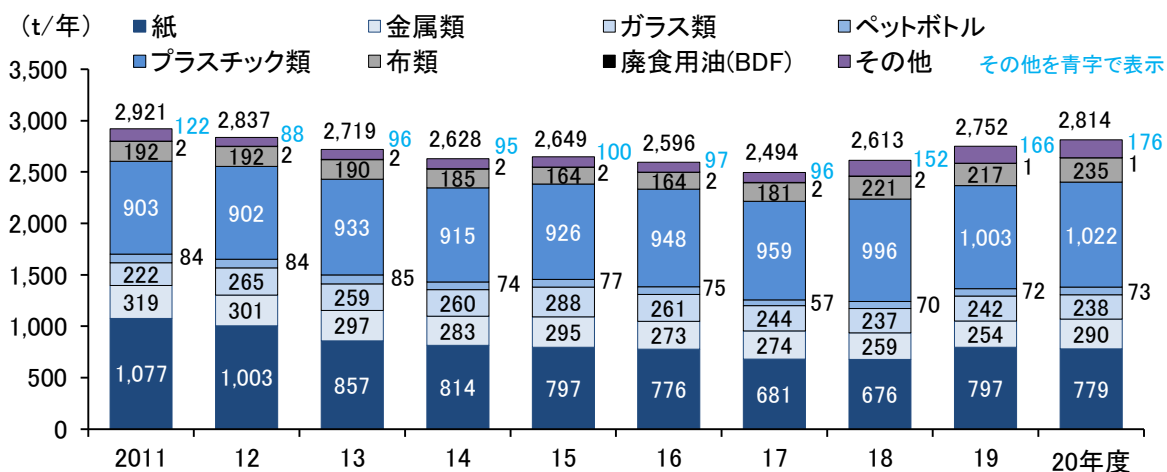


生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の補助実績

【資料：くらし環境課】

(2) ごみ資源化量

2020（令和2）年度の資源ごみのうち、資源化量が最も多かったものは、プラスチック類が1,022t/年であり、次いで紙が779t/年となっています。資源化量は減少傾向にありましたが、2018（平成30）年度以降は増加しています。

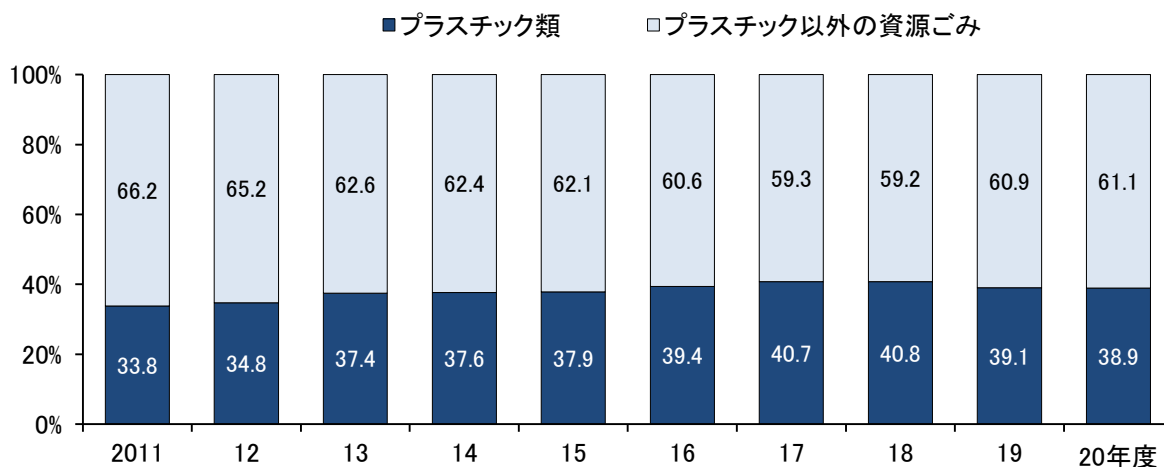


再資源化量の実績

【資料：環境省・一般廃棄物処理実態調査】

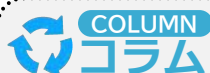
6 プラスチックごみ資源化量

本町の資源化量に対するプラスチック類の割合は、年々上昇傾向にあり 2020（令和 2）年度には 38.9%を占めています。



資源化ごみに対するプラスチック類の資源化量の割合

【資料：環境省・一般廃棄物処理実態調査】



プラスチックごみに関する動向

■「プラスチック資源循環戦略」の策定

プラスチックごみの国際的な問題意識の高まりの中、わが国では 2019（令和元）年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R に加えて Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則に据えました。これを受けて 2020（令和 2）年には、「容器包装リサイクル法」に基づくレジ袋の有料化が始まりました。

■「プラスチック資源循環法」の施行

2022（令和 4）年 4 月から「プラスチック資源循環法」が施行されました。同法はプラスチック製品の設計・製造から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全体を通じたプラスチック資源循環の促進を図ることを目的としています。具体的には、製造業者の環境配慮設計の策定と認定制度、ワンウェイプラスチックに関する使用の合理化・ストローやスプーン類などの有料化、市区町村の分別収集・再商品化の促進、製造・販売業者等による自主回収の制度化などの措置が定められています。なお、市区町村の行うプラスチック使用製品の再資源化については、「指定法人への委託」「認定再商品化計画に基づくリサイクル」のどちらかを講じるよう努める（努力義務）こととされています。

■本町におけるプラスチックの回収

本町では「容器包装リサイクル法」に基づいてプラスチック製容器包装を分別品目として収集し、指定法人である「公益財団法人・日本容器包装リサイクル協会」において再資源化をしています。

また、「プラスチック資源循環法」で対象となったプラスチック容器包装以外のプラスチック使用製品について、本町では「その他プラスチック」として民間業務委託による再資源化を行っています。



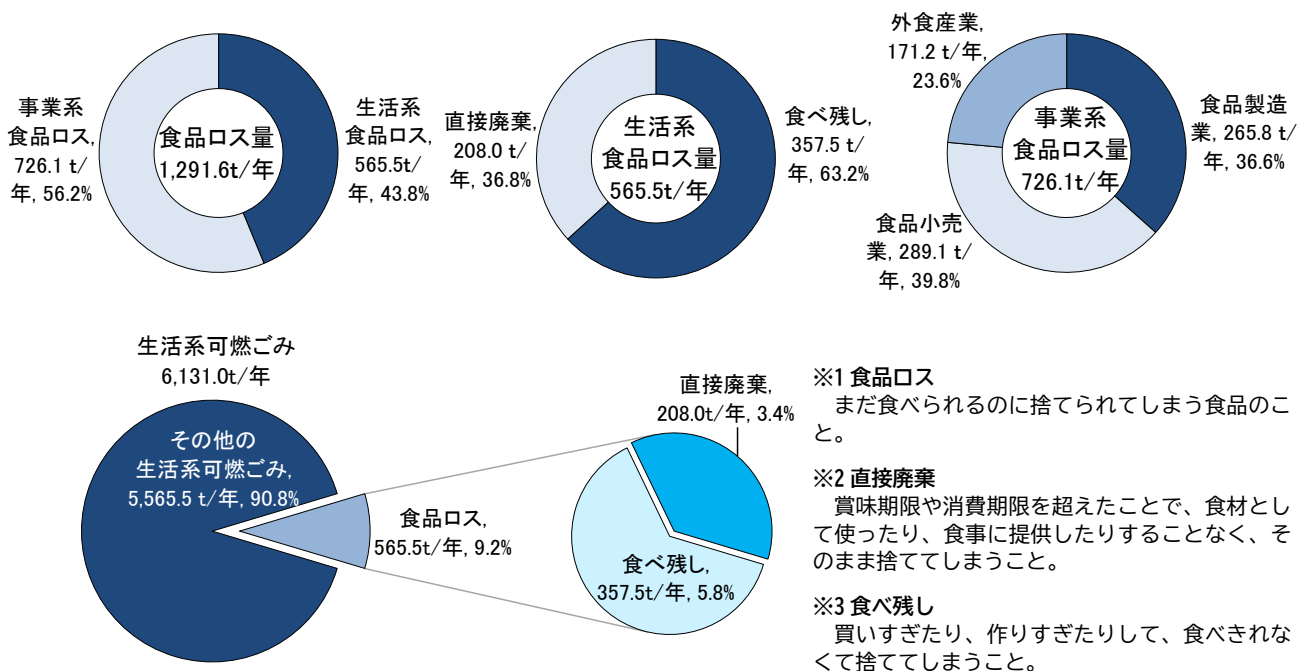
回収したプラスチック製容器包装

7 食品ロス量

本町の食品ロス^{※1}量は1,291.6t/年と推計され、そのうち、生活系食品ロスが565.5t/年(43.8%)、事業系食品ロスが726.1t/年(56.2%)となっています。

生活系食品ロスは、生活系可燃ごみの約9.2%を占め、このうち直接廃棄^{※2}が208.0t/年(3.4%)、食べ残し^{※3}が357.5t/年(5.8%)と推計されます。

また、「食品リサイクル法」に基づく定期報告などの情報から推計した事業系食品ロス量は726.1t/年です。その内訳は、食品小売業が289.1t/年(39.8%)、食品製造業が265.8t/年(36.6%)、外食産業が171.2t/年(23.6%)となっています。



本町の食品ロス量の推計結果

注) 2021(令和3)年食品ロス量推計量=2020(令和2)年生活系可燃ごみ量×2021(令和3)年ごみ質調査結果
【資料:環境省・一般廃棄物処理実態調査、長泉町2021年ごみ質調査結果、「食品リサイクル法」に基づく定期報告などをもとに推計】



世界・日本における食品ロスの現状

国連食糧農業機関 (FAO) によると、世界の飢餓の影響を受けている人口は約8億人もいると推計されている一方で、世界の食料廃棄量は約13億t/年と推計されており、人の消費のために生産された食料のおよそ3分の1が廃棄されています。世界でも深刻な飢えや栄養不良の問題が存在する中、大量の食品が廃棄されているため、その削減が重要な課題となっています。

「食品ロス」は、まだ食べられるにも関わらず捨てられる食品のことであり、賞味期限切れや食べ残し、過剰除去(野菜の皮を厚く剥くなど)で捨てられるものを意味しています。

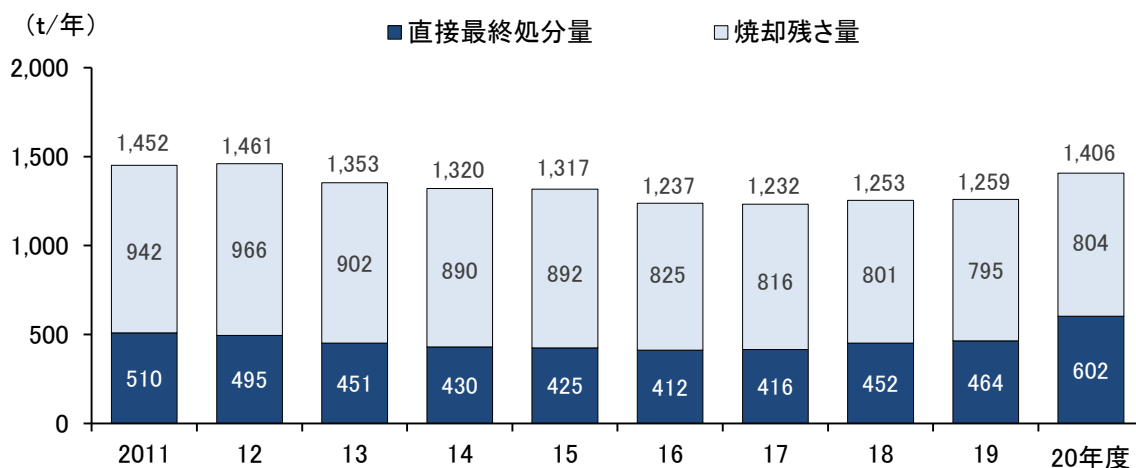
農林水産省及び環境省の推計値によると、日本(全国)の2020(令和2)年度の食品ロスの量は522万t/年で、その内訳は生活系食品ロス量が247万t/年、事業系食品ロス量が275万t/年です。国民1人1日当たりの食品ロス量は113g/人・日となり、これは日本の全国民が毎日、お茶碗約1杯分のご飯を捨てている計算となります。



8 最終処分量

本町では、2006（平成 18）年 3 月をもって直営の最終処分場の埋立が終了しました。その後、2006（平成 18）年度から新たに PFI 方式の最終処分場で埋立を開始し、2020（令和 2）年度で第 1 期が終了しました。2021（令和 3）年度からは第 2 期の埋立処分を行っています。

最終処分量は、2017（平成 29）年度までは減少しており、2018（平成 30）年度以降は増加しています。



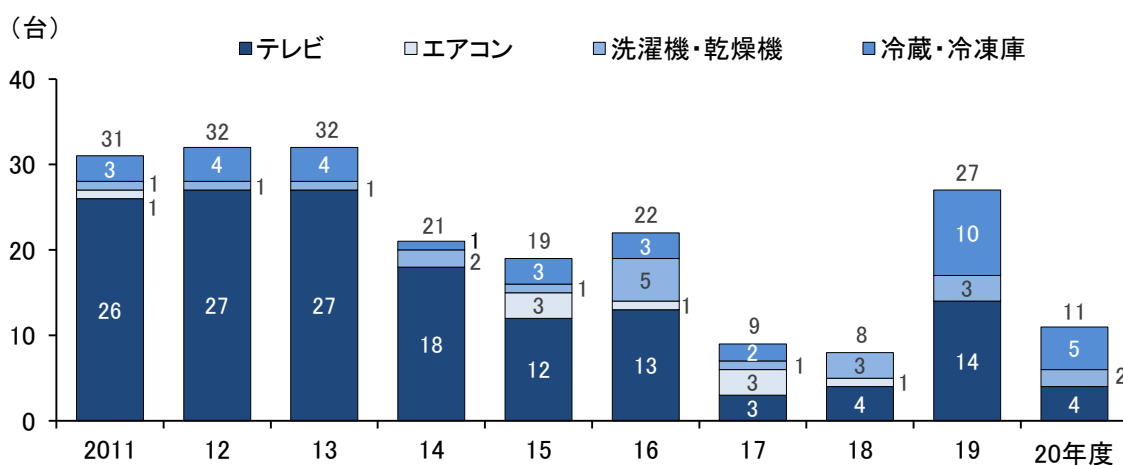
最終処分量の実績

【資料：環境省・一般廃棄物処理実態調査】

9 家電4品目の不法投棄回収量

2001（平成 13）年 4 月に「家電リサイクル法」が施行されて以来、対象となる家電 4 品目（家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、製造業者及び販売業者による引き取り及びリサイクルによる適正な処理が義務化されましたが、引き取り時に処理料金が発生することから、適正な処理が行われず、不法投棄されるケースが後を絶ちません。

本町では、2001（平成 13）年度から不法投棄物の監視パトロール及び回収・処理を行っており、2020（令和 2）年度の不法投棄回収量は 11 台となっています。年ごとに変動がありますが、2011（平成 23）～2013（平成 25）年度頃と比較すると、減少傾向にあります。



家電 4 品目の不法投棄回収量

【資料：くらし環境課】

10 施設の概要

本町の中間処理施設及び最終処分施設の概要を以下に示します。

中間処理施設は塵芥焼却場、空き缶処理施設、資源物ストックヤードがあります。塵芥焼却場は1974（昭和49）年度に50t/8hのバッチ式炉として竣工しましたが、1998（平成10）～1999（平成11）年度に基幹改良工事を実施し、150t/24hの連続燃焼式として2000（平成12）年3月より稼働しています。

最終処分場の整備はPFI事業方式で2006（平成18）年4月に稼働し、2021（令和3）年度からは第2期がスタートしました。最終処分場の埋立量は、ごみの減量や分別の徹底などの成果により、当初計画の半分に抑えられています。

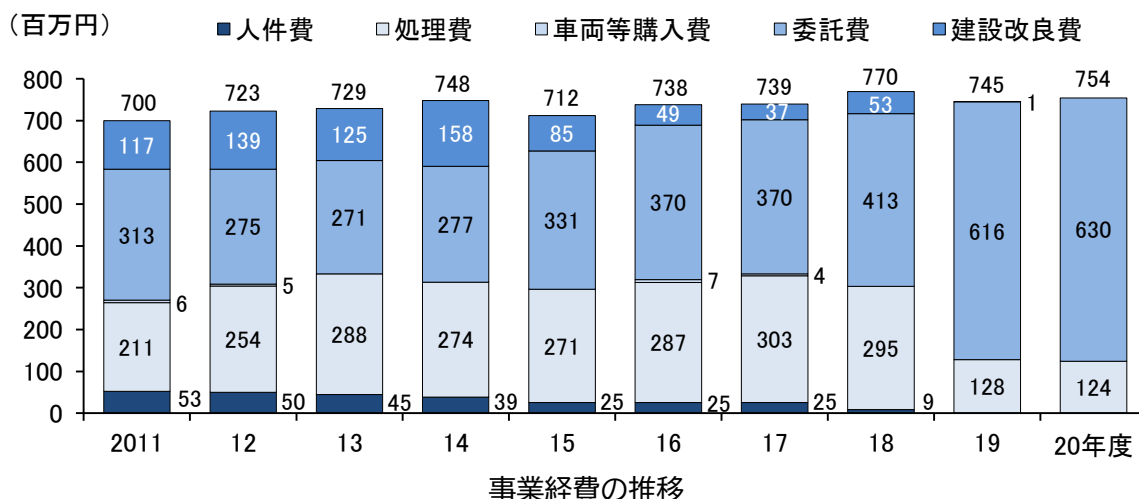
施設の概要

施設名称	長泉町塵芥焼却場	
事業主体	長泉町（長期包括運営管理業務委託） 2019（令和元）年度から10年間	
竣工年	1974（昭和49）年5月、改造・リニューアル竣工 2000（平成12）年3月	
所在地	静岡県駿東郡長泉町東野143の11	
敷地面積	13,681 m ²	
処理能力	150t/24h（75t/24h×2炉）（現在）、50t/8h（25t/8h×2炉）（改造前）	
炉形式	連続燃焼式焼却炉（現在）、機械化バッチ式焼却炉（改造前）	
設備内容	受入供給設備	ビットアンドクレーン
	燃焼ガス冷却設備	別置型水噴射式ガス冷却設備（ガス冷却室・ガス急冷塔）
	排ガス処理設備	バグフィルタ（現在）、マルチサイクロン（改造前）
	排水処理設備	クローズドシステム
	通風設備	平衡通風式
	余熱利用	場内温水
施設名称	空き缶処理施設	
事業主体	長泉町（長期包括運営管理業務委託） 2019（令和元）年度から10年間	
竣工年	1992（平成4）年8月	
所在地	静岡県駿東郡長泉町東野143の11	
処理対象物	アルミ、鉄	
処理能力	0.25t/h	
処理工程	受け入れ→手選別によるアルミ、鉄以外のごみの除去→鉄、アルミの機械による選別→圧縮→成形	
施設名称	資源物ストックヤード	
事業主体	長泉町（長期包括運営管理業務委託） 2019（令和元）年度から10年間	
所在地	静岡県駿東郡長泉町東野143の11	
ストック対象物	小型家電、びん類、一般鉄類、古紙類、衣類、乾電池、蛍光灯	
施設名称	長泉町一般廃棄物最終処分場	
事業主体	長泉町（長期包括運営管理業務委託） 2021（令和3）年度から15年間	
竣工・開始年	2006（平成18）年3月竣工 第2期は2021（令和3）年4月	
所在地	静岡県駿東郡長泉町東野374の12	
埋立面積	10,394m ²	
埋立容量	42,008m ³	
埋立方法	サンドイッチ + セル方式	
遮水構造	ベントナイト混合土 + 2重遮水シート	
漏水検知	自然流下式漏水検知システム	
浸出水設備	60m ³ /日	
前処理設備（破碎機）	4.9t/日	

11 事業経費

(1) 事業経費

2011（平成23）年度以降の事業経費は増加傾向にあり、2020（令和2）年度は約7.5億円となっています。2020（令和2）年度の内訳をみると、委託費が6.3億円、処理費が1.2億円となっています。2019（令和元）年度からは、塵芥焼却場の管理運営事業を包括的業務委託方式（10年間）に移行したため、人件費、処理費の一部、建設改良費が委託費に含まれています。



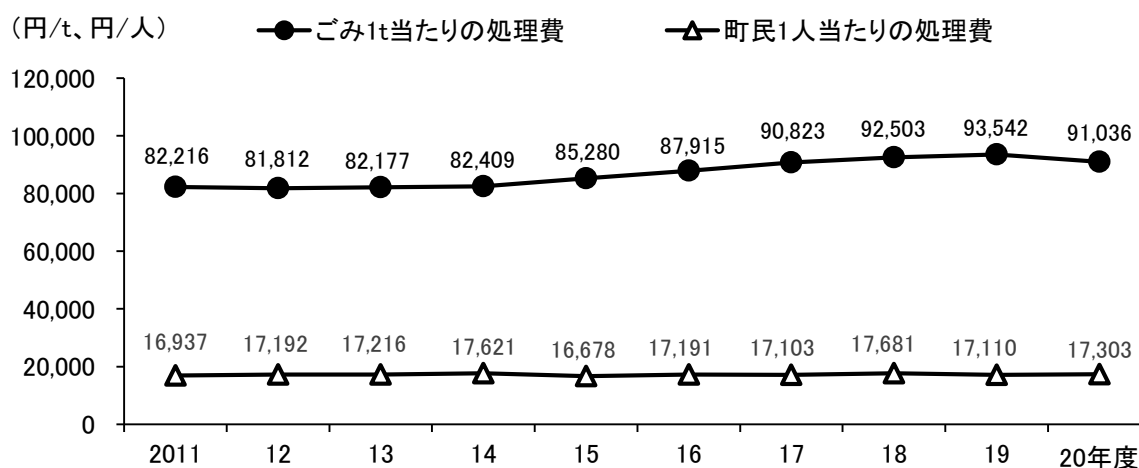
注) 処理費=収集運搬費+中間処理費+最終処分費、委託費=収集運搬費+中間処理費+最終処分費+その他

【資料:環境省・一般廃棄物処理実態調査】

(2) 単位当たりの処理経費

ごみ1tあたりに費やす処理経費は増加傾向にあり、2020（令和2）年度は91,036円/tで2011（平成23）年度から約1割の増加となっています。

また、町民1人当たりが負担するごみ処理経費をみると、2020（令和2）年度は17,303円/人（静岡県の平均は15,144円/人）で、この10年間ではほぼ横ばいで推移しています。



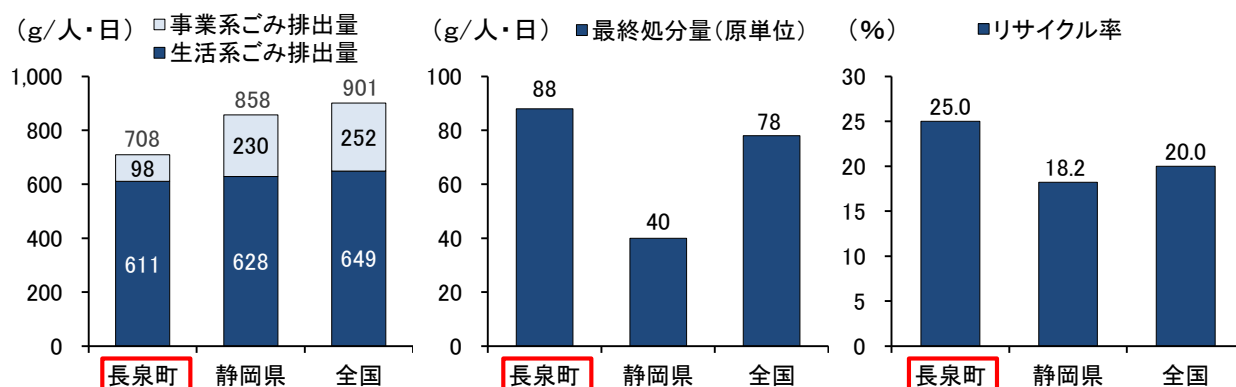
【資料:環境省・一般廃棄物処理実態調査】

第2節 ごみ処理の課題

1 県・国との比較

2020（令和2）年度の本町、静岡県、全国におけるごみ排出量原単位、最終処分量原単位、リサイクル率を以下に示します。

本町のごみ排出量原単位は静岡県や全国よりも少なく、リサイクル率は静岡県よりやや高く、全国平均とほぼ同様となっています。また、最終処分量原単位は静岡県、全国値を上回っています。



ごみ排出量原単位及び最終処分量原単位・リサイクル率の比較

注) 端数処理の関係上、合計値が合わない場合があります。

ごみ排出量及び最終処分量原単位・リサイクル率の比較（2020（令和2）年度）

項目	長泉町	静岡県	全国
ごみ排出量原単位	708g/人・日	858g/人・日	901g/人・日
生活系ごみ排出量原単位	611g/人・日	628g/人・日	649g/人・日
事業系ごみ排出量原単位	98g/人・日	230g/人・日	252g/人・日
最終処分量原単位	88g/人・日	40g/人・日	78g/人・日
リサイクル率	25.0%	18.2%	20.0%

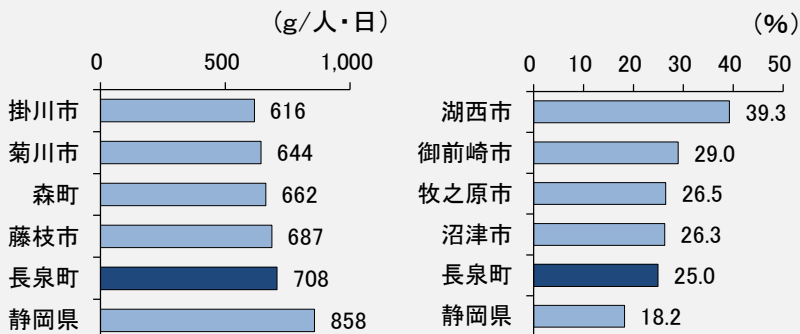
注) 端数処理の関係上、合計値が合わない場合があります。

【資料:環境省・一般廃棄物処理実態調査】



ごみ排出量原単位とリサイクル率は県内5位

2020（令和2）年度の「一般廃棄物処理実態調査」によると、本町のごみ排出量原単位は、ごみの少ない方から数えて県内第5位、リサイクル率は高い方から県内第5位となっています。



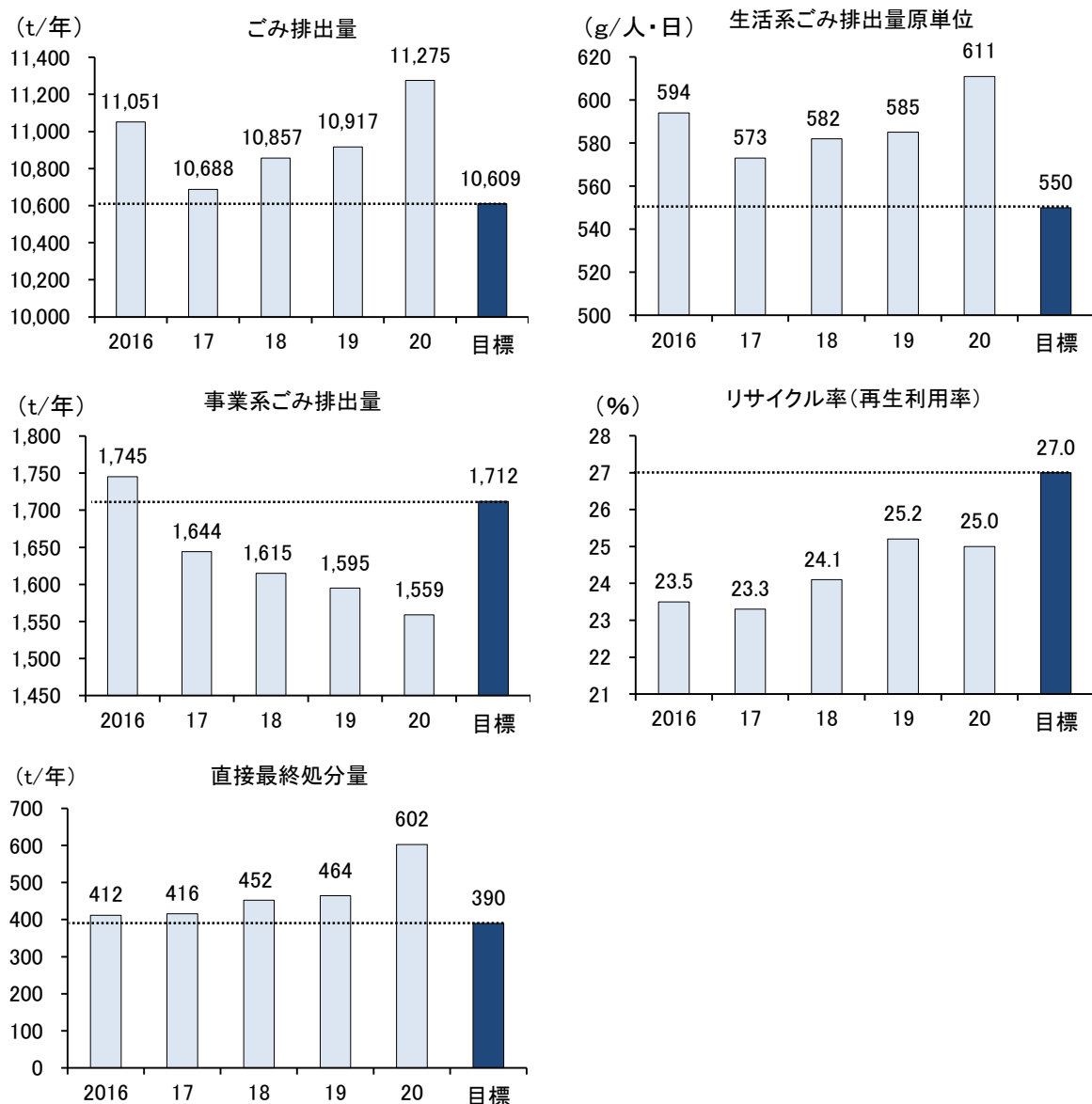
ごみ排出量原単位 (左) とリサイクル率 (右) の比較

【資料:環境省・一般廃棄物処理実態調査】

2 計画の目標値との比較

「長泉町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）」（2018（平成30）年3月）の目標達成状況を以下に示します。

「事業系ごみ排出量」は目標を達成してしましますが、その他の「ごみ排出量」「生活系ごみ排出量原単位」「リサイクル率（再生利用率）」「直接最終処分量」は目標を達成していません。



「長泉町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）」（2018年3月）の目標達成状況

「長泉町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）」（2018年3月）の目標達成状況

項目	基準年度 2016 (H28) 年度	実績 2020 (R2) 年度	目標 2021 (R3) 年度	目標達成状況
ごみ排出量	11,051t/年	11,275t/年	10,609t/年	×未達成 (+666t/年)
生活系ごみ排出量 原単位	594g/人・日	611g/人・日	550g/人・日	×未達成 (+61g/人・日)
事業系ごみ排出量	1,745t/年	1,559t/年	1,712t/年	○達成 (-153t/年)
リサイクル率 (再生利用率)	23.5%	25.0%	27.0%	×未達成 (-2.0%)
直接最終処分量	412t	602t	390t	×未達成 (+212t)

【資料：長泉町一般廃棄物処理基本計画】

3 ごみの発生抑制・再使用・再資源化の課題

(1)ごみ排出量・リサイクル率

ごみ排出量	●ごみ排出量は2011（平成23）年度以降、減少傾向にありましたが、2018（平成30）年度以降増加に転じています。その主な原因は、ごみ排出量の約9割を占めている生活系ごみが増加しているためです。町・町民・事業者が一体となってさらなるごみの発生抑制・再使用・再資源化に努める必要があります。
リサイクル率	●リサイクル率は2014（平成26）年度の22.7%を底に上昇傾向にあり、2020（令和2）年度は25.0%となっていますが、2006（平成18）年度のリサイクル率が28.0%であったことを考慮すると、さらなるリサイクル率向上のため、剪定枝や焼却灰などの再資源化を検討する必要があります。

(2)発生抑制（リフューズ・リデュース）

販売・購入	●レジ袋の削減、マイバッグ運動やグリーン購入の推進などにより、ごみの減量につながる販売・購入スタイルを普及させる必要があります。
生ごみ	●可燃ごみに占める割合の多い生ごみについて、生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機への助成、水切りの徹底、生ごみが発生しないような食のスタイルの普及を図り、生ごみの減量を図る必要があります。 ●生ごみ堆肥の使い道の紹介や流通ルートの検討などを行う必要があります。
直接搬入ごみ	●直接搬入されるごみには、紙ごみや生ごみの排出もみられることから、再資源化の指導や受け入れ制限などを含め、直接搬入ごみの減量を図っていく必要があります。 ●大量の生活系ごみを直接、塵芥焼却場に持ち込むケースがあり、ごみ処理経費の削減やごみ排出の公平性の観点から、生活系直接搬入ごみの有料化を検討する必要があります。
事業系ごみ	●事業系ごみは基本的に自らの責任で減量化や処理が義務づけられていることから、事業系ごみの減量につながる取り組みを推進していく必要があります。
紙ごみ減量化	●業務や住民生活のDX*化を推進し、ペーパーレス化による紙ごみの削減を推進する必要があります。
食品ロス	●町民への食品ロスのアンケート調査では、「満足」「やや満足」とする町民は半数以下にとどまっており、さらなる対策が必要であると感じています。町民の期待を町の施策を反映させる必要があります。
プラスチックごみ	●近年、プラスチックごみの資源化量に占める割合は増加しています。さらなる資源化を促進するため、可燃ごみや不燃ごみ中に含まれるプラスチックごみを分別の徹底を啓発する必要があります。

*DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、単なるデジタル化やIT化ではなく、デジタル技術を手段として用い、事業や働き方に革命的な変化をもたらすことを指す。

(3)再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）

再使用のイベント・しくみ	●資源の再使用を推進するため、不用品活用バンクの活用、フリーマーケットやバザーなどのイベント開催支援、リユース事業者等との連携・協働を図っていく必要があります。
--------------	--

廃食用油・ 剪定枝	●排水への汚濁負荷量の低減のため、廃食用油は回収してバイオディーゼル燃料としての活用を図っていく必要があります。また、現在は主に焼却している剪定枝については、チップ化施設の活用・改修、チップの利用方法についての検討、チップ機の貸出しによる自家消費などを促進していく必要があります。
紙おむつ	●使用済み紙おむつについては、パルプ等の有効利用が可能なことから、国の方針やリサイクルを行うおむつ製造事業者などの動向を踏まえて、分別回収・再資源化について検討する必要があります。
家電4品目・ 小型家電	●「家電リサイクル法」により家電4品目は、製造業者及び販売業者による引き取り及びリサイクルが義務化されましたが、依然としてステーションへの排出や不法投棄がみられます。また、「小型家電リサイクル法」に基づいた小型家電の回収・再資源化を推進していく必要があります。

(4)ごみの分別

分別排出	●町では、ごみ分別が徹底されていない収集不可能なごみ袋に「レッドカード」を貼り付けていますが、レッドカードの貼られたごみがステーションにいつまでも残り、地域の環境衛生や美観の視点で課題となっています。分別の徹底を図るため、ごみ分別の情報提供を行うとともに、不適正排出のごみについては周知や指導を図る必要があります。
排出方法	●分別の効率化を図るため、びんの分別コンテナや割れたガラスなどの排出方法について周知してきましたが、今後もより分別効率の向上に向けて検討する必要があります。
拠点回収	●可燃ごみに占める紙ごみの比率が高いことから、拠点回収などによる古紙の回収を検討していく必要があります。

4 廃棄物の適正処理の課題

(1)収集・運搬

ステーション	●ステーションの汚れは美観を損ねるだけでなく、生活環境の悪化や安全性にも関わるため、自治会との連携による管理や意識啓発により、きれいな状態に保つ必要があります。
ごみ出し困難者	●本町でも緩やかに高齢化が進んでいることから、ごみを出すのが困難な高齢者や障がい者への支援を継続していく必要があります。
収集・運搬方法	●町民の安全と収集・運搬効率の確保に配慮し、収集・運搬業務の最適化を図っていく必要があります。
ごみ収集車両	●ごみ収集車両への電気自動車など次世代自動車の導入、バイオディーゼル燃料の使用により、脱炭素化を図っていく必要があります。

(2)中間処理

再資源化ルート	●再資源化にあたっては、有償・無償を含め、適切な再資源化ルートを選択する必要があります。
塵芥焼却場	●2019（令和元）年度から包括的業務委託方式に移行した塵芥焼却場については、委託契約の履行状況を確認するとともに、施設の適切な運転管理に向けた取り

組みの推進が必要です。

- 塵芥焼却場は、基幹改良工事から20年以上が経過し老朽化が進行しつつあります。施設の更新の検討に際しては、「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」(2022(令和4)年3月)に基づく焼却施設の広域化の考え方などを踏まえた検討の必要があります。

(3)最終処分

最終処分場の延命化

- 新たな最終処分場の整備には、費用や建設用地の確保も難しくなっていることから、最終処分場の延命化を図る必要があります。

不適物混入

- 最終処分場へ搬入されるごみの中には、分別の不徹底による危険物などの混入がみられることから、排出方法などの指導や啓発をしていく必要があります。

産業廃棄物

- 産業廃棄物の処理は事業者の義務であることから、最終処分場への産業廃棄物の持ち込み禁止について、指導や啓発をしていく必要があります。

(4)ごみのポイ捨て・不法投棄

ごみのポイ捨て

- アンケート調査によると、ポイ捨てによるごみの散乱に対する町民の関心度が高く、満足度は低くなっています。そのため、町民や事業者の環境美化活動への参加促進や、ごみを捨てにくい環境づくりなどを継続的に行っていく必要があります。

不法投棄

- 山間部を中心にした不法投棄は、近年減少傾向にありますが、根絶するには至っていません。今後も監視を強化し、不法投棄に対する意識啓発を図っていく必要があります。

5 ごみ環境教育・人材育成、協働、情報提供の課題

(1)ごみ環境教育・人材育成

学校教育

- 小さい頃からの環境教育が重要であることから、小中学校におけるごみに関する学習や体験、見学などを推進することにより、こどもから家庭・地域への普及啓発を図っていく必要があります。

イベントやキャンペーン・見学

- イベント実施時の4RのPRやごみイベントの開催、廃棄物処理施設の見学、ごみに関するキャンペーンの開催など、あらゆる機会を通じた意識啓発を図っていく必要があります。

(2)事業者等との協働

協働

- 食品ロスやプラスチック削減など新たなごみ問題への対応を含む4Rの推進、廃棄物の適正処理にあたっては、事業者等との協働による取り組みを推進していく必要があります。

(3)ごみに関する情報提供・共有

情報提供

- ごみを少なくするためには、町民・事業者の取り組みが重要であることから、情報提供や意識啓発を強化していく必要があります。また、転入者や外国人への普及・啓発も強化していく必要があります。

第3節 ごみ処理の将来推計

1 ごみ排出量の将来推計方法

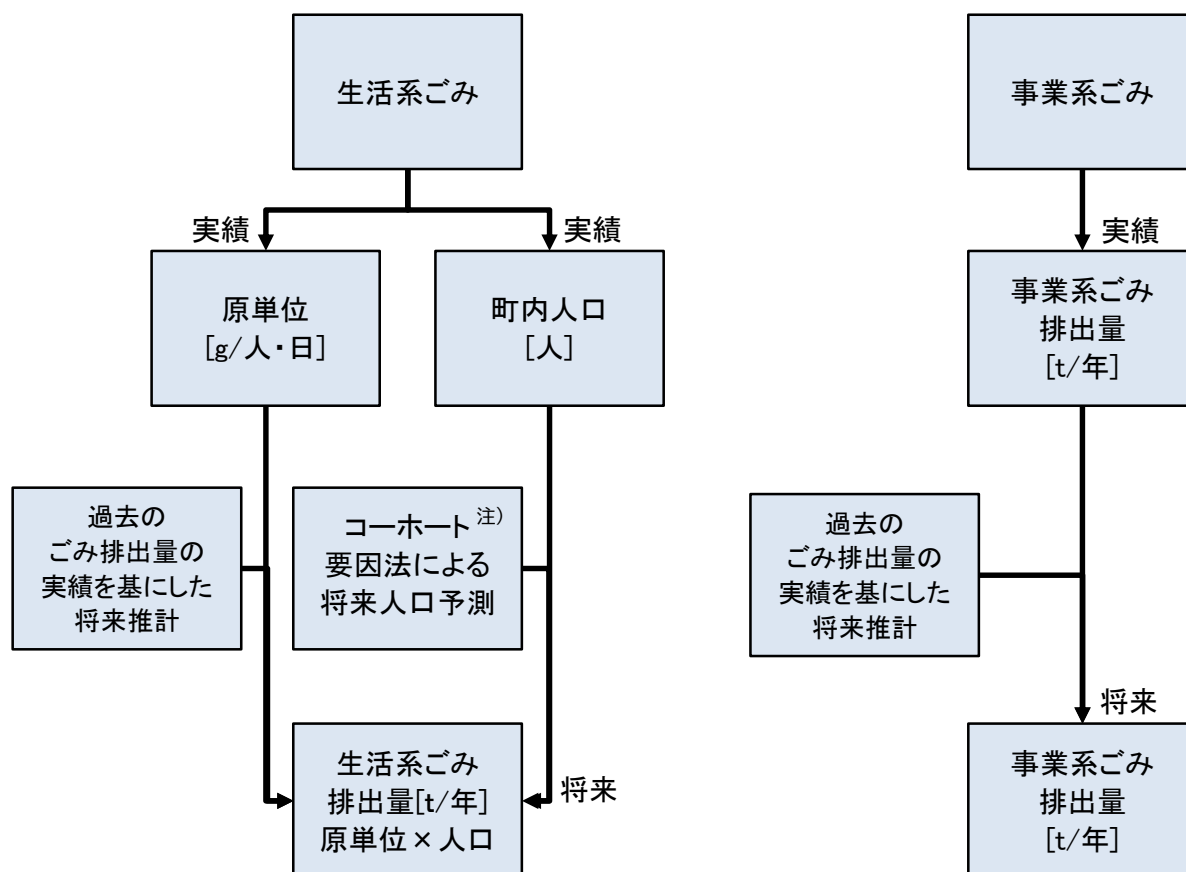
過去の実績をもとに将来のごみ排出量などを算定しました。ここで示す数値は、現行の発生抑制や再資源化施策及び処理・処分方法を続けた場合に想定される量になります。ごみ排出量は生活系ごみと事業系ごみに分けて算定し、それを合計することで推計しました。

【生活系ごみ】

- 生活系ごみの排出量は人口の増減に左右されない町民1人1日当たりの排出量である生活系ごみ排出量原単位をもとに、**[将来の排出量原単位×将来人口]**により推計しました。
- 生活系ごみ排出量原単位は、過年度の排出量実績の趨勢（トレンド）をもとに推計しました。

【事業系ごみ】

- 事業系ごみは、過去の排出量実績の趨勢（トレンド）等をもとに推計しました。

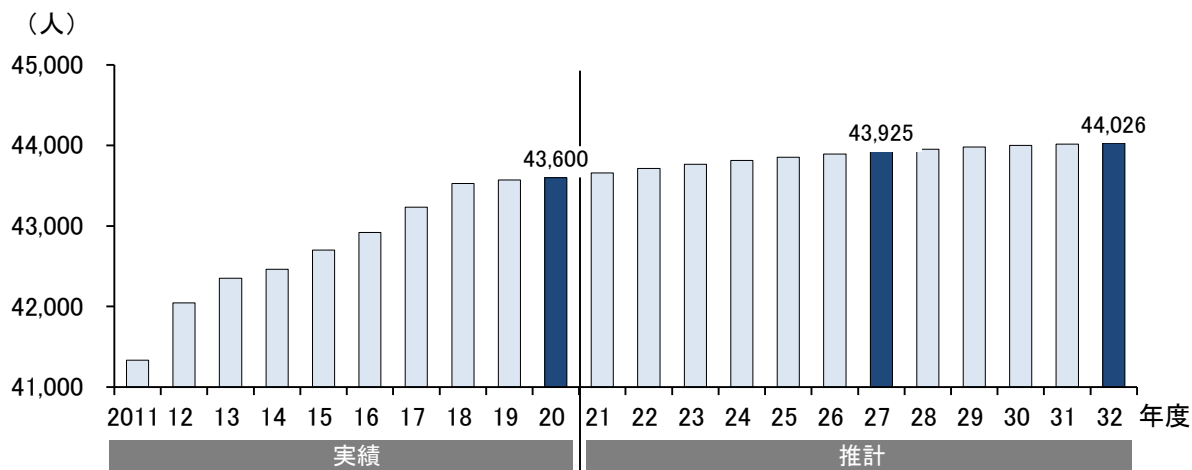


ごみ排出量の将来推計フロー

注) コーホート要因法：同年（または同時期）に出生した集団ごとの時間変化（出生・死亡・移動）を軸に人口の変化を捉える将来人口推計法

2 人口の将来推計

「第5次長泉町総合計画」(2021(令和3)年3月)では、2018(平成30)年度時点での人口を元に将来人口を推計しており、2023(令和5)年度には43,852人、それ以降の人口はほぼ横ばいになると予測しています。これを受けて将来人口は、2027(令和9)年度に43,925人、2032(令和14)年度に44,026人としました。

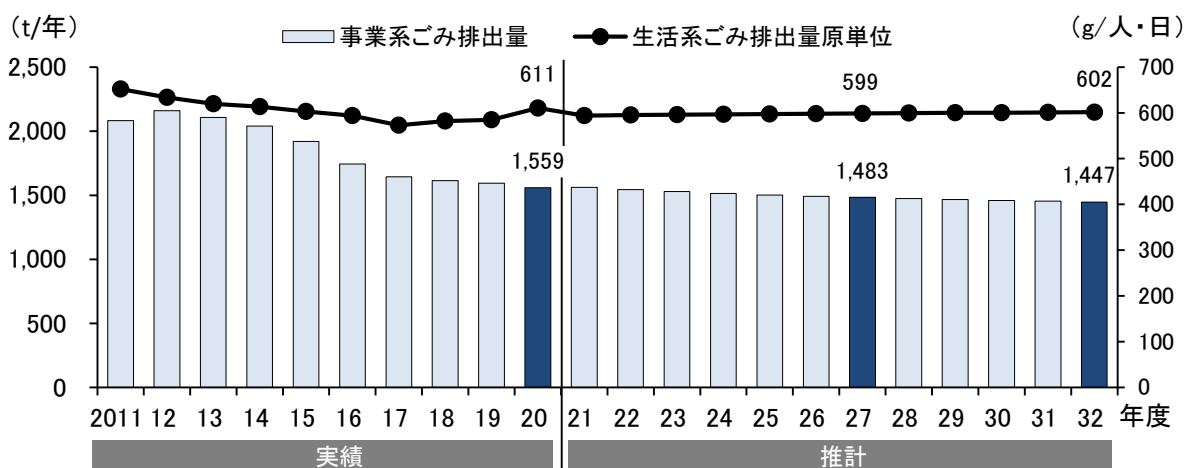


人口の将来推計

3 生活系ごみ排出量原単位・事業系ごみ排出量の将来推計

生活系ごみ排出量原単位は、2027(令和9)年度が599g/人・日、2032(令和14)年度が602g/人・日と予測されます。

事業系ごみ排出量は2027(令和9)年度が1,483t/年、2032(令和14)年度が1,447t/年と予測されます。

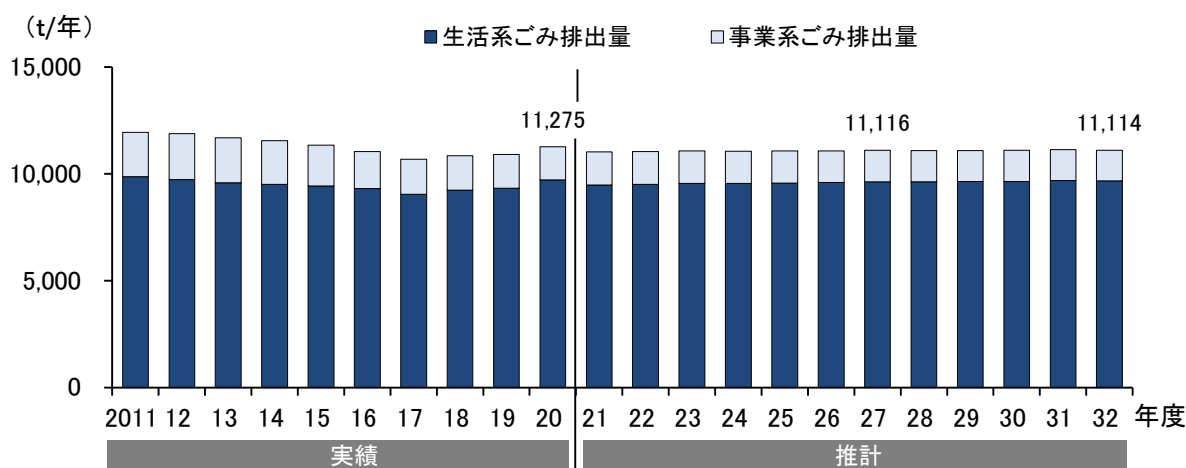


生活系ごみ排出量原単位・事業系ごみ排出量の将来推計

4 ごみ排出量の将来推計

人口予測及び生活系ごみ原単位推計値から算定した生活系ごみ排出量と、事業系ごみの将来推計結果を合計したごみ排出量を以下に示します。

ごみ排出量は、2027（令和9）年度が11,116t/年、2032（令和14）年度が11,114t/年と予測されます。



ごみ排出量の将来推計

人口・ごみ排出量・ごみ排出量原単位の将来推計

年度	人口(人)	ごみ排出量(t/年)			ごみ排出原単位(g/人・日)			年間日数
		全体	生活系ごみ排出量	事業系ごみ排出量	全体	生活系ごみ排出量原単位	事業系ごみ排出量原単位	
実績	2011	41,334	9,863	2,083	790	652	138	366
	2012	42,043	9,727	2,162	775	634	141	365
	2013	42,349	9,580	2,109	756	620	136	365
	2014	42,464	9,512	2,042	745	614	132	365
	2015	42,701	9,430	1,922	726	603	123	366
	2016	42,920	9,306	1,745	705	594	111	365
	2017	43,232	9,044	1,644	677	573	104	365
	2018	43,527	9,242	1,615	683	582	102	365
	2019	43,570	9,322	1,595	685	585	100	366
	2020	43,600	9,716	1,559	708	611	98	365
推計	2021	43,660	9,473	1,562	692	594	98	365
	2022	43,715	9,502	1,544	692	596	97	365
	2023	43,765	9,553	1,528	692	596	95	366
	2024	43,812	9,550	1,515	692	597	95	365
	2025	43,854	9,571	1,503	692	598	94	365
	2026	43,892	9,590	1,492	692	599	93	365
	2027	43,925	9,633	1,483	691	599	92	366
	2028	43,954	9,621	1,475	692	600	92	365
	2029	43,979	9,635	1,467	692	600	91	365
	2030	43,999	9,647	1,460	692	601	91	365
	2031	44,015	9,684	1,453	691	601	90	366
	2032	44,026	9,667	1,447	692	602	90	365

注) 端数処理の関係上、合計値が合わない場合があります。

第4節 ごみ処理計画

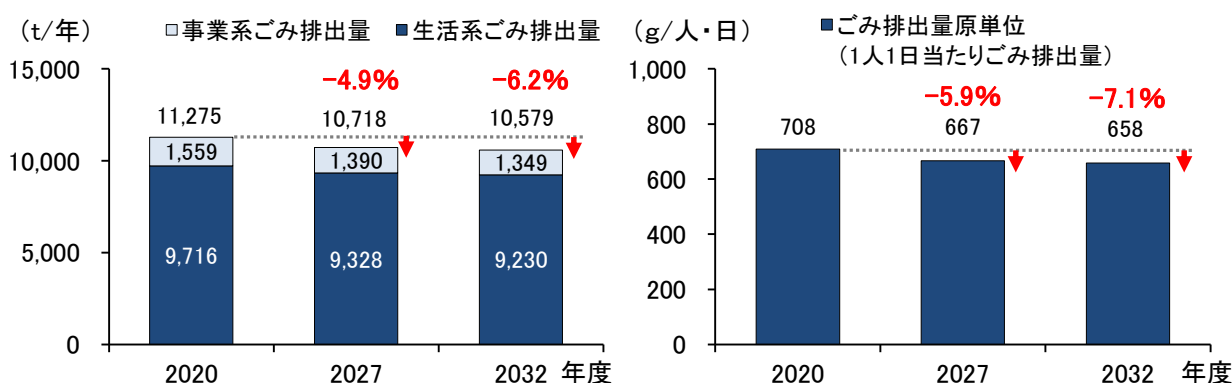
1 ごみ処理の目標

「第5次長泉町総合計画」及び「第2次長泉町環境基本計画」の数値目標を踏まえて設定したごみ処理の目標は以下のとおりです。

【目標1】ごみ排出量

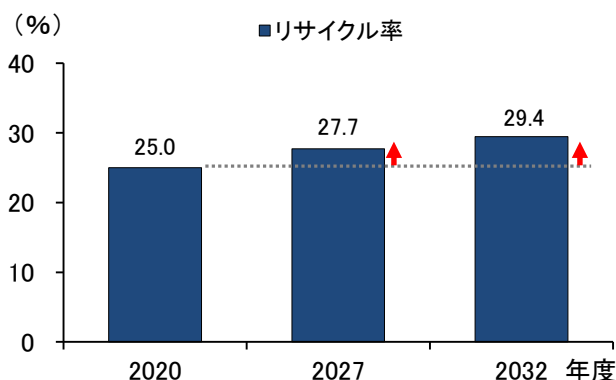
()は2020(令和2)年度比

項目	現状・目標	2020(R2)年度 (現状)	2027(R9)年度 (中間目標)	2032(R14)年度 (目標)
ごみ排出量		11,275t/年	10,718t/年 (-4.9%)	10,579t/年 (-6.2%)
①生活系ごみ排出量		9,716t/年	9,328t/年 (-4.0%)	9,230t/年 (-5.0%)
②事業系ごみ排出量		1,559t/年	1,390t/年 (-10.8%)	1,349t/年 (-13.5%)
ごみ排出量原単位 (1人1日当たりごみ排出量)		708g/人・日	667g/人・日 (-5.9%)	658g/人・日 (-7.1%)



【目標2】リサイクル率

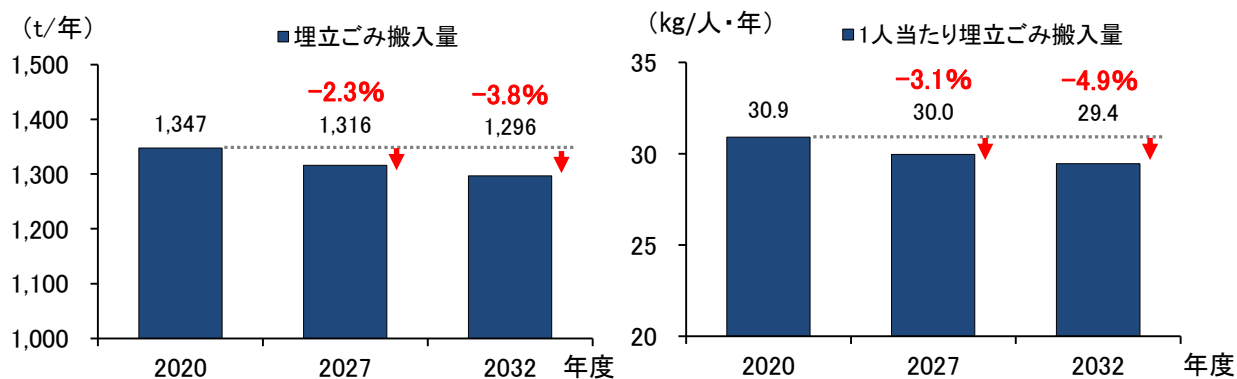
項目	現状・目標	2020(R2)年度 (現状)	2027(R9)年度 (中間目標)	2032(R14)年度 (目標)
リサイクル率		25.0%	27.7%	29.4%



【目標3】埋立ごみ搬入量

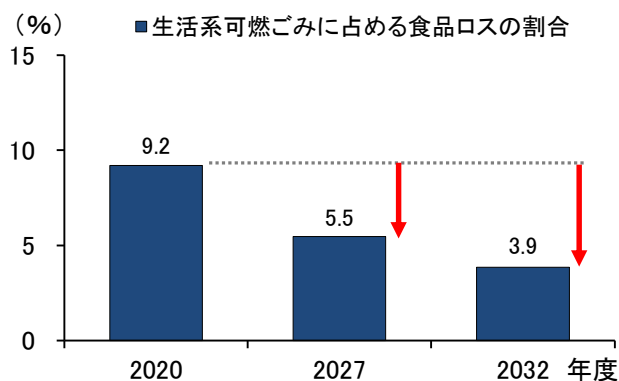
()は2020(令和2)年度比

項目	現状・目標	2020(R2)年度 (現状)	2027(R9)年度 (中間目標)	2032(R14)年度 (目標)
埋立ごみ搬入量		1,347t/年	1,316t/年 (-2.3%)	1,296t/年 (-3.8%)
1人当たり埋立ごみ搬入量		30.9kg/人・年	30.0kg/人・年 (-3.1%)	29.4kg/人・年 (-4.9%)



【目標4】食品ロスの割合

項目	現状・目標	2020(R2)年度 (現状)	2027(R9)年度 (中間目標)	2032(R14)年度 (目標)
生活系可燃ごみに占める食品ロスの割合		9.2% (2021)	5.5%	3.9%





ごみ処理に関する国及び静岡県の数値目標

「第4次循環型社会形成推進基本計画」の数値目標

指標	現状		目標	
	数値	年度	数値	年度
ごみ排出量原単位	901g/人・日	2020	850g/人・日	2025
生活系ごみ排出量原単位	649g/人・日	2020	440g/人・日	2025
リサイクル率	20%	2020	28%	2025

「第4次静岡県循環型社会形成計画」の数値目標

指標	現状		目標	
	数値	年度	数値	年度
ごみ排出量原単位	885g/人・日	2019	848g/人・日	2026
最終処分量原単位	43g/人・日	2019	39g/人・日	2026



ごみ処理に関する上位計画の数値目標

第5次長泉町総合計画の数値目標

成果指標	現状 (2019)	目標 (2025)
町民1人1日当たりのごみ排出量	688g/人・日	670g/人・日
リサイクル率（資源化率：全ごみの中の資源物の割合）	25%	27%
下水道整備率	64%	68%

第2次長泉町環境基本計画の数値目標

指標	現状 (2020)	中間目標 (2026)	最終目標 (2031)
1人1日当たりごみ排出量	708g/人・日	670g/人・日 (2025年度)	660g/人・日
リサイクル率（再資源化率）	25%	27% (2025年度)	29%
生ごみ処理機器補助基数（累計）	1,254基	1,370基	1,470基
最終処分場の埋立ごみ搬入量	1,347t/年	1,320t/年	1,300t/年
最終処分場の1人当たり埋立ごみ搬入量	30.9kg/人・年	30.3kg/人・年	29.8kg/人・年

2 ごみ処理の基本目標

本町では、循環型社会の構築のために4R（リフューズ：断る、リデュース：減らす、リユース：再利用する、リサイクル：再資源化する）の考え方に基づき、町・町民・事業者が一体となって廃棄物の減量や再資源化、適正処理を実践してきました。今後ごみの減量や適正処理を進めていくため、以下の3つの基本目標を掲げます。

■基本目標1 4Rの推進

ごみ排出量原単位は2017（平成29）年度に677g/人・日まで減少しましたが、その後は増加に転じ、2020（令和2）年度は708g/人・日となっています。また、リサイクル率は2017（平成29）以降上昇しており、2020（令和2）年度は25.0%ですが、前計画の数値目標である27.0%には到達していません。このような状況の中で本町の人口は増加しており、今後ごみ排出量の増加が見込まれます。そのため、今後も継続して4Rを徹底することにより、ごみを減らすとともに、近年、課題となっているプラスチックごみや食品ロスについても「プラスチック資源循環法」「食品ロス削減推進法」に基づく対策の強化を図ります。

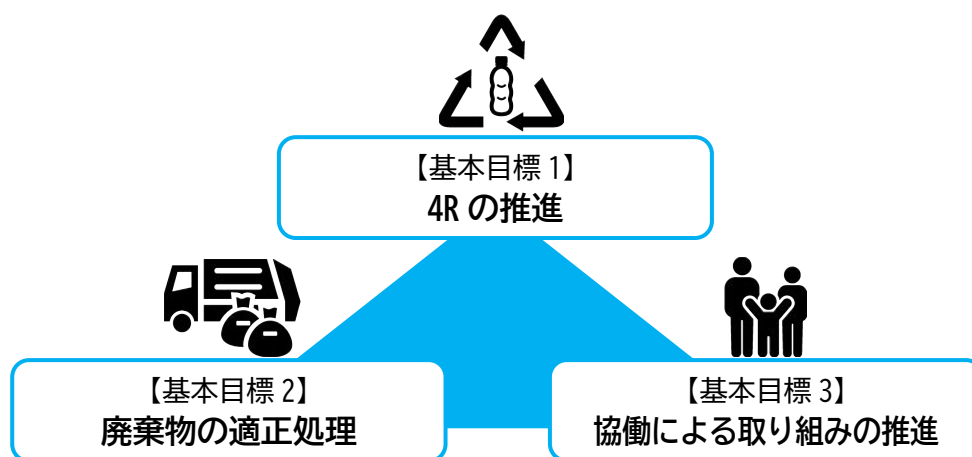
■基本目標2 廃棄物の適正処理

本町ではごみを5区分・12種・21分別により収集し、塵芥焼却場で焼却、資源物ストックヤードでの分別などを実施した後に、最終処分場で処理しています。しかし、人口増加に伴うごみ排出量の増加への対策や循環型社会の実現に向けて、効率的な収集・運搬体制の構築による住民サービスの向上や適切な中間処理及び最終処分を図る必要があります。今後も分別の徹底・指導を行うとともに、中間処理施設や最終処分場における環境対策の徹底やPRを図ります。

ポイ捨てによるごみの散乱は、マナーの問題が大きな要因であるため、環境美化活動などによって散乱ごみの回収及び意識啓発を継続的に行っていきます。また、不法投棄は回収・処理のコスト増大だけでなく、その場所の環境を汚染する懸念もあります。罰則の周知やパトロールによる監視強化、清掃による捨てにくい環境づくりなど、県や警察、周辺市町との連携による取り組みを推進します。

■基本目標3 協働による取り組みの推進

ごみは日常生活や事業活動に密着した課題であり、町民一人ひとりの意識に関わる問題であるため、町民・事業者がごみ問題全体について関心を持ち、実際の行動に結びつく施策の推進を図ります。また、協働による取り組みを推進するとともに、情報の提供を図ります。



ごみ処理における3つの基本方針

基本目標
1

4Rの推進



ごみの出し方便利帳

ごみをできるだけ少なくするため、4R（リフューズ：断る、リデュース：減らす、リユース：再使用する、リサイクル：再資源化する）に関する施策を総合的に推進します。

具体的には、町民や事業者との協働により、ごみの減量につながる販売・購入スタイルの普及を図るほか、近年課題となっている食品ロスやプラスチックごみなどへの対策を行うとともに、リサイクル率の向上に向けた剪定枝のリサイクルなどの取り組みを行います。

町の施策

(1) 廃棄物の発生抑制・再使用・再資源化

① ごみの減量につながる販売・購入スタイルの普及

- ◆ 商店街や大型店舗とともに協力し、レジ袋の削減やマイバッグの持参を推進します。
- ◆ 簡易包装やばら売り等の検討や、販売時に袋、箸やスプーンなど商品以外のものを極力付さないよう販売店に求めます。
- ◆ 必要なものを必要な量だけ購入し、補修・修理をすることでものを長く使用するよう広く呼びかけます。
- ◆ 使い捨て商品の使用自粛、エコマーク等の表示がある製品や詰め替え製品の購入（グリーン購入）を広く呼びかけます。
- ◆ 県が登録を進めている「ふじのくにエコショップ宣言制度」を利用し、環境負荷の少ない製品の販売や、ごみ減量・再資源化などに積極的に取り組んでいる販売店等を、消費者や事業者に対し広く周知します。

② 生ごみの減量・堆肥化の推進

- ◆ 生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機に対する購入補助制度を広く周知し、制度の定着化を図ります。
- ◆ 生ごみの水切りを呼びかけ、減量化を推進します。
- ◆ 広報などを活用した堆肥の活用方法の紹介や、堆肥の回収・流通ルートの検討などを行います。



ふじのくにエコショップ宣言制度

ふじのくにエコショップとは、環境にやさしい取り組みを行うお店のことであり、その取り組みを多くの消費者に知ってもらうための静岡県の登録制度が、「ふじのくにエコショップ宣言」です。環境配慮の取り組みを行う県内の販売店、飲食店、宿泊施設を「ふじのくにエコショップ宣言」登録店として県が登録し、その登録された情報を「ふじのくにエコショップ宣言ホームページ」に掲載して、県民に広く情報提供していくものです。

【資料：静岡県廃棄物リサイクル課】

③直接搬入ごみの減量の推進

- ◆ 直接搬入ごみの展開検査の頻度を高め、発生抑制や再資源化の指導を行います。
- ◆ 紙ごみなど、再資源化が可能な品目については、受け入れ時にシュレッダー処理を行ったうえで再資源化します。
- ◆ ごみの発生抑制や減量化、ごみの排出にかかる公平性の確保、ごみ処理経費の負担軽減を図るため、生活系直接搬入ごみの有料化について検討します。

④事業系ごみの減量の促進

- ◆ 事業活動に伴って発生するごみは、基本的に事業者自らの責任において適正なリサイクル及び処理をするように指導します。
- ◆ 事業系ごみの発生抑制・再資源化などによる減量化を呼びかけ、実施方法について紹介します。
- ◆ 事業系ごみに混入する木くずを分別し、木屑処理機を利用して再資源化を図ります。
- ◆ 「食品リサイクル法」に基づき、事業者の食品廃棄物の発生抑制と再資源化を推進します。
- ◆ 「長泉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、事業系ごみの適正な排出を推進します。
- ◆ 許可業者が搬入するごみについて、ごみ質調査を継続実施し、許可業者⇒事業者への分別の徹底を図ります。

⑤紙ごみ減量化の推進

- ◆ 庁内のDX化を推進します。
- ◆ 庁内の文書や市が配付する各種資料は、電子媒体を活用することにより、紙への印刷やコピーを極力減らし、紙ごみの削減を推進します。
- ◆ 庁内でやむを得ず発生する文書の廃棄に際しては、シュレッダー処理してリサイクルするようにします。
- ◆ 可燃ごみに含まれる再使用可能な雑がみを分別して資源化を徹底します。

⑥食品ロスへの対策の推進

- ◆ 「第3次長泉町食育推進計画」に基づき、食育の中で食品ロスに関する教育・学習を行うとともに、食品ロス発生抑制に向けた環境情報の発信、出前講座等を実施します。
- ◆ 食品ロス削減に向けたエコクッキング教室を開催するとともに、食品ロス削減レシピを町のウェブサイト等で発信します。
- ◆ 食品ロス強化月間（10月）、食品ロス削減の日（10月30日）のPRやイベントを検討します。
- ◆ 食品ロス削減につながる賢い備蓄方法として、ローリングストック（備える・消費する・買い足す）を推進します。
- ◆ 事業者と連携し、食品ロスの削減に向けた取り組みを推進します。
 - ・ 食品ロス削減に向けた協定の締結
 - ・ 静岡県が実施する「ふじのくに食べきりやっただね！キャンペーン」への協力
 - ・ 「30・10運動（最初の30分間と最後の10分間は料理を楽しむことで食べ残しを減らす運動）」や「小盛メニューの設定」の推進
 - ・ 食べ残しを持ち帰ることができるドギーバッグの活用の推進
 - ・ 消費者への啓発活動（「mottECO（もってこ）」などのロゴマークの活用）の推進
 - ・ 消費者への食品ロス削減に向けた啓発活動（「てまえどり」「すぐたべくん」などのロゴマークの活用）の推進

- ◆ フードバンク、フードドライブの活動を行う団体と連携し、余った食品を有効利用していきます。
- ◆ 町内のイベントなどでフードドライブ活動を実施します。

⑦プラスチックごみ対策の推進

- ◆ 「プラスチックごみ削減協力店・登録制度」を創設し、登録店の取り組みをウェブサイトで公表します。
- ◆ プラスチック製容器包装、プラスチック使用製品の再資源化を推進します。
- ◆ マイバッグ・マイボトルの利用促進など、プラスチックごみの削減に向けた啓発を行います。
- ◆ 海洋プラスチックごみ防止 6R 県民運動への参加、河川清掃などによるプラスチックごみの回収を推進します。



「フードバンク」と「フードドライブ」

「フードバンク」とは、家庭や食品を取り扱う事業者から、まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品を引き取り、福祉施設などへ無償で提供する団体・活動をいいます。

「フードドライブ」とは、家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体、地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動をいいます。



海洋プラスチックごみ防止 6R 県民運動

静岡県では、海洋プラスチックごみの増加に対応するため、県民一人ひとりによるプラスチックごみの発生抑制と海洋への流出を防止する 6R 県民運動を推進しています。ごみ削減に必要な従来の 3R に、プラスチックごみの発生抑制や海洋流出防止のために新たな 3 つの R を加えて、本県独自の「6R（ろくあーる）」とし、その実践に県民総参加で取り組むこととしています。

- ①Reduce（リデュース）
：減らす
- ②Reuse（リユース）
：繰り返し使う
- ③Recycle（リサイクル）
：資源として再び利用する
- ④Refuse（リフューズ）
：断る（ことわあ〜る）
- ⑤Return（リターン）
：持ち帰る
- ⑥Recover（リカバー）
：清掃活動へ参加する



【資料：静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R 県民運動」基本方針】

⑧再使用を促進するイベントの支援やしきみづくり

- ◆ 生活用品で不用になったものや必要なものについて紹介する「不用品活用バンク」の利用促進を図り、資源の有効な活用を図ります。
- ◆ フリーマーケット・バザー開催の支援や開催情報の提供などを行い、まだ使用できる製品の再使用を促進します。
- ◆ リユース団体に場所の提供支援を行うほか、リユースサービス事業者と協定を締結します。

⑨廃食用油・剪定枝・紙おむつなどの再資源化の推進

- ◆ 塵芥焼却場で廃食用油の回収を行います。
- ◆ 廃食用油の回収方法について研究します。
- ◆ 剪定枝の回収方法や出し方、チップの活用方法など、剪定枝リサイクルの啓発・広報を行います。
- ◆ 剪定枝の回収・受け入れを行うとともに、チップ化施設の活用・メンテナンス、チップの配布、チップの民間事業者への売却を検討します。
- ◆ 剪定枝チップ機や剪定枝粉碎車両の導入及び貸し出しを検討します。
- ◆ 使用済み紙おむつについて、国の方針やリサイクルを行うおむつ製造事業者などの動向を踏まえて、分別回収・再資源化を検討します。

⑩家電4品目・小型家電の回収・再資源化の実施

- ◆ 家電製品の適正な処理をPRします。
- ◆ 回収した小型家電は、レアメタルなどの有効活用を図ることのできる処理業者へ引き渡し、再資源化に努めます。
- ◆ 小型家電の回収品目が増加傾向にあるため、適切に広報します。

⑪ごみの減量・再資源化に向けた総合的な施策の検討

- ◆ 「長泉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第9条に基づき、町民や事業者等で形成される「廃棄物減量等推進審議会」を運営し、町民・事業者との連携がとれた実現性の高い施策の検討を行います。
- ◆ 廃棄物に関する各種データを的確に収集・蓄積し、計画や事業の推進に役立てます。
- ◆ ごみ処理や再資源化にかかるコストについて、町民に分かりやすく広報します。

(2)適正な分別の徹底

- ◆ 「ごみの出し方便利帳」、「ごみカレンダー」のほか、アプリについて分別方法や収集日、減量方法、ごみ出しルールの設定理由など内容がさらに分かりやすくなるよう工夫します。
- ◆ 決められた時間・場所に決められた品目を排出するよう周知徹底を図ります。
- ◆ 画鋸やカミソリなど危険物の排出方法を指導します。
- ◆ ガスボンベやライターなど決められた方法で排出されていないものは、適正な排出方法で排出するよう情報提供します。
- ◆ 本町で収集・運搬していないごみの情報について周知し、町民が販売店や専門業者へ持ち込むまたは販売店や専門業者に回収してもらうよう引き続き呼びかけます。
- ◆ 不適正排出のごみ袋にはレッドカードやグリーンカードを貼り、不適正排出であることを周知します。

町民の取り組み

(1) 廃棄物の発生抑制・再使用・再資源化

- ① ◇ マイバッグの持参によるレジ袋の削減に協力します。
◇ 簡易包装やばら売りなどの商品など、必要なものを必要な量だけ購入します。
◇ 使い捨て商品の購入を自粛し、エコマーク表示のある商品や詰め替え商品を選びます。
- ② ◇ 生ごみの水切りを徹底し、生ごみを削減します。
◇ 生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の購入補助制度を活用し、ごみを減らします。
◇ 生ごみからつくられた堆肥を積極的に利用します。
- ③ ◇ 直接搬入ごみの減量に協力します。
- ④ ◇ 「ふじのくにエコショップ宣言制度」に登録されている販売店を積極的に利用します。
- ⑤ ◇ 可燃ごみに含まれる再使用可能な雑がみを分別して資源化を徹底します。
- ⑥ ◇ エコクッキング教室、食品ロス削減レシピ、出前講座など、食品ロスに関心を持ち、実践します。
◇ ローリングストック（備える・消費する・買い足す）を実践します。
◇ 静岡県が実施する「ふじのくに食べきりやったね！キャンペーン」に参加します。
◇ 「てまえどり」の実践や、賞味期限の近い商品の購入、食べ残しを持ち帰ることができるドギーバッグの活用などを行います。
◇ フードドライブ活動に参加し、食品ロスの削減と生活支援の輪を広げます。
- ⑦ ◇ マイボトル・マイカップを持参します。
◇ プラスチック製容器包装、プラスチック使用製品の分別を徹底することで、プラスチックのリサイクルに協力します。
◇ 海洋プラスチックごみ防止 6R 県民運動や河川清掃に参加します。
- ⑧ ◇ フリーマーケットや不用品活用バンク、リユースサービス事業者を活用します。
- ⑨ ◇ 廃食用油の回収に協力します。
◇ 剪定枝チップ機で剪定枝をチップ化し、チップを有効利用します。
◇ 剪定枝のチップ化のための回収に協力します。
- ⑩ ◇ 家電4品目を適正に排出します。
◇ 小型家電のリサイクルに協力します。

(2) 適正な分別の徹底

- ◇ ごみの出し方便利帳、ごみ分別アプリを活用し、ごみの分別を徹底します。
- ◇ 画鋸やカミソリなどの危険物を混入させないようにします。
- ◇ ガスボンベやライターなどは決められた方法で排出します。

事業者の取り組み

(1) 廃棄物の発生抑制・再使用・再資源化

- ① ◇ マイバッグ運動に協賛して、レジ袋を削減します。
◇ 簡易包装やばら売りなどの徹底、箸やスプーンなど商品以外の付属物を必要最低限にして容器包装を減らします。
◇ 使い捨て商品の販売を控え、エコマーク表示のある商品や詰め替え商品に重点を置きます。
◇ 「ふじのくにエコショップ宣言制度」に参加します。
- ② ◇ 食品廃棄物の発生抑制と再資源化に努めます。
- ③ ◇ 直接搬入ごみの減量に協力します。
- ④ ◇ 事業活動に伴って発生するごみは、基本的に自らの責任において適正なりサイクル及び処理します。
◇ 「廃棄物処理法」の多量排出事業者は、減量化計画を作成します。
◇ 事業系ごみの不適正排出をしないようにします。
◇ 「食品リサイクル法」に基づき、食品廃棄物の発生抑制と再資源化を推進します。
- ⑤ ◇ 業務のDX化を推進します。
◇ 資料は、電子媒体を活用することにより、紙への印刷やコピーを極力減らし、紙ごみの削減を推進します。
◇ 文書の廃棄に際しては、シュレッダー処理してリサイクルするようにします。
◇ 可燃ごみに含まれる再使用可能な雑がみを分別して資源化を徹底します。
- ⑥ ◇ 町と食品ロス削減に向けた協定の締結をします。
◇ 静岡県が実施する「ふじのくに食べきりやったね！キャンペーン」への協力をします。
◇ 「30・10 運動」、小盛メニューの設定、食べ残しを持ち帰ることができるドギーバッグの活用、消費者への食品ロス削減に向けた啓発活動「てまえどり」「すぐたべくん」「mottECO（もってこ）」、商慣習（3分の1ルール）の見直しなどの取り組みを推進します。
◇ フードバンク、フードドライブ活動に協力します。
- ⑦ ◇ 「プラスチックごみ削減協力店・登録制度」に参加し、取り組みをPRします。
◇ プラスチック製容器包装、プラスチック使用製品の再資源化に取り組みます。
◇ 海洋プラスチックごみ防止 6R 県民運動、河川清掃などに参加します
- ⑧ ◇ 再使用しやすい製品の製造・販売を行います。
- ⑨ ◇ 剪定枝チップ機で剪定枝をチップ化し、チップを有効利用します。
◇ 剪定枝のチップ化のための回収に協力します。
- ⑩ ◇ 家電の適正処理に協力します。

(2) 適正な分別の徹底

- ◇ ごみの出し方便利帳、ごみ分別アプリを活用し、ごみの分別を徹底します。
- ◇ 画鋸やカミソリなどの危険物を混入させないようにします。
- ◇ 販売店では、本町で収集・運搬しない廃棄物（排出禁止物）の処理に協力します。



3R から 4R へ

これまでごみの減量の考え方は、いわゆる 3R（リデュース：減らす、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）が中心でしたが、最近ではマイバッグを利用して、買い物時に不要なレジ袋を断る、不要なものはもらわないなど「リフューズ＝断る」の考えが注目されています。ごみ減量化や再資源化推進のためには、この「断る」「減らす」「再資源化」「再使用」の 4 つの行動に取り組む必要があります。



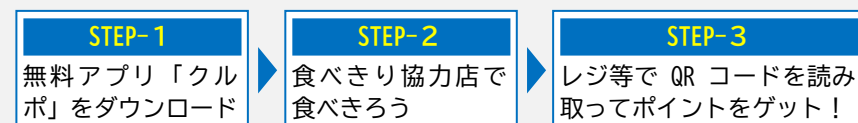
町公式動画「だから、食べきり」

2017（平成 29）年度に実施された循環型社会や 3R をテーマとした CM コンテスト「Re-Style CM コンテスト」（環境省）において、町公式動画「だから、食べきり」が地域作品賞を受賞しました。これは、食品ロスをテーマとし、食べものを無駄にすることなく食べきることによって家庭ごみの減量を呼びかける動画です。全国 42 作品の応募から自治体としては唯一の受賞となりました。



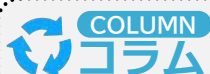
ふじのくに食べきりやったねキャンペーン

静岡県では、2016（平成 28）年度から外出時の食品ロス削減に向けた県民参加型のキャンペーン「ふじのくに食べきりやったね！キャンペーン」を実施しています。無料アプリ「クルポ*」をダウンロードし、食べきり協力店で食べきって、店舗のレジ等にある QR コードを読み込むと、ポイントを獲得できます。



* 地球温暖化防止のための県民運動「ふじのくに COOL チャレンジ」が実施する温暖化対策アプリ「クルポ」のこと。環境にやさしい行動（脱炭素アクション）をするとポイントが貯まる。

【資料：静岡県廃棄物リサイクル課】



食品ロス削減に関する取り組み

■てまえどり

食品産業から発生する食品ロスを削減するために、消費者庁、農林水産省、環境省、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会が連携して、消費者が買い物をする際、商品棚の手前にある商品など、販売期限の迫った商品を選ぶ「てまえどり」の呼びかけを行っています。

■mottECO（もってこ）

環境省は、ドギーバッグアイデアコンテストを開催し、2020（令和2）年10月に、飲食店での食べ残しの持ち帰り行為の新たな名称として「mottECO（もってこ）」を選定しました。外食時に、このマークのある店舗では、お店の許可を得たうえで、どうしても食べきれない食べ残しの持ち帰りを推奨しています。

■すぐたべくん

環境省は、飲食店での食品ロス削減を推進するため、食べ残しの持ち帰りを促す際に活用できる啓発資材「すぐたべくん」を作成しています。食品ロス削減に向けた消費者の取り組みとして、「すぐに食べる」商品については、賞味期限や消費期限がより長い商品を選択して購入するのではなく、陳列順に購入するような消費行動を消費者に訴えかけるキャラクターです。



生ごみの処理機・生ごみ堆肥化容器の購入補助

本町では生ごみの減量のため、生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器の購入に対して補助金を交付しています。作成した堆肥は、ガーデニングなどにも活用できます。

【対象】

町内在住または町内に事業所を有する方

【補助額】

購入費の1/2以内で以下の上限の範囲内

①生ごみ処理機（機械式）

- 上限3万円、1基まで、6年以上使用する

②生ごみ堆肥化容器

- 上限4,000円、2基まで、3年以上使用する



基本目標
2

廃棄物の適正処理



廃棄物の展開検査場

ごみの収集・運搬は地域に密着したものであることから、町民・事業者の理解と協力のもと効率的な収集を行うことのできる体制を構築し、住民サービスの向上を図ります。

また、ごみの発生抑制に努めますが、それでも排出されるごみについては、ごみの性状に応じた適切な中間処理によって再資源化を図ります。

再資源化が困難なものや焼却残さなどについては、減容化・安定化を図り、最終処分場に埋立処分します。しかし、埋立容量には限りがあることから、発生抑制及び再資源化により最終処分場

の延命化に努めるものとしします。また、周辺環境に配慮した中で、長期的に安定した最終処分を行うため、施設の適正な管理・運営をしていきます。

ポイ捨てによるごみの散乱はマナーの問題が大きな要因となっています。そのため、1997（平成9）年に施行した「長泉町清潔で美しいまちづくり条例」を周知するとともに、町民や事業者の環境美化活動への参加を促進して散乱ごみを回収し、ごみを捨てない人づくりを継続的に行います。不法投棄については、罰則の周知やパトロールによる監視強化、清掃による捨てにくい環境づくりなど、県や警察、周辺市町と連携しながら取り組みを推進します。

町の施策

(1)効率的な収集・運搬

①ステーションの適正管理

- ◆ 各自治会が管理するごみステーションの適正管理を支援するとともに、町民に対して美観や衛生などの保全に向けた意識啓発を行います。

②ごみ出しの困難な町民に対する支援

- ◆ 自力でごみ出しが困難な高齢者や障がい者などを支援するため、戸別訪問によるごみの収集「にこここ収集」を今後も継続し、利用促進のための周知を図ります。

③効率的な収集・運搬方法の検討

- ◆ 収集・運搬時の安全と効率化の両方が図れるよう、ステーションの設置条件を検討します。
- ◆ 収集・運搬車の運転について、安全運転を指導徹底します。
- ◆ 収集コースの見直しや再検討を行います。
- ◆ DXを活用した収集状況の確認などを支援します。
- ◆ 環境衛生及び環境美化の観点から支障のある不適正排出ごみ（レッドカードの貼られたごみ袋）について、回収方法等を検討します。

④ごみ収集車両の脱炭素化の推進

- ◆ ごみ収集車両は、電気自動車など次世代自動車の導入や、廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料（BDF）の使用を推奨することで脱炭素化を図ります。



ごみの収集・運搬

本町では、2015（平成27）年度より収集・運搬の全面委託を開始しましたが、収集（受け入れ）頻度、収集場所については、これまでと変わりません。

排出禁止物はその対象物を明確にし、適正な処理ルート確保と情報提供に努め、適正な処理を誘導します。

在宅医療に伴って発生する在宅医療廃棄物（インスリン・点滴などの注射針など）は、収集したごみの選別作業時に作業員が負傷する危険性や感染症の問題があります。このため、患者及びその家族に対して診療を受けている医療機関への持ち込み処理を誘導します。

収集・運搬の処理主体・収集頻度・収集場所

品目	処理主体	収集（受け入れ）頻度	収集場所
燃やせるごみ	委託	週2回	ごみ集積所
埋立ごみ、小型家電、破碎ごみ、びん類、金属類、古紙類、布類	委託	月2回	
プラスチック製容器包装 その他プラスチック	委託	週1回（水曜日）	
ペットボトル、有害ごみ	委託	月2回	
廃食用油	委託	月～金（祝祭日除く）	直接搬入

排出禁止物

家電4品目、携帯電話、タイヤ、バッテリー、バイク、プロパンガスボンベ、農薬・特殊薬品等の容器、ペンキ・塗料、農業用のマルチ・ビニール類、廃油（ガソリン・灯油等）、農機具、消火器、耐火金庫、浴槽・洗面台などの住宅設備、ブロック塀、コンクリート殻、建設廃材、産業廃棄物、医療廃棄物

【資料：ごみの出し便利帳】

(2)適切な中間処理・最終処分

①適正な再資源化ルートの選定

- ◆ できる限り質の高い資源物を確保して、有償となる再資源化ルートを選定します。
- ◆ 適正な再資源化を推進するための有償・無償ルートの検討を行います。
- ◆ 排出禁止物の対象物を明確にし、適正な処理ルート確保と情報提供に努め、適正な処理を誘導します。
- ◆ 在宅医療に伴って発生する在宅医療廃棄物（インスリン・点滴などの注射針など）は、収集したごみの選別作業時に作業員が負傷する危険性や感染症の問題があるため、患者及びその家族に対して診療を受けている医療機関への持ち込み処理を誘導します。

②塵芥焼却場の適正な維持管理

- ◆ 塵芥焼却場における包括的な運転委託を継続します。
- ◆ 食品ロスやプラスチックごみの排出実態を把握するため、可燃ごみ組成調査を定期的を実施します。

③広域的な取り組みの推進

- ◆ 緊急時における一般廃棄物の受け入れや処理について、他市町との相互援助の可能性の協議を行います。

- ◆ 災害発生後のごみ処理経過の把握に努め、「長泉町災害廃棄物処理計画」(2017(平成29)年3月)に基づき、災害時における廃棄物の処理や対応方法などについて検討を行います。
- ◆ 近隣の8市4町で構成される駿豆広域市町ごみ処理問題検討会などにおいて、ごみ処理対策の課題について協議するなど、廃棄物処理の円滑な推進を図ります。
- ◆ 2022(令和4)年3月に公表された「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」に示された東部地域の一般廃棄物処理の広域化の方向性を基本として、本町のごみ処理の位置づけを見直し、より効率的なごみ処理を検討します。

④最終処分場の適切な維持管理・延命化

- ◆ 環境負荷の低減や無事故での運営が行われるよう、適切な監理を行います。
- ◆ 最終処分場の埋め立て容量の延命化を図るため、埋め立てごみの発生抑制を広く呼びかけます。
- ◆ 埋立ごみ(直接埋立、焼却灰)の削減のための再資源化を推進します。

⑤不適物の混入防止

- ◆ 作業員の安全確保のため、画鋏やカミソリ、ライターなど危険物の排出方法を重ねて指導します。

⑥産業廃棄物の持ち込み禁止についての周知

- ◆ 事業者に対して、産業廃棄物の最終処分場への持ち込み禁止を徹底し、自ら処理するよう指導します。



ごみの中間処理・最終処分

中間処理については、燃やせるごみ、可燃系破碎ごみを塵芥焼却場で処理します。小型家電、びん類、金属類、布類、有害ごみ等は資源物ストックヤードに保管し、適宜、再資源化処理を行います。プラスチック系のごみは委託により再資源化処理を行います。

埋立ごみや破碎ごみは、最終処分場内の破碎設備で破碎し、破碎後の一部は焼却灰とともに埋立処分します。

中間処理の処理主体と場所

品目	処理主体		中間処理する場所
	施設	処理	
燃やせるごみ	委託	委託	塵芥焼却場
小型家電、びん類、布類、乾電池・蛍光灯	委託	委託	資源物ストックヤード
廃食用油	委託	委託	塵芥焼却場
金属類	委託	委託	資源物ストックヤード
古紙類	委託	委託	資源物ストックヤード
プラスチック製容器包装、その他プラスチック、ペットボトル	委託		民間再資源化施設
埋立ごみ・破碎ごみ	委託	委託	一般廃棄物処理最終処分場

(3)ポイ捨て・不法投棄対策

①ポイ捨てごみ対策の推進

- ◆ 「長泉町清潔で美しいまちづくり条例」の周知を図るとともに、同条例に基づく環境指導委員と連携し、ポイ捨て防止など地域の環境美化の推進を図ります。
- ◆ 空き缶の投げ捨て防止や再資源化の啓発について、町民の意識高揚を図ることを目的とし、空き缶拾い活動を行います。
- ◆ 空き缶拾い運動、清掃の日、ポスターや表彰による意識啓発などのごみゼロ運動を実施します。
- ◆ ウォーキングマップなどを活用し、ごみを拾いながら行うウォーキングを推進します。

②不法投棄の対策の推進

- ◆ 不法投棄パトロールの強化や県・警察との連携を図ります。
- ◆ 不法投棄の抑止のため不法投棄を行った者への罰則について周知します。
- ◆ 不法投棄の多発場所に監視カメラを設置します。
- ◆ 不法投棄ごみマップを作成し、監視強化を図ります。



ごみを拾いながらのウォーキング

水と緑豊かな本町の自然にふれながら、家族や仲間とウォーキングを楽しんでいただくために「ながいずみ歩こうマップ」を発行しています。マップでは駿河平、上長窪、南一色、桜堤遊歩道、健康ながいずみ、原分、本宿などの9コースについて、距離や所要時間、ルート、みどころなどを紹介しています。このマップや、ウォーキングアプリ（ながいずみ ちょうどいい Walk）を活用して、ごみを拾いながらのウォーキングを実践しましょう。



町民の取り組み

(1)効率的な収集・運搬

- ① ◇ ごみステーションを清潔で安全に利用できるように心がけるとともに、自治会での管理に協力します。
- ② ◇ 自力でごみ出しが困難な場合は、戸別訪問によるごみ収集「にこにこ収集（自力でごみ出しが困難な高齢者や障がい者などを支援するため、戸別訪問で行う粗大ごみの収集）」を活用します。
- ③ ◇ 不適正排出ごみとならないように、ごみ出しのルールを守ります。

(2)適切な中間処理・最終処分

- ① ◇ 在宅医療に伴って発生する在宅医療廃棄物（インスリン・点滴などの注射針など）は、診療を受けている医療機関へ持ち込みます。
- ② ◇ 塵芥焼却場の見学などにより、ごみ処理の現状を理解します。
- ④ ◇ 最終処分場の見学などにより、ごみ処理の現状を理解します。
◇ 最終処分場の延命が図れるように、埋立ごみの発生を少なくします。
- ⑤ ◇ 画鋸やカミソリ、ライターなど危険物の排出方法を徹底します。

(3)ポイ捨て・不法投棄対策

- ① ◇ ポイ捨てなどをせず、清掃活動やごみを拾いながらウォーキングを行います。
◇ 地域の清掃を通じた地域の人々の輪や安全・安心の輪を広げます。
- ② ◇ 不法投棄を未然に防止するため、不法投棄のしにくい環境づくりに協力します。
◇ 日常的な不法投棄の監視や町への情報提供をします。

事業者の取り組み

(1)効率的な収集・運搬

- ④ ◇ ごみ収集事業者は、ごみ収集関係車両を電気自動車など次世代自動車の導入やバイオディーゼル燃料（BDF）の使用を行います。
◇ DX を活用した収集状況の確認を行います。

(2)適切な中間処理・最終処分

- ④ ◇ 最終処分場の延命が図れるように、埋立ごみの発生を少なくします。
- ⑤ ◇ 画鋸やカミソリ、ライターなど危険物の排出方法を徹底します。

(3)ポイ捨て・不法投棄対策

- ① ◇ 事業者がリーダーとなって清掃活動を実施します。
◇ 地域の清掃を通じた地域の人々の輪や安全・安心の輪を広げます。
◇ ごみが散乱しないよう空き缶回収箱などの管理を徹底します。
- ② ◇ 不法投棄をせず、産業廃棄物の適正処理を図ります。
◇ 日常的な不法投棄の監視や町への情報提供をします。

基本目標
3

協働による取り組みの推進



環境教室

ごみは日常生活や事業活動に密着した課題であり、町民一人ひとりの意識に関わる問題です。町民・事業者がごみ問題全体について関心を持ち、実際の行動に結びつけていくための啓発を行います。

町民は、自らの生活や消費活動などを通じ、ごみの発生抑制・再資源化に取り組むものとします。

事業者は、生産、加工、流通、販売など、自らの事業活動に際して、ごみの発生抑制・再資源化に取り組むとともに、自らが提供する製品についても配慮したものとします。

町は、町内のごみの発生抑制・再資源化に関する各種施策を実施するとともに、普及啓発や情報提供、環境教育などを行うことによって、町民・事業者の自主的な取り組みを促進します。

町の施策

(1)ごみ環境教育・人材育成の推進

①学校教育との連携による意識啓発・人材育成

- ◆ アルミ缶回収や地域清掃活動のような体験を通じた環境教育を目指します。
- ◆ こどもを通じて、親へのごみ処理教育を行います。
- ◆ 塵芥焼却場等への社会科見学を引き続き受け入れます。
- ◆ 小・中学校生が、ごみ問題や環境に配慮した生活のあり方を学べるように、出前講座等を実施します。
- ◆ 小学4年生を対象とした「アースキッズチャレンジ・ライト事業」を実施し、地球温暖化防止に関するプログラムの中でごみ分別等の環境教育を行います。

②イベントやキャンペーン・見学による意識啓発

- ◆ 各種イベントでリユースカップやリユース食器などを用いて、4RなどのPRを行います。
- ◆ 町内の催事への出展を計画します。
- ◆ 塵芥焼却場や最終処分場の見学の受付、見学会の開催を行い、ごみ処理の状況について啓発します。
- ◆ 4R推進月間・食品ロス削減月間の10月や環境月間の6月に、ごみ減量・再資源化についてのキャンペーンを民間団体と協働で実施します。
- ◆ 環境省のマイボトル・マイカップのキャンペーンなどを紹介し、マイボトルやマイカップの利用を促進します。

(2)事業者等との協働

- ◆ レジ袋の削減やエコバッグの持参、簡易包装やばら売りの推進、食品ロス削減、プラスチックの削減など、町民や事業者と協働で取り組みを推進します。
- ◆ 「ふじのくにエコショップ宣言制度」などの取り組みを推進します。

(3)情報提供・共有

- ◆ 自治会や個人グループ・団体等に対して 4R の推進、環境学習の場を提供するため、出前講座の開催数を増やし、回覧板などを活用し広報します。
- ◆ 自治会等を通じて分かりやすいごみの分別排出方法の説明会を実施します。
- ◆ 町から委嘱される環境指導委員への支援として、ポイ捨て禁止看板、啓発グッズを配布します。
- ◆ 転入者、単身集合住宅住居者、外国人に対する 4R やごみの適正な分別等について適切な普及・啓発の方法（転入手続き時に説明を行うなど）を検討します。
- ◆ ごみの出し方便利帳の周知を徹底し、ごみの分別排出を促します。
- ◆ ごみ分別アプリの活用を促進します。

町民の取り組み

(1)ごみ環境教育・人材育成の推進

- ① ◇ 4R（ごみの減量やリサイクルなど）に関する知識を習得します。
◇ 町が行うごみ処理に関心を持ちます。
- ② ◇ 塵芥焼却場等を見学し、ごみ処理の現状を理解します。
◇ ごみに関するイベントやキャンペーンに参加します。

(2)事業者等との協働

- ◇ レジ袋の削減やエコバッグの持参、簡易包装やばら売りの推進、食品ロス削減、プラスチックの削減など、町や事業者と協働で取り組みを推進します。

(3)情報提供・共有

- ◇ 出前講座、説明会、ごみの出し方便利帳、ごみ分別アプリなどにより、ごみに関する情報を入手します。

事業者の取り組み

(1)ごみ環境教育・人材育成の推進

- ② ◇ ごみに関するイベントやキャンペーンに参加します。

(2)事業者等との協働

- ◇ レジ袋の削減やエコバッグの持参、簡易包装やばら売りの推進、食品ロス削減、プラスチックの削減など、町や町民と協働で取り組みを推進します。

(3)情報提供・共有

- ◇ ごみの出し方便利帳、ごみ分別アプリなどにより、ごみに関する情報を入手します。

3 リーディングプロジェクト

本計画を進めるうえで核となり、先導的な役割を果たす以下の4つのプロジェクトを「リーディングプロジェクト」として位置づけます。

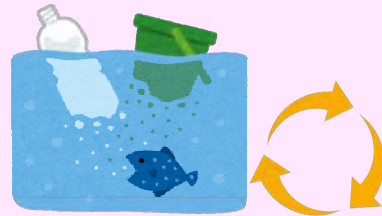
1 フードドライブ プロジェクト

団体・社会福祉協議会・公共施設・学校・小売店などにおけるフードドライブ活動を促進します。



2 プラスチック削減 プロジェクト

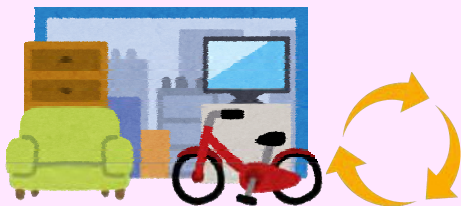
「プラスチックごみ削減協力店・登録制度」の創設、プラスチックごみの発生抑制・再資源化の推進により、プラスチックの削減を図ります。



リーディング
プロジェクト

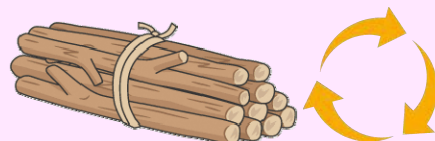
3 リユース活性化 プロジェクト

町とリユース団体等との協働により、リユース活動を活性化します。



4 剪定枝リサイクル プロジェクト

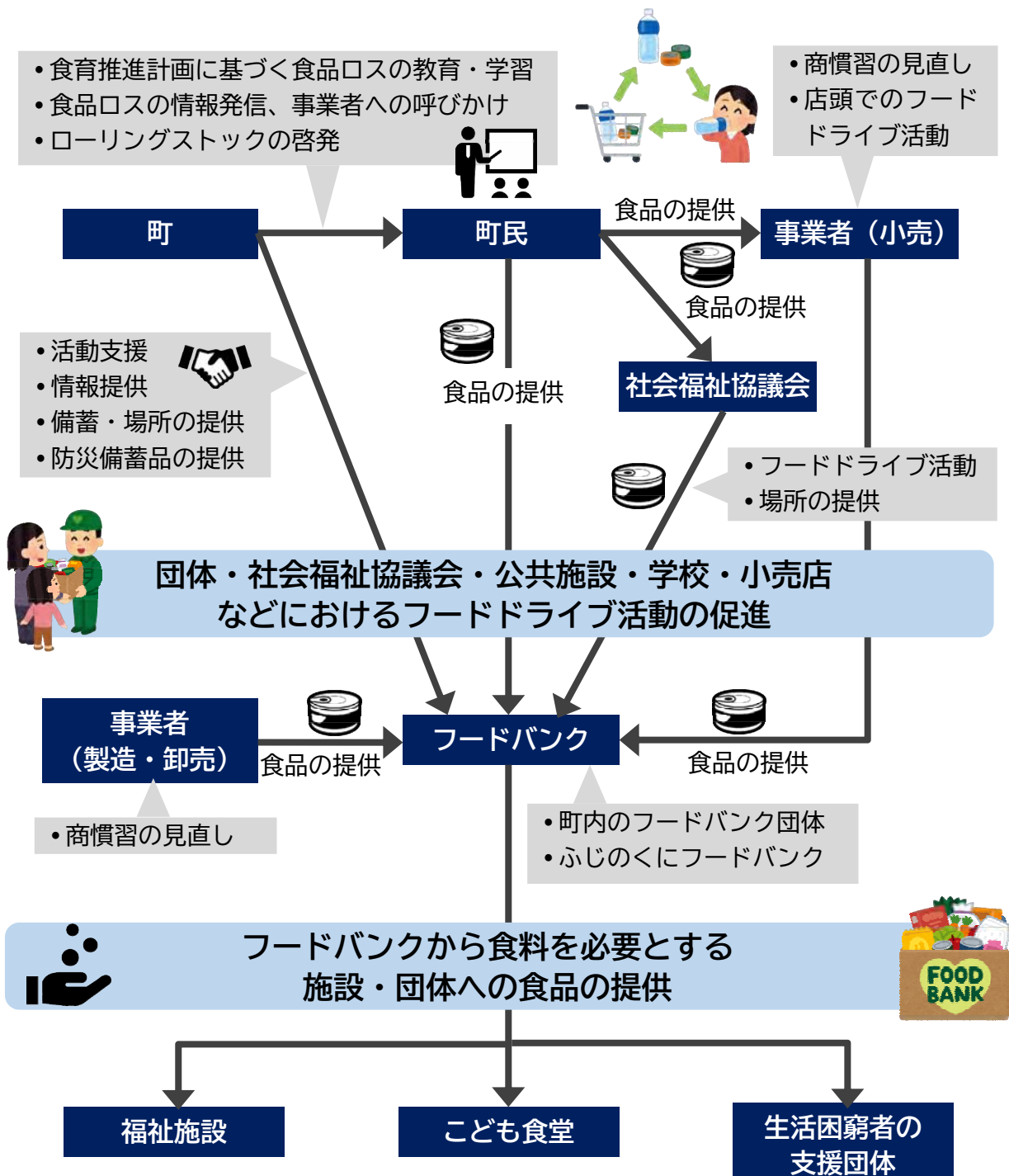
剪定枝リサイクルの啓発・広報、回収・リサイクル、剪定枝チップの自家消費の促進などを図り、ごみの減量とリサイクル率向上を目指します。



1 フード ドライブ プロジェクト

本町の家庭から出る食品ロス量は約 565.5t/年であり、そのうち、賞味期限や消費期限を超えたことでそのまま捨てられてしまった食品は約 208.0t/年と推計されています。そのため、このような直接廃棄される食品を減らし、食品ロスを削減していく必要があります。

本プロジェクトでは、「第3次長泉町食育推進計画」に基づき、食育の中で食品ロスに関する町民への教育・学習等を行うとともに、フードバンク団体の活動支援や事業者への呼びかけなどにより、団体・社会福祉協議会・公共施設・学校・小売店などにおけるフードドライブ活動を促進します。





長泉町内のフードバンク・フードドライブの活動

■フードバンク「てとて」

フードバンク「てとて」は、本町を中心に食料品を無償配布する活動を行う団体です。2020（令和2）年から一般家庭で使用しきれない食品や、事業者の包装や印字ミスで傷がついてしまって売りに出せない食品の寄付を募り、食料を必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動を行っています。まだ食べられるにも関わらず廃棄されてしまう食品の削減や、コロナ禍で深刻化する困窮世帯への食料支援を目的としており、大きな成果をあげています。

本町もフードバンク「てとて」の活動を支援しています。



【資料：フードバンク「てとて」・ウェブサイト】

■ファミマフードドライブ

「ファミマフードドライブ」は、家庭にある食べきれない食品をファミリーマート店舗で回収し、地域の自治体やNPOなどを通じて、支援が必要な方に提供する取り組みです。各家庭にある食べきれない食品が活用され、食品ロスの削減につながります。全国約2,000店舗（2023（令和5）年2月時点）で実施されており、長泉町では長泉鮎壺店、長泉鮎壺北店、長泉下土狩店、長泉中土狩店の4店舗で実施しています。



商慣習「3分の1ルール」とは

商慣習「3分の1ルール」とは、「食品の納入期限を賞味期限の3分の1以内」とする流通・小売業界特有の商慣習です。例えば賞味期限を3か月とする食品の場合、メーカーや卸売業者は製造後1か月以内に食品を小売店まで納品しなければいけないというルールになります。このルールが食品ロスの発生につながっているということで、近年では見直しをする事業者も増えてきています。

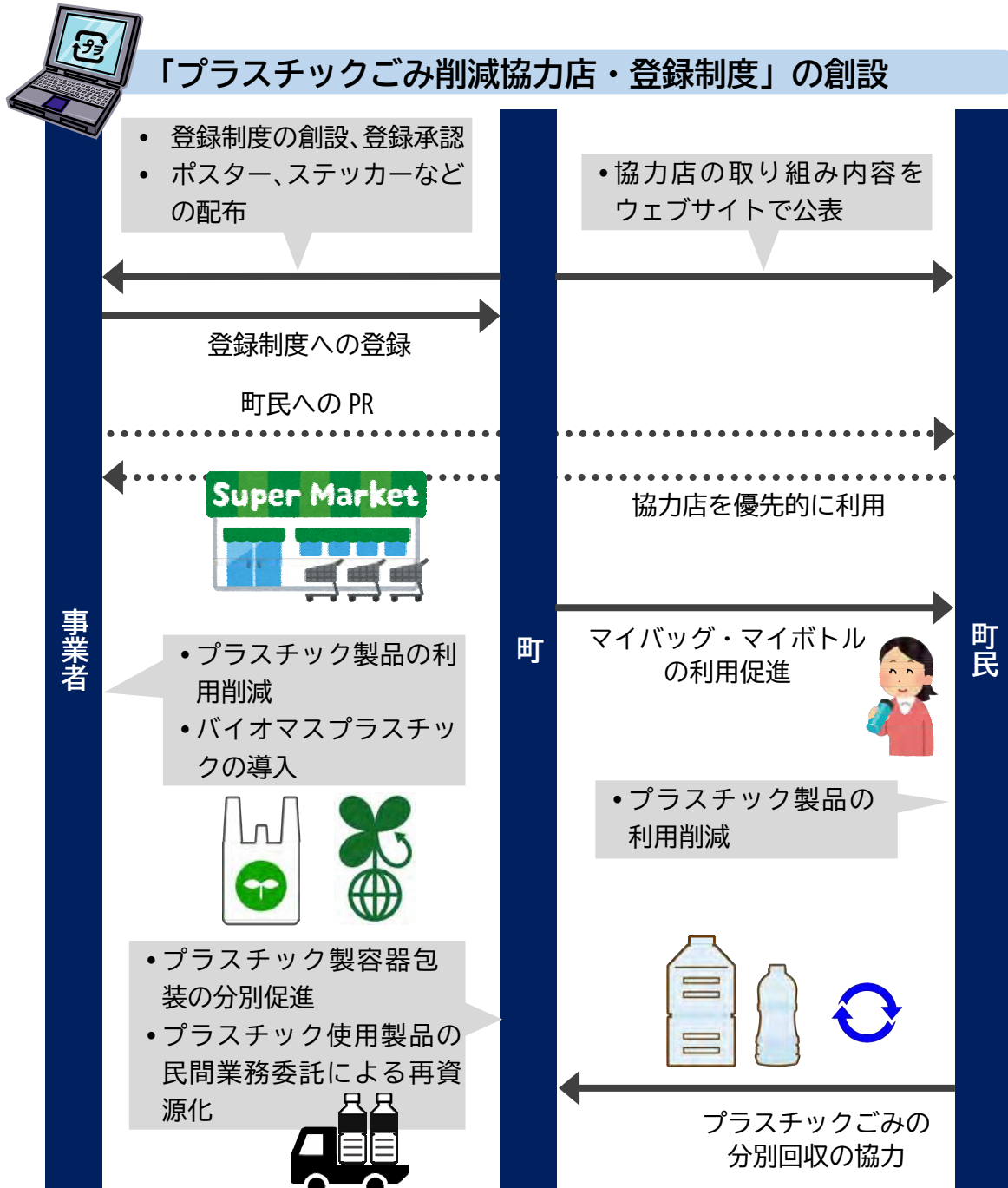


2 プラスチック 削減 プロジェクト

2022（令和4）年4月から「プラスチック資源循環法」が施行され、プラスチック製品の設計・製造から廃棄物の処理に至るまでの全体を通じたプラスチック資源循環の促進を図ることを目的としています。

本町では「容器包装リサイクル法」のプラスチック製容器包装のみならず、「プラスチック資源循環法」で対象となったプラスチック使用製品についても民間業務委託による再資源化を行っています。

今後は、「プラスチックごみ削減協力店・登録制度」の創設、プラスチックごみの発生抑制・再資源化の推進などにより、プラスチックの削減を図っていきます。



プラスチックごみの発生抑制・再資源化の推進

COLUMN
コラム

海洋プラスチックごみ問題

食品の容器やレジ袋、ペットボトルなど、日用品の多くにプラスチックが使用されています。これらはごみとして処分されますが、ポイ捨てや不法投棄などにより適正に処理されなかったものが海へ流れ出て自然環境を汚染し、今や世界規模の問題として注目されています。

海洋プラスチックごみは、海鳥や魚などが餌と間違えて食べてしまったり、時間が経つと風や波、太陽光の紫外線などにより細かくなっていき、5 mm以下の微小なマイクロプラスチックごみに変化して、回収は難しい状況になります。これらを生きものが食べてしまうことにより、有害物質が体内に入り蓄積され、さらにその生物をより大きな生物が食べる食物連鎖によって濃縮されていきます。この負の連鎖が生態系に悪影響を及ぼす懸念があります。

大切な海の環境を守るためには、私たち一人ひとりがプラスチックごみの正しい処理を行うことが重要となります。

ポイ捨てや不法投棄され、雨や風などにより河川へ流入し、最終的に海に流れ着きます。



ジャンボジェット機
5万機分

1年間に世界の海に流れ込む
プラスチックごみは
800万トン!

マイクロプラスチックには、化学物質を吸着しやすい性質があるため、有害な化学物質を吸着する場合があります。



**食物
連鎖**

最終的に私たちがその生物を食べることで濃縮された有害物質を体内に取り込んでしまう可能性があります。

食物連鎖により、マイクロプラスチックが吸着した有害物質の濃度は上がっていく可能性が指摘されています。



COLUMN
コラム

不用品活用バンク

リユース（再使用）とは、使用しなくなった物のうち、有用なものを製品としてそのまま使用すること、または、他の製品の一部分として使用することです。循環型社会形成の基本原則である 4Rのうち「リサイクル」よりも優先順位が高い取り組みです。各種リサイクル関連法令が整備されたことにより、ごみの分別やリサイクルの仕組みが構築されたものの、製品をそのまま利用するリユースは、あまり取り組みが進んでいないのが現状です。

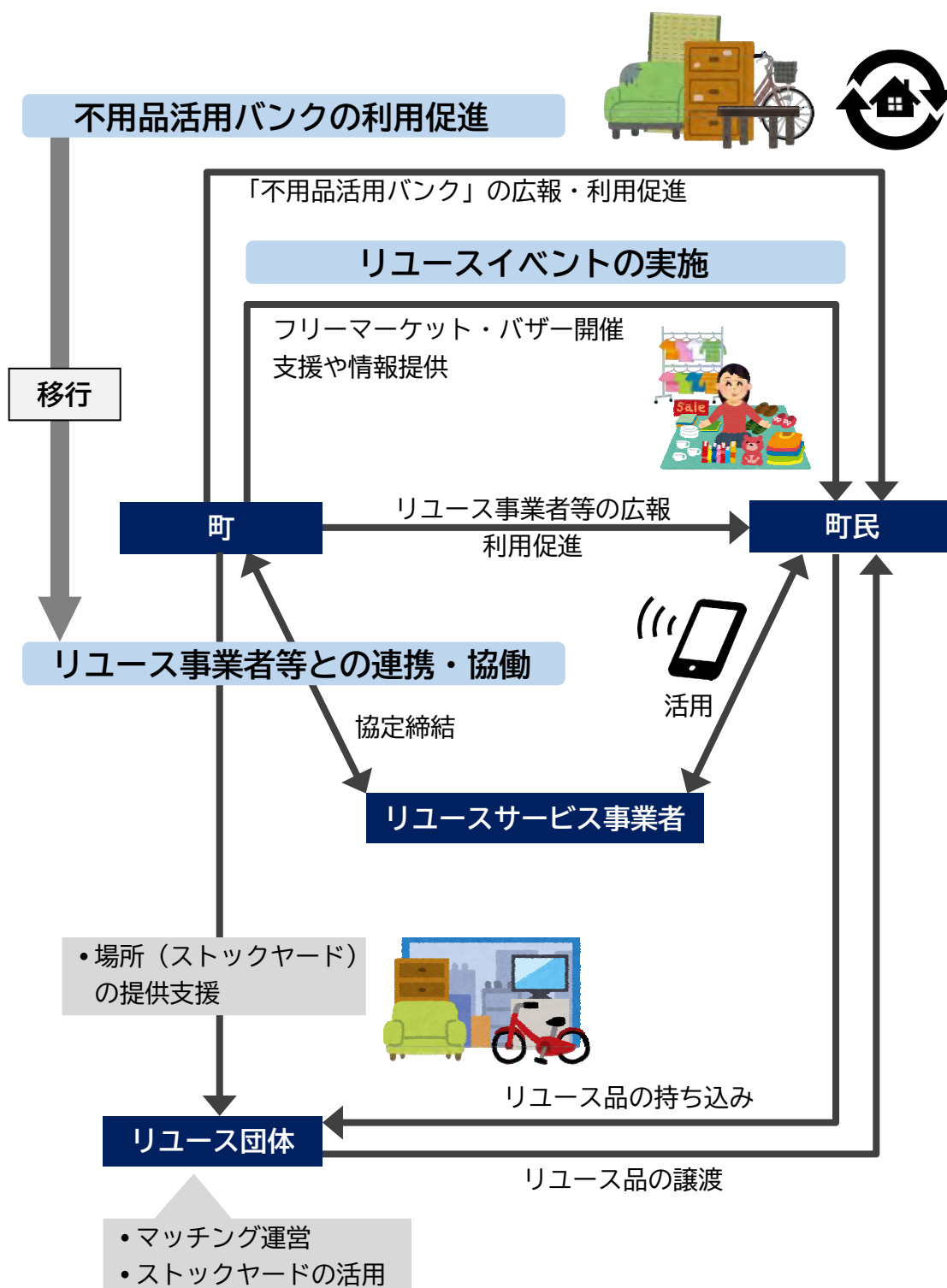
本町では、不用になった生活用品を必要とする方へ紹介することにより、資源の有効活用を図ることを目的として「不用品活用バンク」制度を設けています。金銭のやりとりはなく、無償を原則としており、本町では譲りたい人と譲ってほしい人を結びつける役割を果たしています。

この「不用品活用バンク」をはじめとする不用品のリユースをさらに拡大するための仕組みづくりを行っていく必要があります。

3 リユース 活性化 プロジェクト

本町では、不用になった生活用品の有効活用を図ることを目的として「不用品活用バンク」制度を設けていますが、利用者が少なく、マッチング成功率の低さが課題となっています。また、町内のリユース団体に対するヒアリングの結果によると、マッチングのノウハウを所有しているものの、リユース品の保管が課題となっているケースがあります。

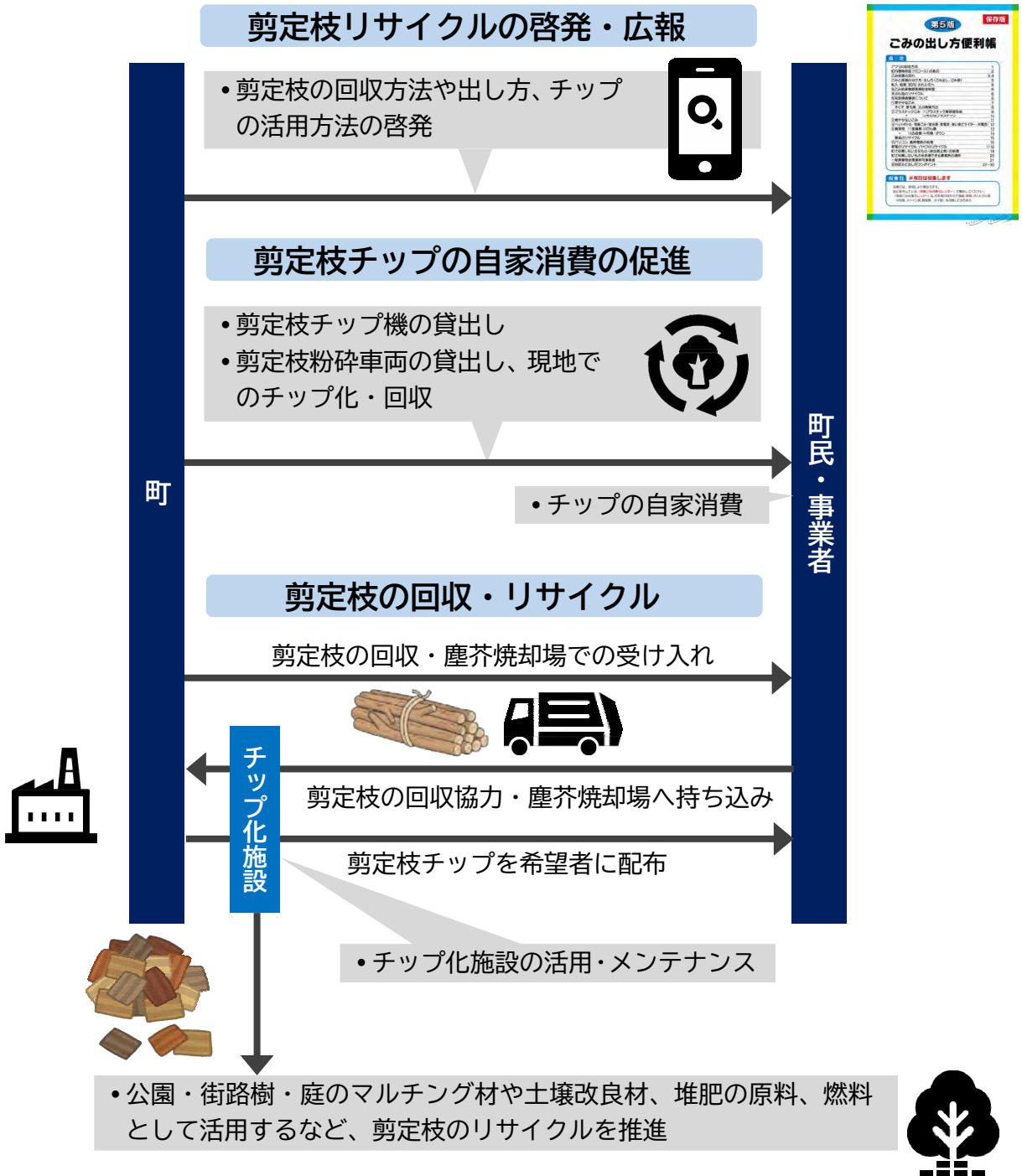
そのため、町とリユース団体等との連携・協働によりリユースに関する諸課題を解決することで、リユースを活性化します。

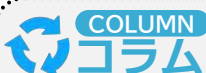


4 剪定枝 リサイクル プロジェクト

本町では、一般廃棄物に該当する樹木の剪定枝について、燃やせるごみ（可燃ごみ）として回収・焼却しており、2020（令和2）年度は288.8t/年でした。しかし、剪定枝は燃焼効率が悪く、燃え残りが出るなど課題となっています。

そのため、剪定枝リサイクルの啓発・広報、回収・リサイクル、剪定枝チップの自家消費の促進などを図り、廃棄物の減量とリサイクル率の向上を図ります。



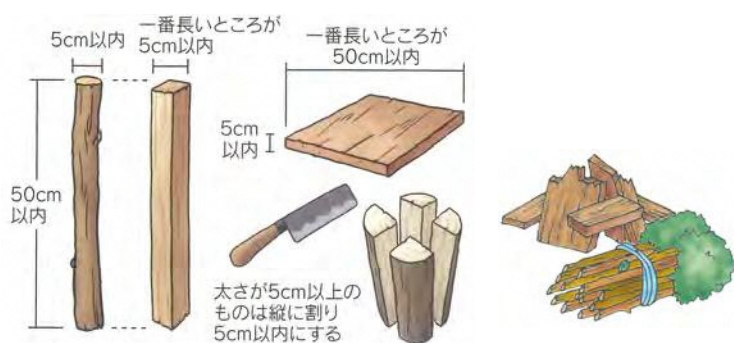


剪定枝の回収・リサイクル

剪定枝は、燃えるごみや埋め立てごみなどとして取り扱われますが、燃焼効率が悪く、埋め立ての際にもかさばるため問題となっています。そのため、多くの自治体では剪定枝の回収・チップ化・堆肥化、チップ化のための機材・車両の貸出し、剪定枝処理業者の紹介など、剪定枝のリサイクルを推進しています。剪定枝のリサイクルにより、ごみ焼却量の削減、温室効果ガスの削減、バイオマス資源の活用などに繋がります。

本町では、一般廃棄物に該当する樹木の剪定枝について、長さ 50 cm 以内、直径 5 cm 以内のものは燃やせるごみ（可燃ごみ）として回収・焼却しています。また、長さ 50 cm 以内、直径 5 cm 以上は直接搬入ごみとして受け入れ、木屑処理機を利用して粉状にして、街路樹などのマルチング材や肥料として利用しています。幹などの直径が 20 cm 以内の場合は、塵芥焼却場で引き取りますが、20 cm を超える場合は、専門業者（有料）での処理を紹介しています。

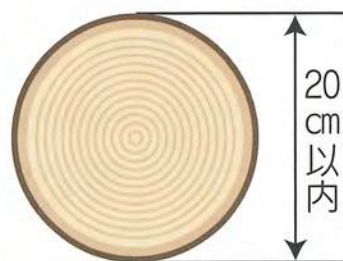
ごみステーションに出せるもの



焼却場に直接搬入できるもの



幹等の直径が 20 cm を超える場合の処理（事業系） 植木屋等の剪定枝



本町の剪定枝の処理の仕方

【資料：ごみの出し便利帳（第5版）】

第3章

生活排水処理基本計画



第1節 生活排水処理の現状

第2節 生活排水処理の課題

第3節 生活排水処理の将来推計

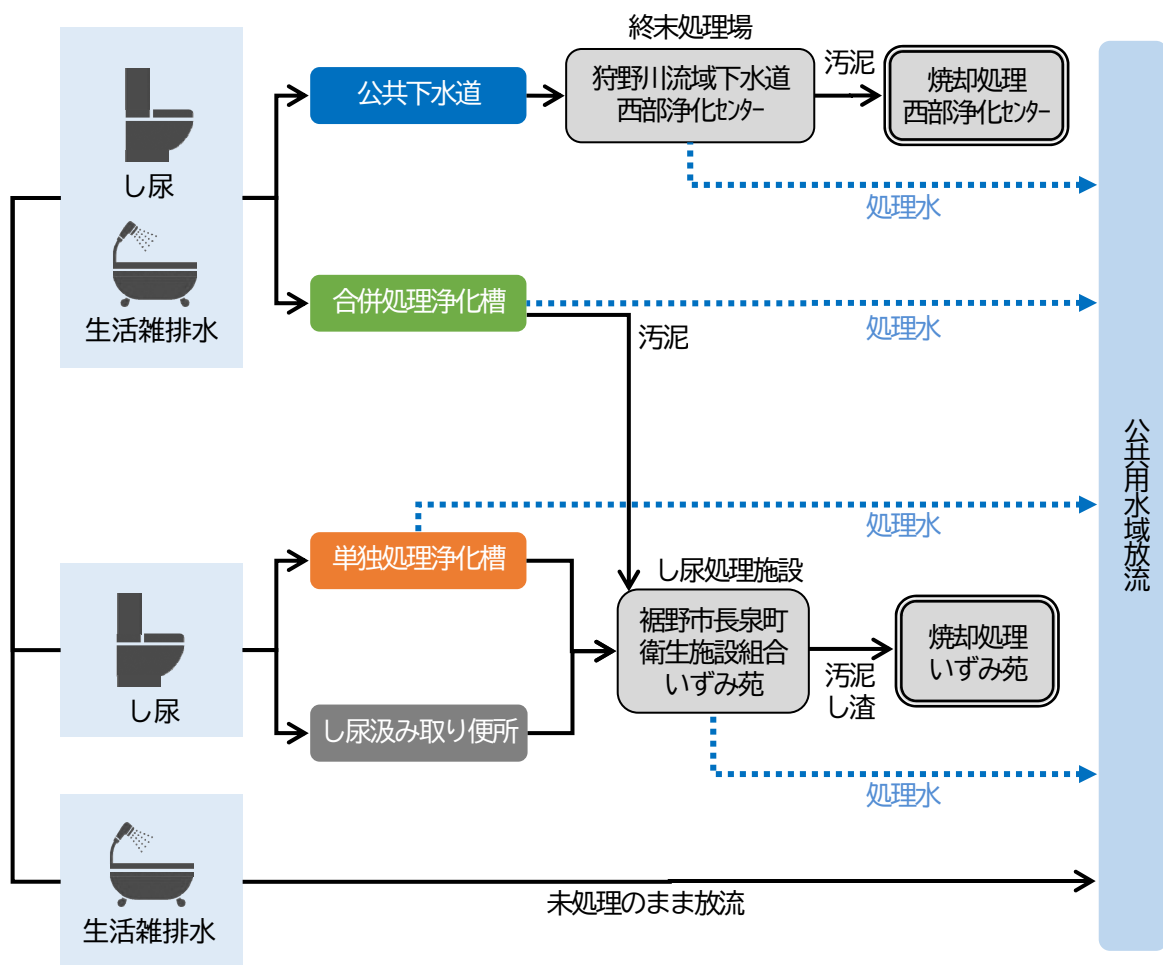
第4節 生活排水処理計画

第1節 生活排水処理の現状

1 し尿・生活排水の処理形態

生活排水はトイレから出るし尿と、トイレ以外の台所や風呂、洗濯などから出る生活雑排水に大別されます。

本町では、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿汲み取り便所によるし尿や生活雑排水の処理が行われています。このうち、し尿と生活雑排水の両方を処理できるのは公共下水道と合併処理浄化槽であり、単独処理浄化槽及び汲み取り世帯においては、生活雑排水は未処理のまま道路側溝や水路を通じて河川に放流されています。



生活排水（し尿・生活雑排水）の処理方法別フロー

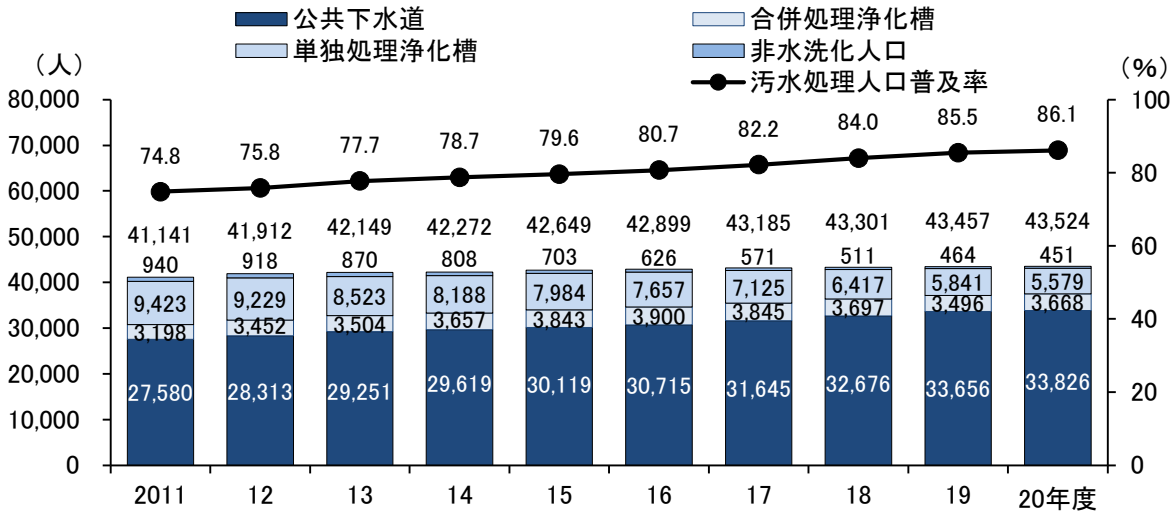
2 生活排水処理の実績

(1) 処理形態別人口

し尿や生活雑排水の処理形態として、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿汲み取り便所があります。

本町の処理形態別人口をみると、公共下水道人口、合併処理浄化槽は増加傾向、単独処理浄化槽人口、非水洗化人口（し尿汲み取り便所）は減少傾向にあります。

公共下水道人口と合併処理浄化槽人口を合わせた汚水処理人口普及率は、2020（令和2）年度は86.1%となっています。



生活排水の処理形態別人口の推移

注) 処理形態別人口の実績は年度末人口

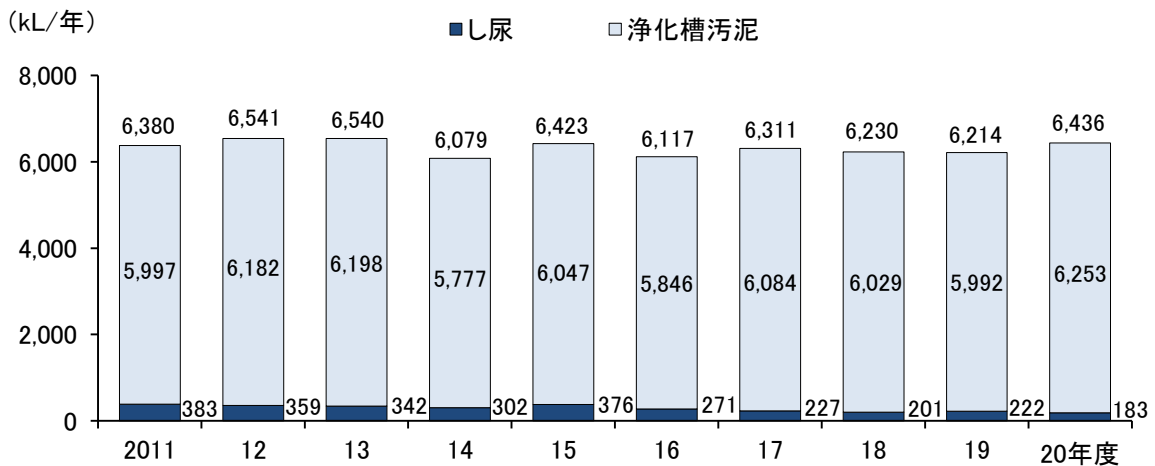
汚水処理人口普及率 = (公共下水道人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 総人口 × 100

【資料：環境省・一般廃棄物処理実態調査】

(2) し尿処理量（し尿・浄化槽汚泥）

し尿の発生量は、非水洗化（汲み取り）人口とともに減少傾向にあり、2020（令和2）年度には183kL/年となっています。

浄化槽汚泥の発生量は、ほぼ横ばいで推移しており、2020（令和2）年度は6,253kL/年となっています。



し尿処理量（し尿・浄化槽汚泥発生量）の推移

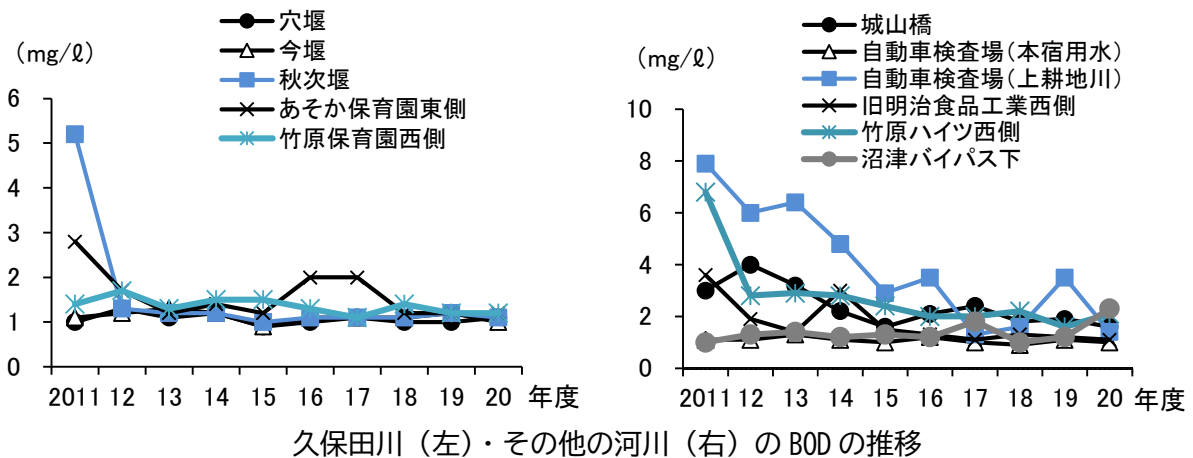
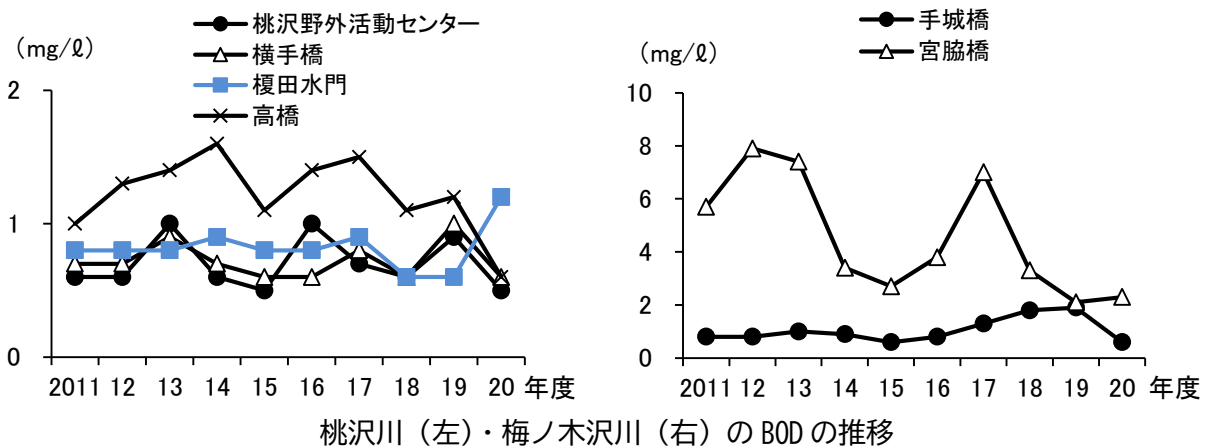
【資料：環境省・一般廃棄物処理実態調査】

3 公共用水域の水質状況

(1) 河川水質

本町の公共用水域の状況を把握するため、毎年 17 地点で水質の測定をしています。測定項目は、生活環境の保全に関する項目、人の健康の保護に関する項目の一部について行っています。

BOD（生物化学酸素要求量）は、河川における水質汚濁の指標となるものです。2020（令和2）年度の測定結果をみると、ほとんどの地点で低い値を示しています。河川ごとでは、桃沢川、久保田川、梅ノ木沢川の手城橋はほぼ横ばい、梅ノ木沢川の宮脇橋は年度によって変動が大きくなっています。その他の河川は、おおむね減少傾向にあります。



注) BOD（生物化学的酸素要求量）：公共用水域の有機汚濁を図る代表的な指標。一般的に、BOD2mg/L 以下がヤマメ、イワナ等の生息できる環境とされています。

【資料：くらし環境課】

(2) 水生生物調査による水質判定

本町では、身近な水辺へのふれあいを促進し、水質浄化に対する意識の高揚を図ることを目的に、1986（昭和 61）年度から長泉町立北中学校の先生、生徒の協力を得て水生生物調査を実施しています。また、1994（平成 6）年度からは、一般町民を対象にした水生生物観察会も実施しています。

2021（令和 3）年度の水生生物の調査結果によると、桃沢川（桃沢野外活動センター内）では水質階級 1（きれいな水）でした。



水生生物調査による水質判定

4 生活排水処理施設の概要

狩野川流域下水道（西部処理区）の全体計画の概要を以下に示します。

西部処理区は1975（昭和50）年に当初事業認可が下り、全体計画の処理人口は255,720人、供用開始済み人口は2020（令和2）年度で186,443人となっています。処理区には本町のほか、沼津市、三島市、裾野市、清水町が含まれています。

し尿及び浄化槽汚泥は、「廃棄物処理法」第7条による許可業者1社、「浄化槽法」第35条による許可業者1社にて汲み取り・運搬作業を行っており、裾野市長泉町衛生施設組合で運営するいずみ苑で処理を行っています。

狩野川流域下水道（西部処理区）の全体計画

区分		全体計画	事業計画	供用開始済み
当初事業認可		1975（昭和50）年3月5日 建設省静都下流発第1号		
変更計画（最終）		2018（平成30）9月19日 都生第120号		
処理区	処理区名	西部処理区		
	関連市町	沼津市、三島市、裾野市、清水町、長泉町		
	処理区域内人口（現況）	271,119（人）		
	処理面積	6,406（ha）	3,621（ha）	2,894（ha）
	処理人口	255,720（人）	196,020（人）	186,443（人）
終末処理場	名称	狩野川西部浄化センター		
	排除方法	分流式	同左	同左
	処理方法	標準活性汚泥法	同左	同左
	令和2年度処理水量	20,666,190（m ³ /年）（56,620（m ³ /日平均））		
	敷地面積	13.89（ha）	同左	同左
	処理能力（m ³ /日最大）	147,400	114,200	81,000
	系列数	3系列	3系列	1.5系列
管渠施設	西部幹線	φ600～φ1,800 L=24,370m ^注	同左	同左
	北部幹線	φ500～φ1,350 L=6,110m	同左	同左
	計	L=30,480m	同左	同左
汚泥焼却施設		80t/日×2基	—	—
放流先		奥駿河湾	同左	同左

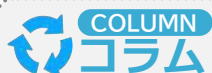
注）二条菅（φ1,800）L=3,710mを含む

【資料：静岡県の生活排水処理】

いずみ苑概要

名称	一部事務組合 裾野市長泉町衛生施設組合「いずみ苑」																						
所在地	静岡県駿東郡長泉町中土狩 534-1																						
槽敷地面積	土地：5,807.12 m ² 建物：1,613.92 m ²																						
処理方法	標準脱窒素処理																						
処理水 水質基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>処理水基準</th> <th>項目</th> <th>処理水基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BOD</td> <td>10mg/L 以下</td> <td>T-P</td> <td>1mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>COD</td> <td>50mg/L 以下</td> <td>大腸菌群</td> <td>3,000 個/cm³ 以下</td> </tr> <tr> <td>SS</td> <td>15mg/L 以下</td> <td>色度</td> <td>30 度以下</td> </tr> <tr> <td>T-N</td> <td>10mg/L 以下</td> <td>PH</td> <td>5.8~8.6</td> </tr> </tbody> </table>			項目	処理水基準	項目	処理水基準	BOD	10mg/L 以下	T-P	1mg/L 以下	COD	50mg/L 以下	大腸菌群	3,000 個/cm ³ 以下	SS	15mg/L 以下	色度	30 度以下	T-N	10mg/L 以下	PH	5.8~8.6
項目	処理水基準	項目	処理水基準																				
BOD	10mg/L 以下	T-P	1mg/L 以下																				
COD	50mg/L 以下	大腸菌群	3,000 個/cm ³ 以下																				
SS	15mg/L 以下	色度	30 度以下																				
T-N	10mg/L 以下	PH	5.8~8.6																				
処理能力	70kL/日 (1980 (昭和 55) ~2011 (平成 23) 年) 30kL/日 (2011 (平成 23) 年~)																						
着工・完成	着工：1979 (昭和 54) 年 9 月 完成：1980 (昭和 55) 年 10 月 着工：2010 (平成 22) 年 1 月 完成：2011 (平成 23) 年 3 月																						
汚泥処理方法	全量焼却																						
焼却設備	焼却設備は 2016 (平成 28) 年度に撤去し、現在は場外搬出となっている。																						

【資料：長泉町くらし環境課】



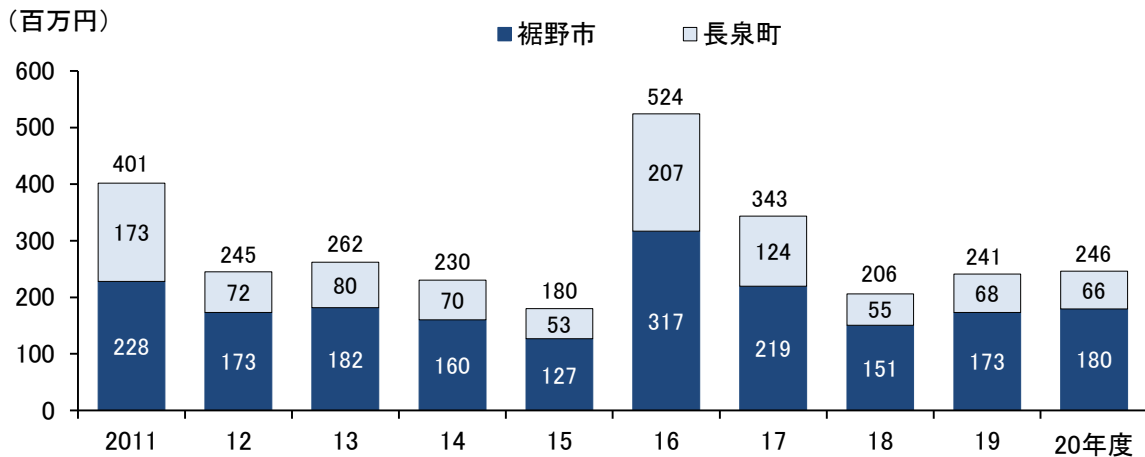
いずみ苑

いずみ苑では、長泉町のし尿処理及び浄化槽汚泥の処理をしています。1日に30klの処理能力を持った施設で、水質・臭気対策に万全を期し、公衆衛生に大きな役割を果たしています。管理は「裾野市長泉町衛生施設組合」が行っています。

5 事業経費の実績

(1) 事業経費

本町におけるし尿処理（し尿・浄化槽汚泥）に係る事業は、裾野市との間で「裾野市長泉町衛生施設組合」を設立し業務を行っています。2020（令和2）年度は、約2.5億円の経費のうち、本町は6,600万円を分担しました。



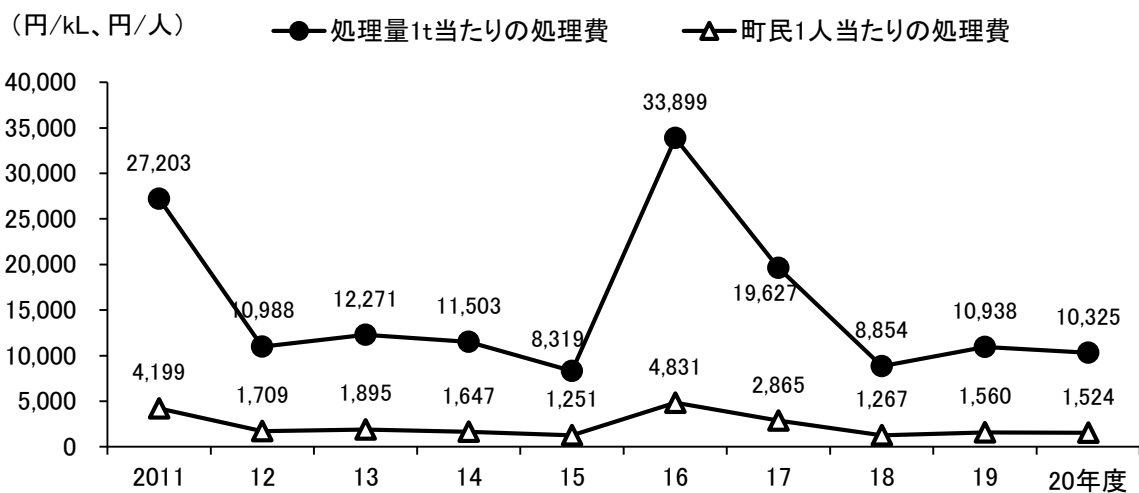
浄化槽汚泥・し尿処理に係る事業費の分担金の推移

【資料：環境省・一般廃棄物処理実態調査】

(2) 1人当たりのし尿処理経費

し尿処理量1klあたりに費やす処理経費は、処理量の多かった2011（平成23）年、2016（平成28）年、2017（平成29）年の3か年を除いて約8,000～12,000円/klの範囲で推移しています。

また、町民1人当たりが負担する処理経費では、処理量の多かった上記の3か年を除いて約2,000円/人以下となっています。



単位当たりのし尿処理（し尿・浄化槽汚泥）に係る事業費の推移

【資料：環境省・一般廃棄物処理実態調査】

第2節 生活排水処理の課題

(1)生活排水処理施設・汚濁負荷量

生活排水処理施設

●非水洗化人口及び単独処理浄化槽人口は、総人口の約15%を占めており、近年は横ばい状態です。これらの世帯からは生活雑排水は未処理のまま、公共用水域に流れ込んでいるため、河川の水質汚濁の原因となっています。今後は合併処理浄化槽または公共下水道への切り替えを促進する必要があります。

汚濁負荷量

●「浄化槽法」では、11条検査と呼ばれる定期検査（年に1回）を義務づけていますが、その受検率は低い状況にあるため、浄化槽の適正な維持管理について啓発していく必要があります。

●エコクッキングの実践など汚濁負荷量の低減に向けた取り組みを推進する必要があります。

(2)し尿処理（し尿・浄化槽汚泥）

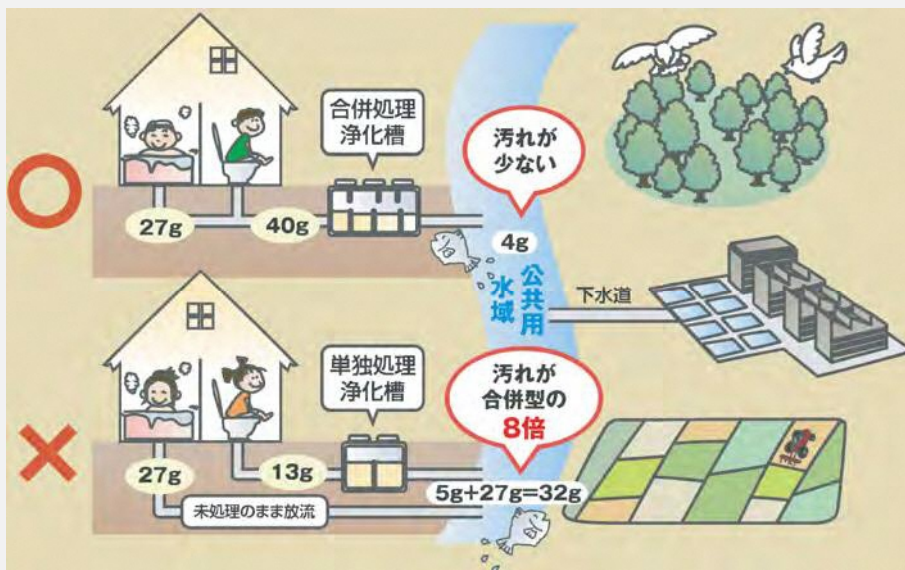
し尿・汚泥処理

●し尿及び浄化槽汚泥の処理は「いずみ苑」で行っていますが、稼働から30年以上が経過しており、設備の維持に必要な経費が増大していくことが懸念されます。今後も施設を適正に運転管理していくとともに、今後の処理方法について検討する必要があります。



単独処理浄化槽と合併処理浄化槽

単独浄化浄化槽は、し尿しか処理することができないため、風呂や台所、洗濯などの生活雑排水をたれ流しにして、川や海を汚してしまいます。そのため、生活雑排水を浄化できる合併処理浄化槽への付け替えが急がれています。



【資料：環境省・浄化槽による地域の水環境改善の取組み】

第3節 生活排水処理の将来推計

1 処理形態別人口

生活排水処理の処理形態別人口は、公共下水道人口、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、非水洗化人口を将来推計しました。

(1) 公共下水道人口

本町では「第2次長泉町環境基本計画」において、2031（令和13）年度に公共下水道普及率88.7%という目標を掲げていることから、公共下水道普及率に将来人口を乗じることで設定しました。

(2) 単独処理浄化槽・非水洗化人口

単独処理浄化槽人口、非水洗化人口の将来推計は、生活排水処理施設の整備により一義的に減少していくと考えられます。したがって、各人口は、過去の減少の割合から将来の減少量を推計しました。

(3) 合併処理浄化槽人口

合併処理浄化槽人口は、公共下水道への接続により減少する一方、単独処理浄化槽や汲み取りなどの世帯で新たに設置される場合もあり、将来予測が難しいことから、下の式にしたがって求めました。

$$\text{合併処理浄化槽人口} = \text{人口} - (\text{公共下水道人口} + \text{単独処理浄化槽人口} - \text{非水洗化人口})$$

2 し尿処理量(し尿・浄化槽汚泥発生量)

(1) し尿発生量

し尿の発生量は、2011（平成23）年度から2020（令和2）年度の過去10年間の実績から、1人1日当たりに排出する量（原単位）を設定し、これに対象処理人口の予測結果を乗じて算定しました。

(2) 浄化槽汚泥発生量

浄化槽汚泥の発生量は、2011（平成23）年度から2020（令和2）年度の過去10年間の実績から、1人1日当たりに排出する量（原単位）を設定し、これに対象処理人口の予測結果を乗じて算定しました。なお、合併処理浄化槽の排出原単位は増加傾向にあることから、一次直線による将来予測を行ったものを採用し、併処理浄化槽の排出原単位は横ばい傾向にあることから、2011（平成23）年度から2020（令和2）年度の平均値を使用しました。

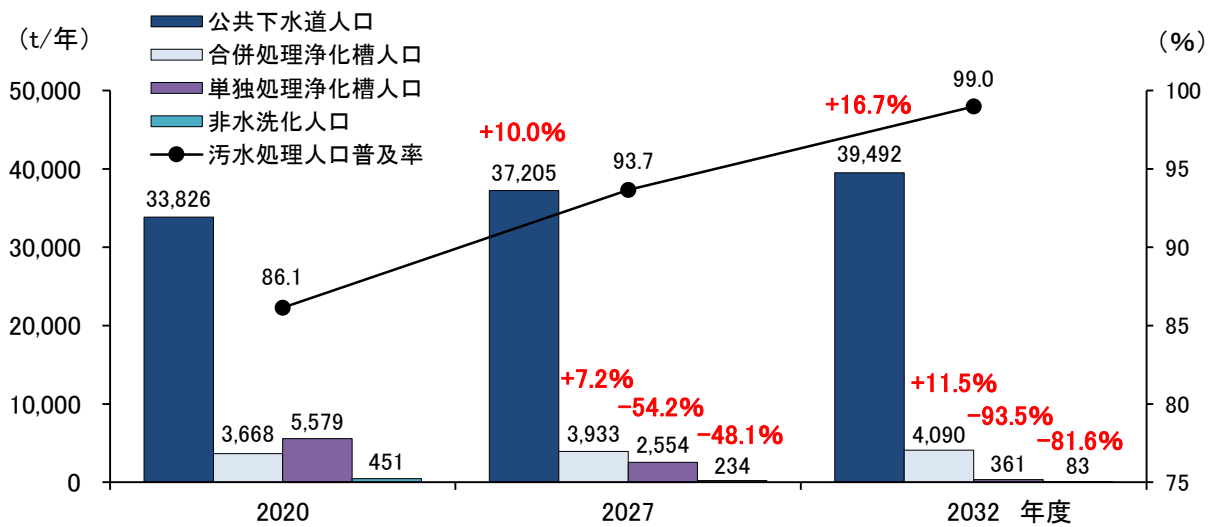
第4節 生活排水処理計画

1 生活排水処理の目標

「第5次長泉町総合計画」及び「第2次長泉町環境基本計画」の数値目標を踏まえて設定した生活排水処理の目標は以下のとおりです。

【目標1】 処理形態別人口・汚水処理人口普及率 ()は2020(令和2)年度比

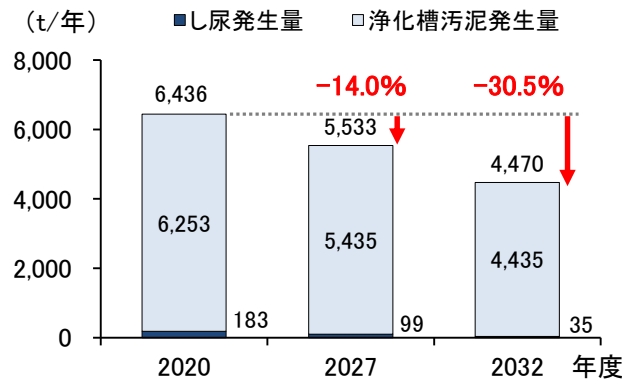
項目	現状・目標	2020(R2)年度 (現状)	2027(R9)年度 (中間目標)	2032(R14)年度 (目標)
処理形態別人口		43,524人	43,925人 (+0.9%)	44,026人 (+1.2%)
①公共下水道人口		33,826人	37,205人 (+10.0%)	39,492人 (+16.7%)
②合併処理浄化槽人口		3,668人	3,933人 (+7.2%)	4,090人 (+11.5%)
③単独処理浄化槽人口		5,579人	2,554人 (-54.2%)	361人 (-93.5%)
④非水洗化人口		451人	234人 (-48.1%)	83人 (-81.6%)
汚水処理人口普及率		86.1%	93.7%	99.0%



【目標2】し尿処理量（し尿・浄化槽汚泥発生量）（ ）は2020（令和2）年度比

項目	現状・目標	2020（R2）年度 （現状）	2027（R9）年度 （中間目標）	2032（R14）年度 （目標）
し尿処理量		6,436kL/年	5,533kL/年 (-14.0%)	4,470kL/年 (-30.5%)
①し尿発生量		183kL/年	99kL/年 (-46.1%)	35kL/年 (-80.9%)
②浄化槽汚泥発生量		6,253kL/年	5,435kL/年 (-13.1%)	4,435kL/年 (-29.1%)

注) 端数処理の関係上、合計値が合わない場合があります。



注) 端数処理の関係上、合計値が合わない場合があります。



生活排水処理に関する上位計画の数値目標

第5次長泉町総合計画の数値目標

成果指標	現状値 (2019)	目標値 (2025)
下水道整備率	64%	68%

第2次長泉町環境基本計画の数値目標

指標	現状 (2020)	中間目標 (2026)	最終目標 (2031)
清掃の日参加延べ人数	20,012人/年	30,000人/年	30,000人/年
河川清掃参加者数	2,692人/年 (2019年度)	3,000人/年	3,000人/年
黄瀬川環境基準達成率	100%	100%	100%
公共下水道普及率	77.7%	83.7%	88.7%
下水道整備率【第5次総合計画】	64% (2019年度)	68% (2025年度)	72%
汚水処理人口普及率	86.0%	89.0%	91.5%

2 生活排水処理の基本目標

本町の2020（令和2）年度末における下水道人口普及率は77.7%で静岡県 averages 64.3%は上回っているものの、全国平均の80.1%には及ばない状況にあるため、今後、接続人口が増加していくことで環境への負荷が大きく軽減できると考えられます。従って、処理開始区域内の全世帯が早期に公共下水道へ接続してもらえるよう呼びかけを行います。

狩野川流域下水道に接続する本町の公共下水道を整備する区域は、基本的に公共下水道計画決定区域とし、それ以外の区域については合併処理浄化槽への転換を推進します。「狩野川流域関連長泉町公共下水道事業計画」の整備目標では、当初計画にあった長泉工業団地、富士長泉工業団地、一色工業団地は、発生汚水量が多量で既設管渠の能力への影響が大きいため区域外としています。同様に黄瀬川の河川敷地内区域も将来の定住がなく排水の発生が見込めないため区域外としています。

一方、2020（令和2）年度末の時点でも、人口の約2割は公共下水道へ接続していない環境にあります。これらの方には、合併処理浄化槽で処理を行ってもらえるよう呼びかけを行います。

以上のことを踏まえ、生活排水処理の基本方針は以下のとおりとします。



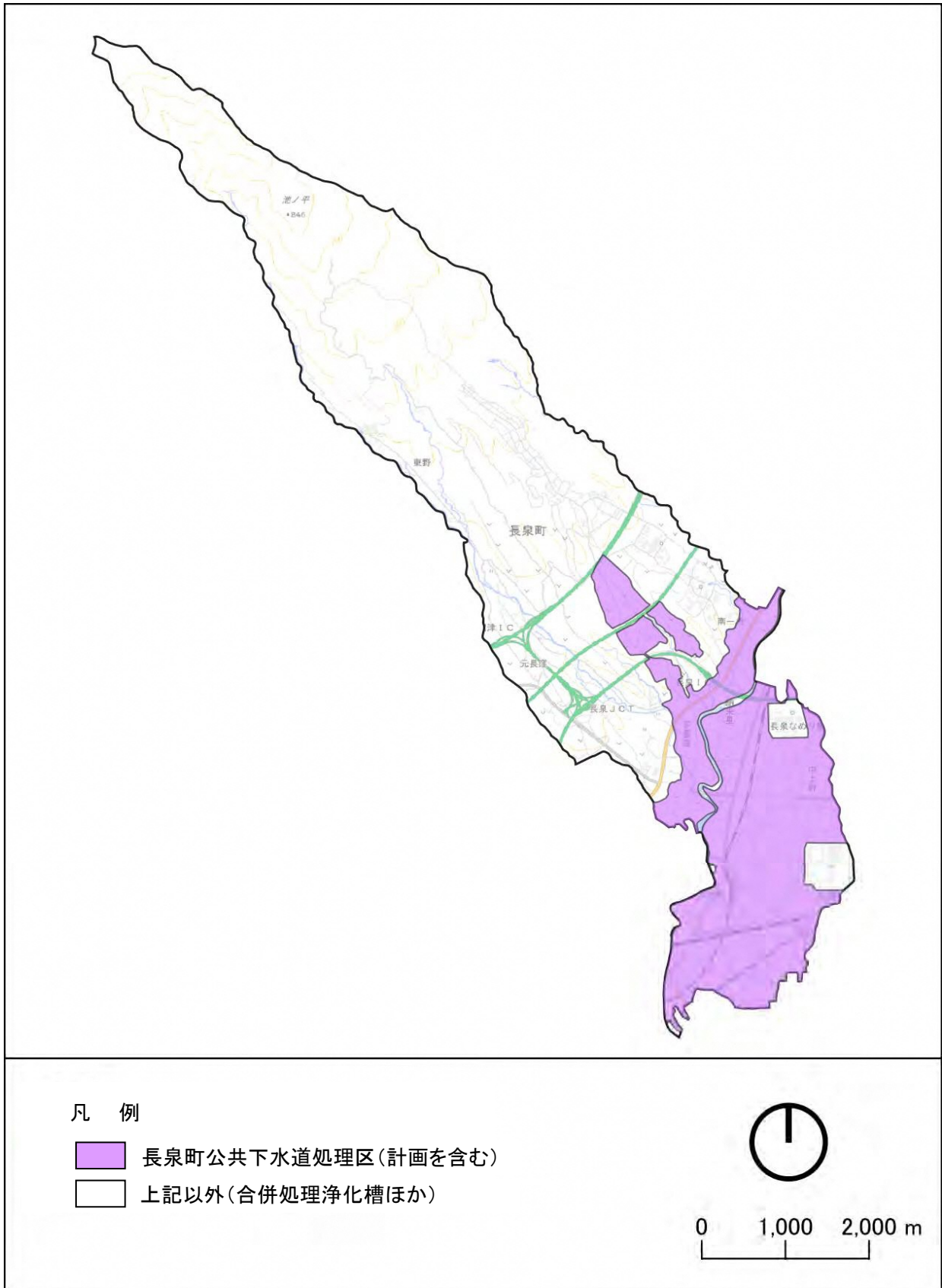
生活排水処理の基本方針



「浄化槽法」の改正

単独処理浄化槽は、便所の水洗化を行うため高度成長期に普及しましたが、し尿汲み取り式（非水洗化）便所と同様に生活雑排水を未処理で放流するため、河川等公共用水域の汚れの原因となっています。そのため、「浄化槽法」の改正によって、2001（平成13）年度から単独処理浄化槽を新たに設置することが原則禁止されました。また、設置されている単独処理浄化槽についても、合併処理浄化槽への転換（公共下水道処理区域では公共下水道への接続）が求められています。

さらに、2019（令和元）年6月に公布された「浄化槽法の一部を改正する法律」では、補修や交換が必要な単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換命令権限が行政に付与されました。また、浄化槽の現状を正しく把握し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、都道府県知事、保健所設置市または特別区の長に対して、浄化槽ごとに浄化槽台帳を作成することが規定されました。



生活排水処理整備計画区域図

【資料:静岡県生活排水処理(2022(令和4)年3月)をもとに作成】

基本目標 1

生活排水の処理



水生生物調査

きれいな水の環境にするため、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の整備を促進し、し尿の汲み取りや単独処理浄化槽からの切り替えを推進します。また、浄化槽の定期的保守点検、清掃等について広報等を通じて指導していきます。さらに、汚濁負荷量を減らすため、各家庭及び事業所に対し、環境負荷の軽減につながる生活雑排水対策について指導・啓発をしていきます。

し尿及び浄化槽汚泥は、収集・運搬の効率化、収集経路の適正化を図るとともに、処理施設の維持管理や汚泥焼却灰の適正処理を推進します。

町の施策

(1)水質の監視

- ◆ 水質の定期測定を行います。

(2)生活排水処理施設の普及促進

- ◆ 処理開始区域内の全世帯が早期に公共下水道に接続を行うよう普及に努めます。
- ◆ 公共下水道への接続が可能な地域において、汲み取り及び単独処理浄化槽などで処理を行っている世帯には接続切り替えの指導を行い、し尿及び浄化槽汚泥の排出を抑制します。
- ◆ 公共下水道計画決定区域外において、汲み取り及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する方に対して補助金を交付することで、合併処理浄化槽の設置を促進します。

(3)汚濁負荷の低減

- ◆ 浄化槽の適正な維持管理についての啓発を行います。
- ◆ 焼却場で廃食用油の回収を行います。
- ◆ エコクッキングの実践について啓発します。

(4)汚泥の適正処理

- ◆ し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の効率化、収集経路の適正化などを行い、収集サービスの質が低下しないよう許可業者への指導を行います。
- ◆ し尿及び浄化槽汚泥の処理を行ういずみ苑では、適切な定期点検などの維持管理を行うとともに、運転管理においても公害対策を図ります。
- ◆ 汚泥は外部委託を行い、安定処理します。

町民の取り組み

(1)水質の監視

- ◇ 水質の監視に協力します。

(2)生活排水処理施設の普及促進

- ◇ 公共下水道処理開始区域では、速やかに公共下水道に接続します。
- ◇ 公共下水道処理開始区域以外では、合併処理浄化槽の導入を進めるとともに、定期的な管理を徹底します。
- ◇ 浄化槽の点検と清掃を定期的に行います。

(3)汚濁負荷の低減

- ◇ 風呂の残り湯は洗濯や掃除に使います。
- ◇ エコクッキングを実践します。
- ◇ 廃食用油の自主回収に協力します。

(4)汚泥の適正処理

- ◇ し尿処理施設や最終処分場の見学などにより、し尿及び浄化槽汚泥処理の現状を理解します。

事業者の取り組み

(1)水質の監視

- ◇ 水質の監視に協力します。

(2)生活排水処理施設の普及促進

- ◇ 水質汚濁の規制を遵守するとともに、事業排水の浄化設備を設置して汚水を削減します。
- ◇ 浄化槽の点検と清掃を定期的に行います。

(3)汚濁負荷の低減

- ◇ エコクッキングを実践します。
- ◇ 廃食用油の自主回収に協力します。

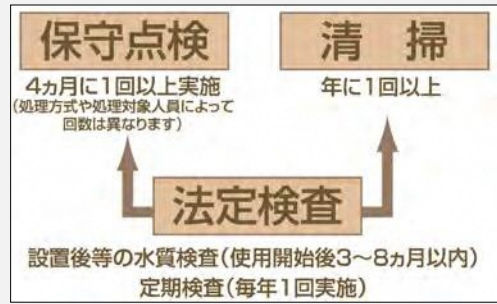
(4)汚泥の適正処理

- ◇ 許可業者はし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の効率化、収集経路の適正化などを行い、収集サービスの向上に努めます。



浄化槽の法定検査・保守点検・清掃

「浄化槽法」では、浄化槽の所有者に対して、法定検査、保守点検、清掃など、浄化槽の維持管理に関する決まりを定めています。



■法定検査

浄化槽の法定検査には、浄化槽設置後の水質検査（7条検査）、年に1回の定期検査（11条検査）があります。このうち、設置後の水質検査（7条検査）の受検率は96.8%（2020（令和2）年度）を実現していますが、定期検査（11条検査）は45.7%（合併処理浄化槽のみでは63.9%）と受検率が低い状況にあります。2019（令和元）年6月に公布された「浄化槽法の一部を改正する法律」では、浄化槽台帳の整備・管理の徹底により、浄化槽の設置基数や設置場所の把握が可能となるため、11条検査の受検率向上も期待できます。

浄化槽の設置が正しく行われているかどうかを調べます

浄化槽の保守点検などが正しく行われているかどうかを調べます



水質検査
（第7条検査）



定期検査
（第11条検査）

■保守点検

保守点検では、浄化槽の機能を維持するために、機器類の調整や消毒薬の補充等を行います。保守点検は4ヵ月に1回以上実施し、浄化槽管理士または浄化槽管理士のいる専門業者に委託することができます。



■清掃

浄化槽には水に溶けない固形物や汚泥が少しずつ溜まり、臭いや水質汚濁の原因となります。そのため、バキューム車での汚泥の引き抜きを年1回以上行わなければなりません。清掃は、町の許可業者に委託することができます。



【資料：環境省・浄化槽による地域の水環境改善の取組み、令和2年度における浄化槽の設置状況等について】

資料編



- 1 地域の概要
- 2 長泉町の将来像
- 3 町民・事業者の意識
- 4 参考データ
- 5 委員名簿・策定経過
- 6 諮問・答申

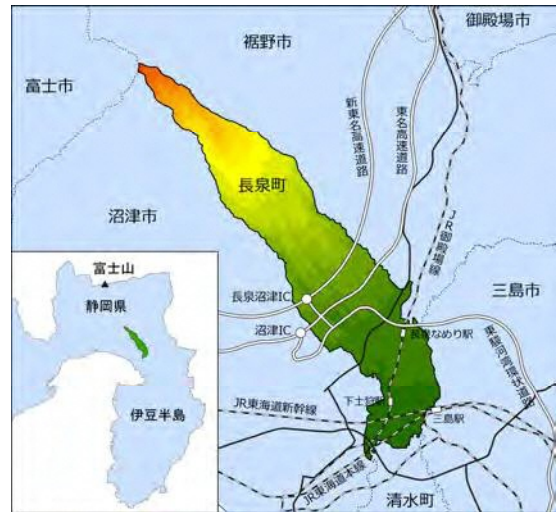
1 地域の概要

(1) 町の位置

本町は静岡県の東部、伊豆半島の付け根にあり、北に富士山、東に箱根連山を仰ぐ愛鷹山麓に位置しています。東西を三島市と沼津市、南北を清水町と裾野市に接しています。

町内及び近隣に三島駅や東名高速道路沼津 IC、新東名高速道路長泉沼津 IC が位置していることから、静岡市や東京方面へのアクセスに優れています。また、東駿河湾環状道路の開通により、伊豆方面へのアクセスも向上しています。

町域は南北方向の長さが 12.0km、東西方向が 9.1km であり、南北に細長い形となっています。総面積は 26.63km² です。



本町の位置・主な交通網

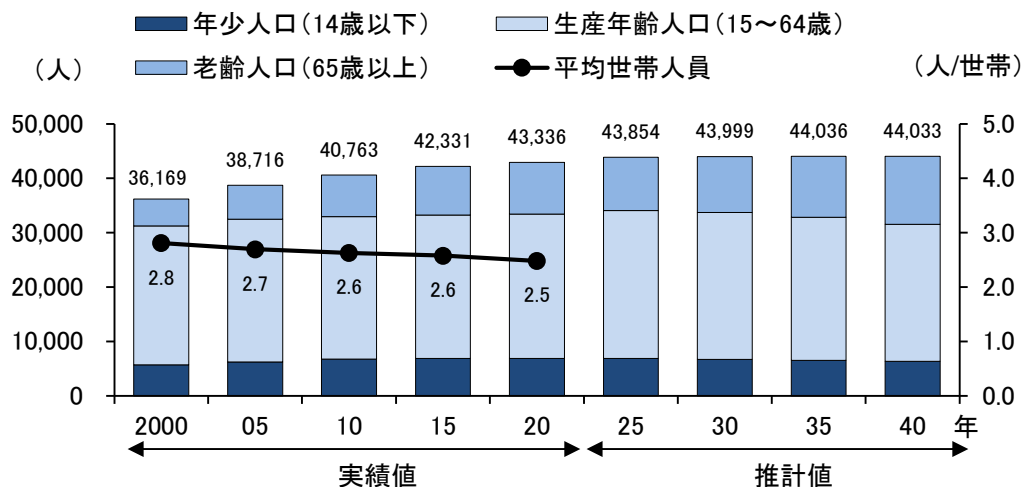
(2) 人口・世帯数

2020（令和 2）年国勢調査によると、本町の総人口は 43,336 人で増加傾向にあり、県内の町では最も多い人口となっています。

2015（平成 27）～2020（令和 2）年の人口増加率は 2.2% で県内 2 位（1 位は袋井市 2.4%）、年少人口（0～14 歳）比率は 16.0% で県内 1 位の高さ、高齢人口（65 歳以上）比率は 22.2% で県内 1 位の低さとなっています。しかし、高齢人口（65 歳以上）比率は緩やかながら着実に進んでおり、高齢化は進んでいます。

一般世帯人員は毎年減少し続け、2020（令和 2）年には 2.5 人/世帯となり、核家族化が進行しています。

「第 5 次長泉町総合計画」によると、2030（令和 12）年は 43,999 人、2040（令和 22）年は 44,033 人と推計されています。



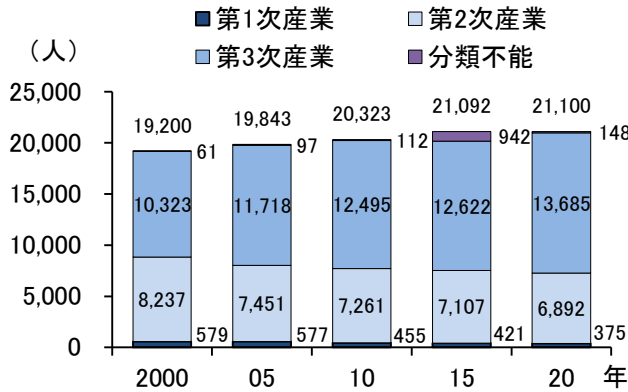
年齢階級別人口・平均世帯人員の実績値と今後の推計値

【資料：国勢調査】

(3)産業別人口

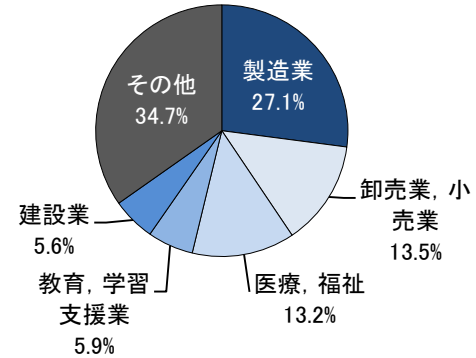
2020(令和2)年の産業別就業人口は、第1次産業が375人(1.8%)、第2次産業が6,892人(32.7%)、第3次産業が13,685人(64.9%)となっています。2000(平成12)年からの推移をみると、第1次産業と第2次産業の就業者が減少して第3次産業の就業者が増加しています。

2020(令和2)年の産業大分類別人口は、製造業(27.1%)が最も多く、次いで卸売業・小売業(13.5%)、医療・福祉(13.2%)が多くなっています。



産業別人口の推移

【資料:国勢調査】

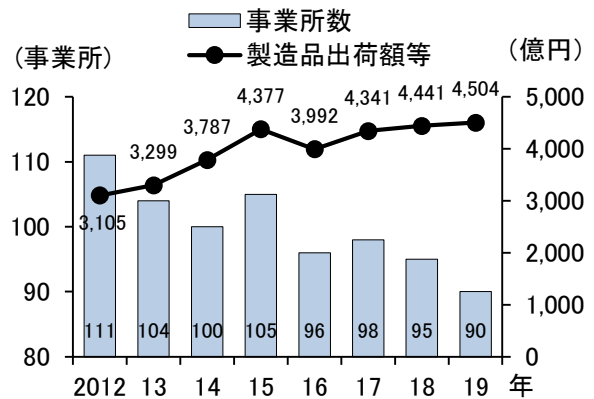


産業大分類別人口(2020(令和2)年)

【資料:国勢調査】

(4)工業

本町は、日本の主要国土軸である太平洋ベルト地帯に位置し、豊富な地下水と交通の便のよさから、化学繊維、機械、自動車部品、製紙、医薬工場などが進出し、県下でも有数の工業特化した町となっています。2019(令和元)年の工業統計調査によると、町内の製造品出荷額等は4,504億円、従業者数は5,698人、事業所数は90事業所となっています。製造品出荷額等を産業(中分類)別にみると、プラスチック製品製造業(10.5%)、食料品製造業(9.7%)が多くなっています。



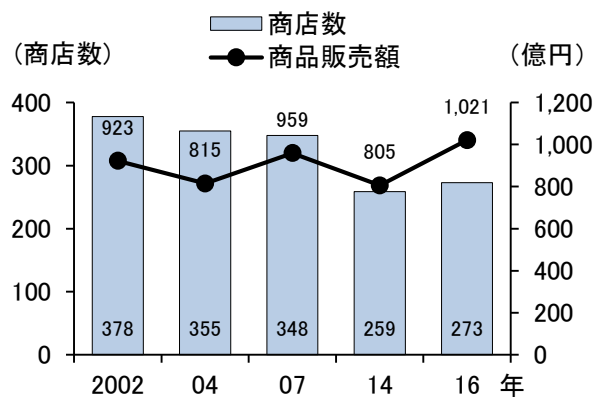
事業所数・製造品出荷額等の推移

【資料:工業統計調査】

(5)商業

2016(平成28)年の経済センサス活動調査によると、町内の年間商品販売額は1,021億円、従業者数は2,622人、商店数(卸売・小売)は273店であり、店舗数は全体として減少傾向ですが、2016(平成28)年時点では多少回復傾向がみられます。

本町の商業は、飲食料品の小売業を中心とした小規模な店舗が大半を占めていますが、近年、モータリゼーションの進展や消費者ニーズの多様化、近隣市町や町内における郊外型大型店の相次ぐ進出などにより、町の商業を取り巻く環境は大きく変化しています。



商店数・商品販売額の推移

【資料:商業統計調査、経済センサス活動調査】

2 長泉町の将来像

(1) 「第5次長泉町総合計画」の将来都市像

「第5次長泉町総合計画」(2021(令和3)年3月)では、将来都市像として「みんなでつくる 輝きつつける “ちょうどいい” まち～優しく育む 豊かで安心な ながいずみ～」を掲げています。これは、2025(令和7)年度に向けて総合的かつ計画的な行政運営を進めるための指針として設定された本町の目指す姿です。また、将来都市像の実現を目指し、4つの基本目標と1つの推進目標を施策の大綱としています。

第5次長泉町総合計画の体系

基本目標	政策	施策分野
いきいきとした暮らしを支える 優しいながいずみ	1 健康で幸福を実感できるまちの実現	1 健康づくり
		2 保健・医療
	2 認め合い支え合うまちの実現	3 地域福祉
		4 高齢者福祉
		5 障がい福祉
全ての人の成長と活躍を育む ながいずみ	3 未来につながる子育て・教育環境の実現	6 子育て
		7 学校教育
	4 自分らしく活躍できるまちの実現	8 生涯学習
9 共生社会		
住みやすく働きやすい豊かなながいずみ	5 持続的に発展するまちの実現	10 商工業
		11 農業
	6 快適で便利なまちの実現	12 観光・交流
		13 道路
		14 公共交通
		15 生活空間
		16 環境
絆でつながる安心なながいずみ	7 共につくる活発なまちの実現	17 コミュニティ・協働
		18 防災
	8 助け合いのちを守るまちの実現	19 防犯・交通安全
推進目標		施策分野
町民との情報共有に支えられた効率的な行政運営		情報共有
		行財政運営
		デジタル化

廃棄物処理及び生活排水処理に関わるものとしては、「基本目標：住みやすく働きやすい 豊かなながいずみ」に「6 快適で便利なまちの実現」という政策が掲げられています。その中で分野別目標として「16 環境」が挙げられており、施策の展開方向、目指す姿、成果指標、施策の展開方向が示されています。

第5次長泉町総合計画での位置づけ

施策分野	16 環境		
施策の展開方向	地球温暖化対策・エネルギー施策の推進		
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの排出削減や再生可能エネルギーの利用促進、4Rの推進などにより、低炭素・循環型の環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルの定着、生活環境の保全を図り、持続可能な社会を形成します。 水道ビジョン及び下水道ビジョンに基づき、上下水道事業の効率的な経営、強靱化や長寿命化に取り組み、安定的なサービスの提供に努めます。 		
成果指標	成果指標	現状値 (2019)	目標値 (2025)
	町民1人1日当たりのごみ排出量	688g	670g
	資源化率(全ごみの中の資源物の割合)	25%	27%
	下水道整備率	64%	68%
施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> 町民への食品ロスに関する普及啓発及び家庭で不要となった食品のフードバンク等への有効活用の促進 事業者への燃料転換等の促進による温暖化対策の推進 さらなるごみの減量化、資源化を促進する集大成の充実 町民、事業者との連携による4Rの推進 家庭、学校、職場等のあらゆる社会活動を通じた環境教育、環境学習の推進 計画的な施設整備及び効率的な経営手法による安全かつ安定的な水道水の供給 未整備区域が限られてきた下水道の整備拡大及び既存下水道への接続促進による良好な生活環境の創出 		

(2) 「第2次長泉町環境基本計画」の望ましい環境像

「第2次長泉町環境基本計画」(2022(令和4)年3月)の望ましい環境像「自然の恵みを 未来へつなぐ 持続可能なまち ながいずみ」は、本町がこれからどのような環境を目指して計画を進めていくかを示す長期目標であり、おおむね30年後の実現を目指しています。

また、環境施策の体系では、廃棄物処理及び生活排水処理関係として「行動方針3 4Rを推進する」「行動方針4 ごみを適正に処理する」「環境目標5 環境について学び行動する」「環境目標9 清潔で美しいまち」「行動方針10 水や空気をきれいにする」が掲げられています。



第2次長泉町環境基本計画の環境施策の体系

第2次長泉町環境基本計画での位置づけ(1)

環境目標	2 ごみのない 資源が循環するまち			
行動方針	3 4R を推進する			
数値目標	指標	現状 (2020)	中間目標 (2026)	最終目標 (2031)
	1人1日当たりごみ排出量	708g/人・日	670g/人・日 (2025年度)	660g/人・日
	再資源化率	25%	27% (2025年度)	29%
	生ごみ処理機器補助基数(累計)	1,254基	1,370基	1,470基
町の施策	<p>■ごみの発生抑制（リフューズ・リデュース）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> プラスチックをはじめとするごみの減量につながる販売・購入スタイルの普及を図ります。 水切りの徹底、生ごみ処理機器への補助などにより、生ごみの減量を推進します。 家庭ごみの有料化を検討します。 事業系ごみの削減のため、受入制限を行います。 排出されたごみの組成を調査することで、直接搬入ごみの減量を図ります。 <p>■ごみの再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの再利用を促進するため、フリーマーケット・バザーの開催支援、不用品活用バンクの利用を促進します。 民間事業者による店頭回収などの再資源化を支援します。 剪定枝の回収・チップ化などによる再資源化を推進します。 町民への食品ロスに関する普及啓発やフードバンクへの有効活用の促進をします。 小型家電の回収・資源化を図ります。 公共施設において環境負荷の少ない製品の使用を行います。 <p>■ごみに関する普及啓発・調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> アルミ缶回収や地域清掃活動、焼却場などへの社会科見学、出前講座など、学校教育と連携した意識啓発を図ります。 広報や出前講座、生涯学習講座などを活用し、町民・事業者への情報提供と意識啓発を図ります。 ごみ処理施設の見学による意識啓発を図ります。 「廃棄物減量等推進審議会」により、ごみの減量・再資源化に向けた総合的な施策の検討を行います。 			

第2次長泉町環境基本計画での位置づけ(2)

環境目標	2 ごみのない 資源が循環するまち			
行動方針	4 ごみを適正に処理する			
数値目標	指標	現状 (2020)	中間目標 (2026)	最終目標 (2031)
	最終処分場の埋立ごみ搬入量	1,347t/年	1,320t/年	1,300t/年
	最終処分場の1人当たり埋立ごみ搬入量	30.9kg/人・年	30.3kg/人・年	29.8kg/人・年
町の施策	<p>■効率的な収集・運搬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別排出の周知徹底を図ります。 ・各自治会が管理するごみステーションの適正管理を支援します。 ・高齢者や障がい者の個別訪問によるごみ収集を支援します。 ・効率的な収集・運搬方法の検討を行います。 <p>■適切な中間処理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な再資源化ルートを選定を行います。 ・再資源化量を正確に把握するため、計量を充実します。 ・焼却場の適正な維持管理を行います。 ・ごみ処理の効率化を図るため、広域的な取り組みを推進します。 <p>■適切な汚泥処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱水汚泥の外部搬出処理を行います。 ・最終処分場の適正な維持管理、延命化を図ります。 ・不適物の混入防止の啓発をします。 ・産業廃棄物の最終処分場への持ち込み禁止を徹底し、自ら処理するよう指導します。 ・し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の事業者に対する指導・助言を行います。 ・裾野市長泉町衛生施設組合の管理するいずみ苑において、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を行います。 			

環境目標	5 心地よく 住み続けたいまち			
行動方針	9 清潔で美しいまちにする			
数値目標	指標	現状 (2020)	中間目標 (2026)	最終目標 (2031)
	清掃の日参加延べ人数	20,012人/年	30,000人/年	30,000人/年
	河川清掃参加者数	2,692人/年 (2019年度)	3,000人/年	3,000人/年
町の施策	<p>■ポイ捨てごみ対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き缶拾い運動、清掃の日、ポスターや表彰による意識啓発などの町内一斉ごみゼロ運動を実施します。 ・ウォーキングアプリなどを活用し、健康づくり活動としてのウォーキングを行いながら、併せてごみ拾いや防犯といった観点を含めた活動をしていきます。 ・町内河川一斉清掃を実施するとともに、町民が現状の認識をすることにより河川美化意識の高揚を図ります。 ・狩野川水系水質保全協議会による河川美化に関する活動を実施します。 ・ペットのふんの処理など、ペットの飼養マナーの指導や啓発を行います。 <p>■不法投棄対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄パトロールの強化や県・警察との連携を図ります。 ・不法投棄監視カメラや看板の設置などで啓発活動を継続して行います。 			

第2次長泉町環境基本計画での位置づけ(3)

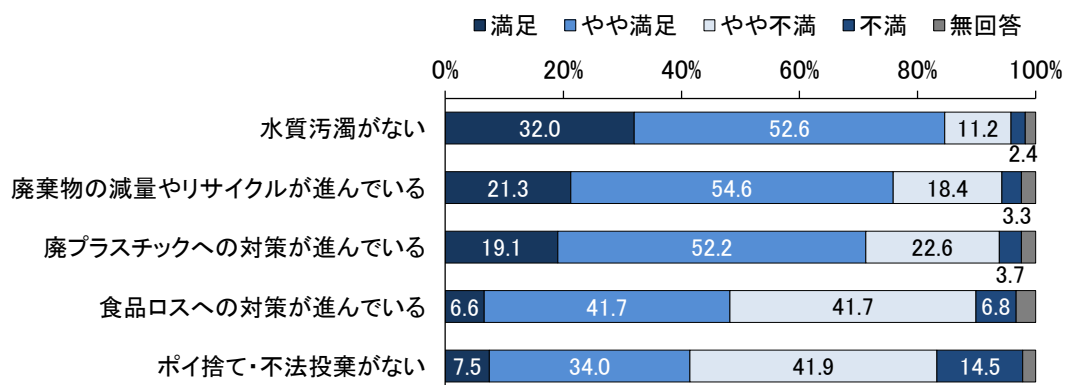
環境目標	6 水と空気がきれいで 安全・安心なまち			
行動方針	10 水や空気をきれいにする			
数値目標	指標	現状 (2020)	中間目標 (2026)	最終目標 (2031)
	黄瀬川環境基準達成率	100%	100%	100%
	公共下水道普及率	77.7%	83.7%	88.7%
	下水道整備率【第5次総合計画】	64% (2019年度)	68% (2025年度)	72%
	汚水処理人口普及率	86.0%	89.0%	91.5%
	公害防止協定締結数	37社	39社	41社
町の施策	<p>■地下水の保全と水質の監視</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水の水質検査、基準値超過地点をはじめとした定点観測を継続します。 地下水利用者に対して揚水量調査を実施し、揚水量の把握に努めます。 水質の定期測定を行います。 ゴルフ場で使用される農薬による河川への影響調査を実施します。 有機塩素系化合物の取り扱い事業所の把握・指導、水質検査を行います。 狩野川水系水質保全協議会による河川の環境美化活動を行います。 <p>■生活排水処理施設の普及促進と汚濁負荷量の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理開始区域内の世帯が早期に公共下水道に接続を行うよう、戸別訪問などの啓発活動を実施します。 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えの支援をします。 			

3 町民・事業者の意識

2020（令和2）年度に実施した「第2次長泉町環境基本計画に関するアンケート」（町民、事業者）の結果から、ごみや生活排水に関するものをまとめます。

(1)環境に対する満足度（町民）

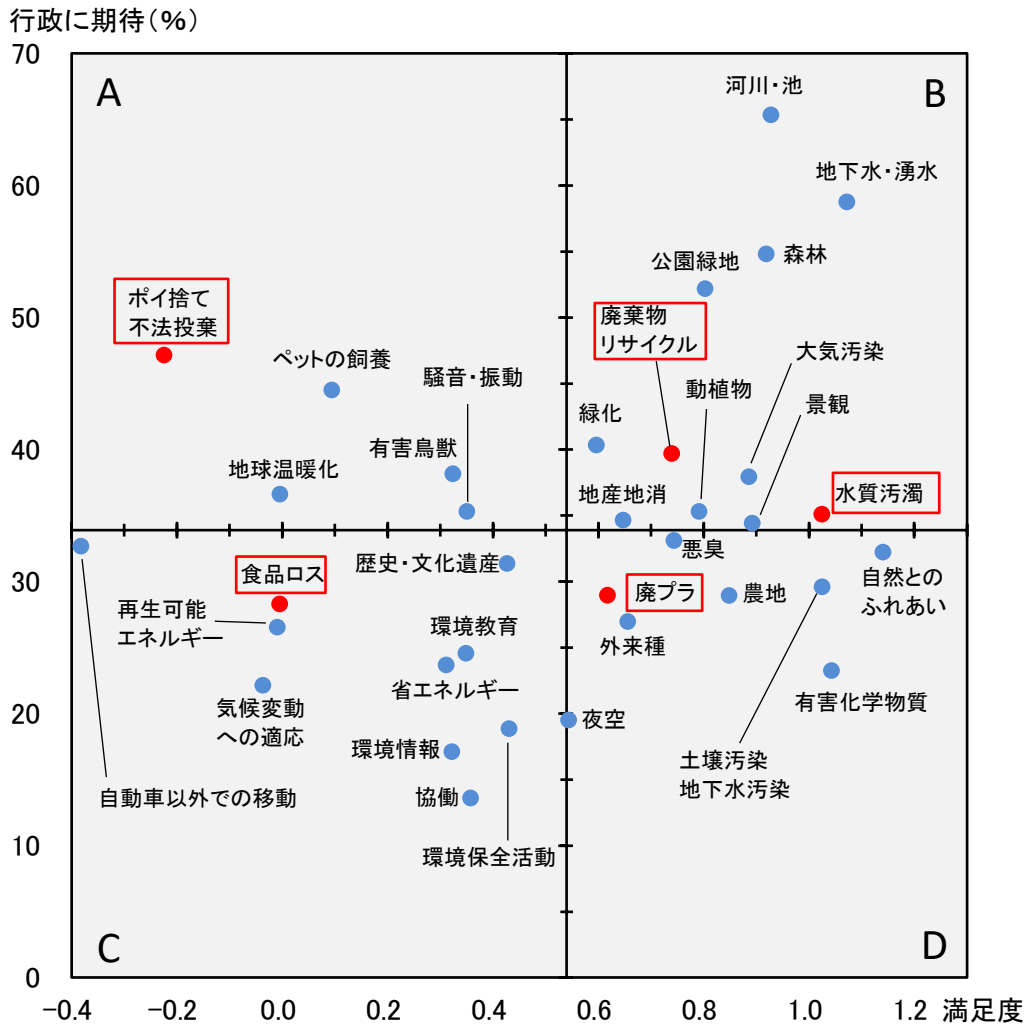
「満足」+「やや満足」という回答は、「水質汚濁がない」（84.6%）、「廃棄物の減量やリサイクルが進んでいる」（75.9%）、「廃プラスチックへの対策が進んでいる」（71.3%）は多いものの、「食品ロスへの対策が進んでいる」（48.3%）、「ポイ捨て・不法投棄がない」（41.5%）は少なくなっています。



(2)環境に対する満足度と行政に期待する施策（町民）

「環境に対する満足度」と「行政に期待する環境施策」についての関係を見ると、満足度が低い（Aゾーン、Cゾーン）には、「ポイ捨て・不法投棄」「食品ロス」があります。

行政への期待度が高い（Aゾーン、Bゾーン）には、「ポイ捨て・不法投棄」「廃棄物・リサイクル」「水質汚濁」があります。一方、行政への期待度が低い（Cゾーン、Dゾーン）にある「食品ロス」「廃プラスチック」については、行政だけではなく、町民や事業者の率先した取り組みが重要であることを示していると考えられます。



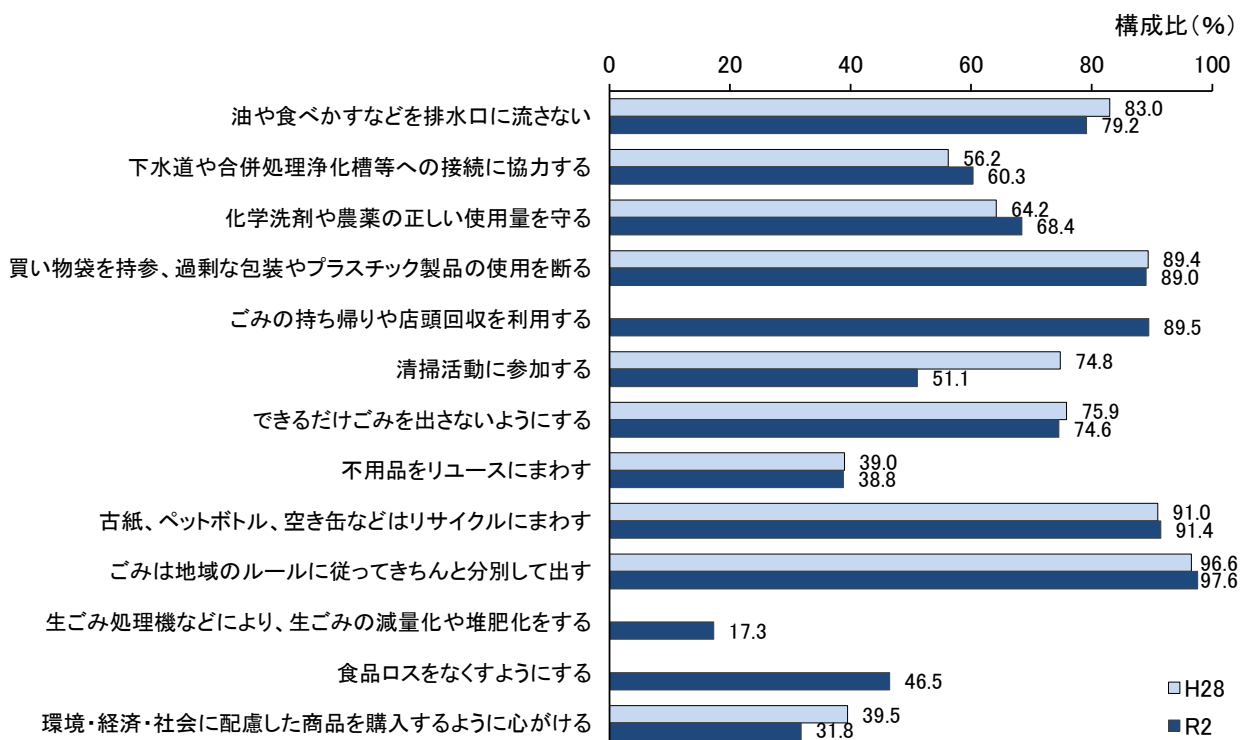
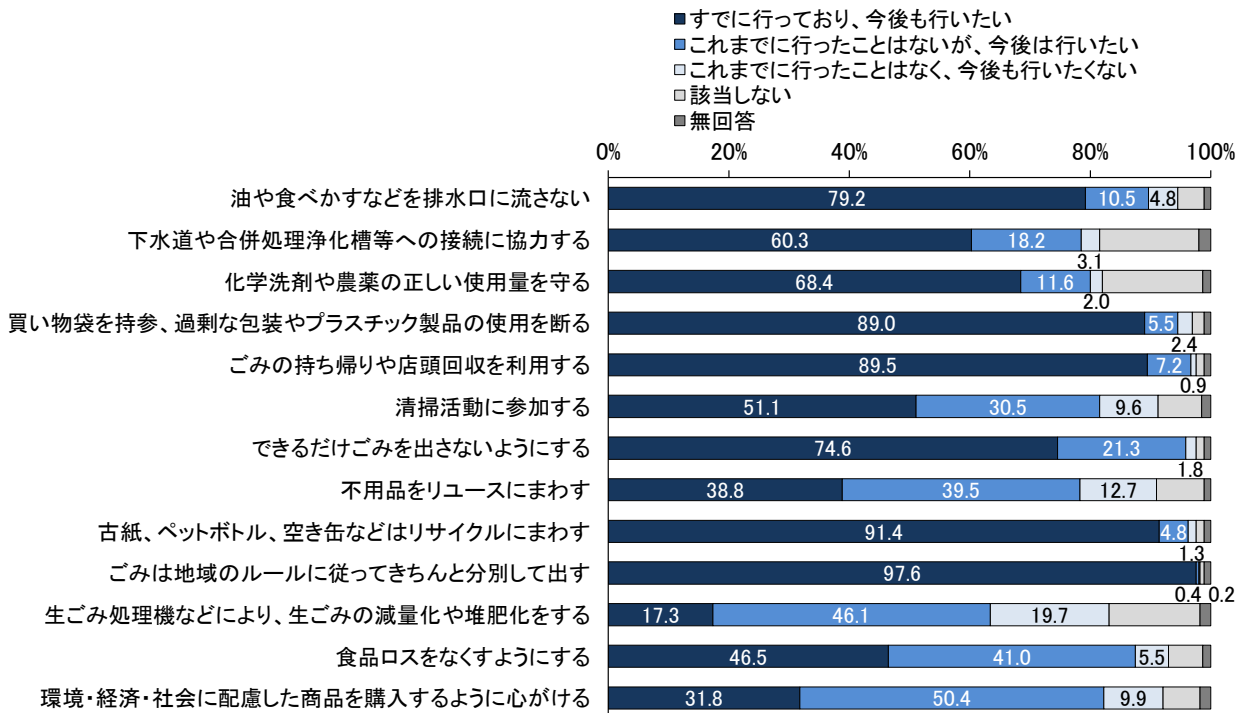
注) 満足度は、満足 (+2点)、やや満足 (+1点)、やや不満 (-1点)、不満 (-2点) の合計を回答者数で割った数値

(3) 取り組み状況 (町民・事業者)

① 町民

すでに行われている取り組みとして、「ごみは分別して出す」(97.6%)、「古紙・ペットボトル・空き缶などのリサイクル」(91.4%)、「ごみの持ち帰りや店頭回収」(89.5%)、「買い物袋持参、過剰な包装やプラスチック製品の使用を断る」(89.0%)などがあげられました。一方、「生ごみの減量化や堆肥化」(17.3%)はまだ取り組んでいる人が少ない状況です。

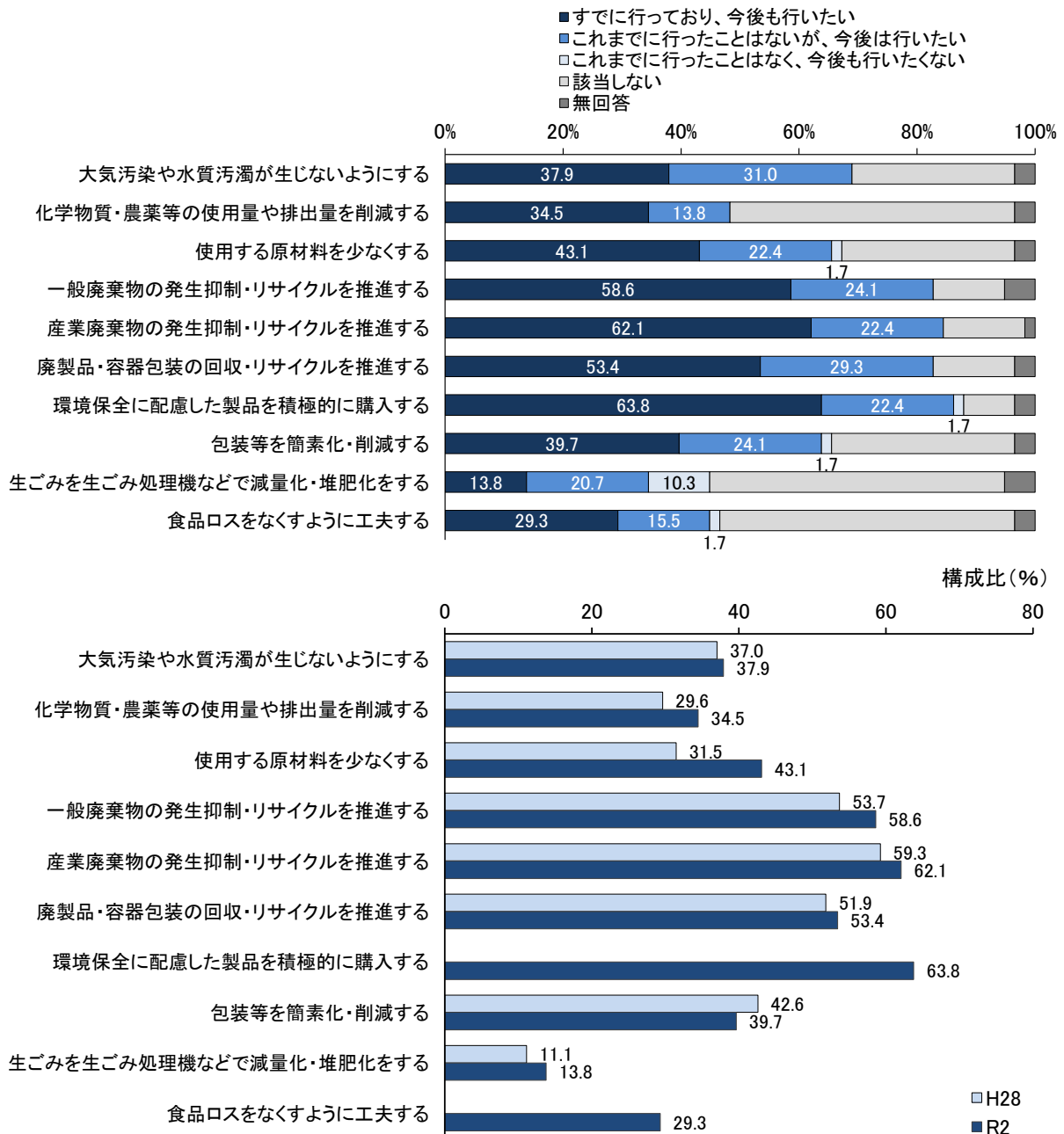
2016(平成28)年度の結果と比較すると、「清掃活動に参加する」(-23.7ポイント)が大幅に減少しており、これは新型コロナウイルス感染症の拡大による影響と考えられます。



②事業者

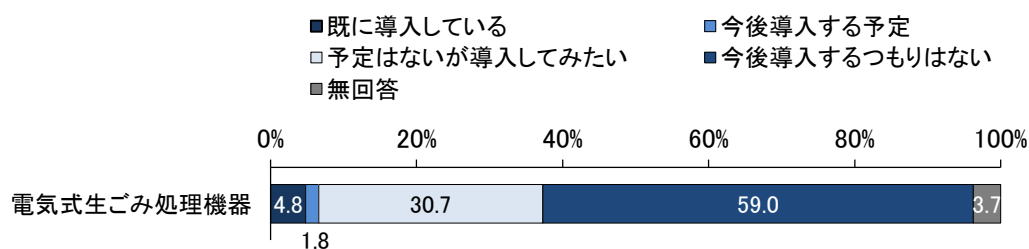
すでに行われている取り組みとして、「環境保全に配慮した製品の購入」(63.8%)、「産業廃棄物の発生抑制・リサイクルを推進」(62.1%)、「一般廃棄物の発生抑制・リサイクルを推進」(58.6%)などがあげられました。一方、「生ごみの減量化・堆肥化」(13.8%)はまだ取り組んでいる事業所が少ない状況です。

2016(平成28)年度の結果と比較すると、「使用する原材料を少なくする」(+11.6ポイント)が大幅に増加しており、これは省資源への意識が高まっていると考えられます。



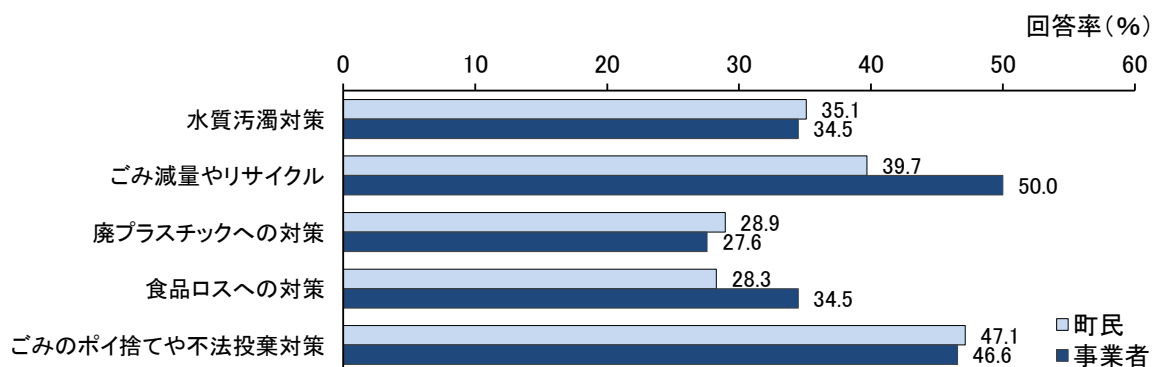
(4)電気式生ごみ処理機器の導入状況（町民）

電気式生ごみ処理機器の導入状況は、「既に導入している」(4.8%)、「今後導入する予定」(1.8%)、「予定はないが導入してみたい」(30.7%)となっており、約3割の町民が今後導入してみたいと回答しています。



(5)行政に期待する施策（町民・事業者）

行政に期待する施策としては、町民は「ごみのポイ捨てや不法投棄対策」(47.1%)、事業者は「ごみ減量やリサイクル」(50.0%)が最も多くなっています。

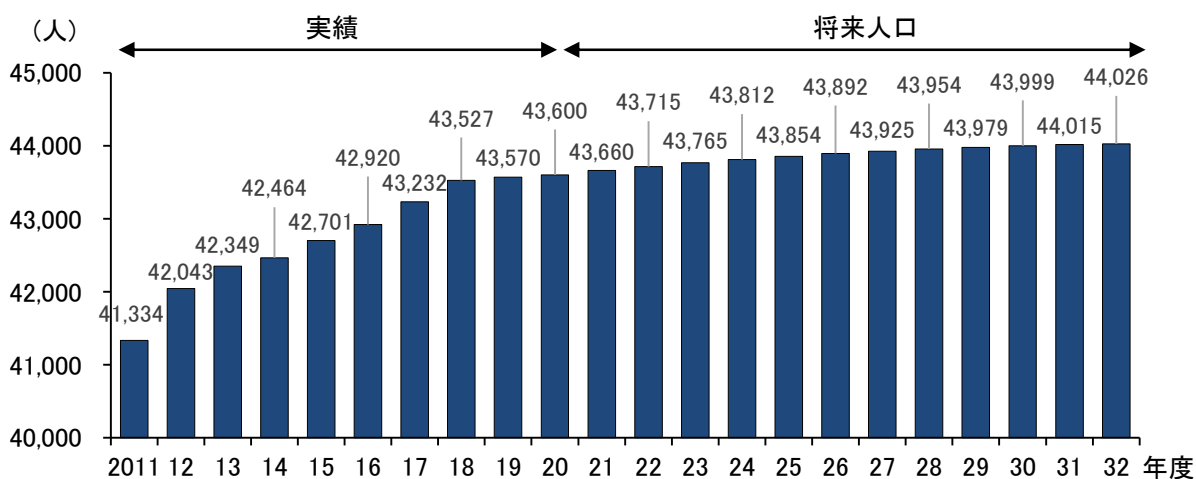


4 参考データ

(1)人口の将来推計

人口の実績値は、「環境省・一般廃棄物処理実態調査」で示される各年10月1日現在の値を使用しました。

将来推計人口は、「第5次長泉町総合計画」に示される数値を使用しました。推計値は5年間隔になっっているため、各年の値を補間したうえで使用しました



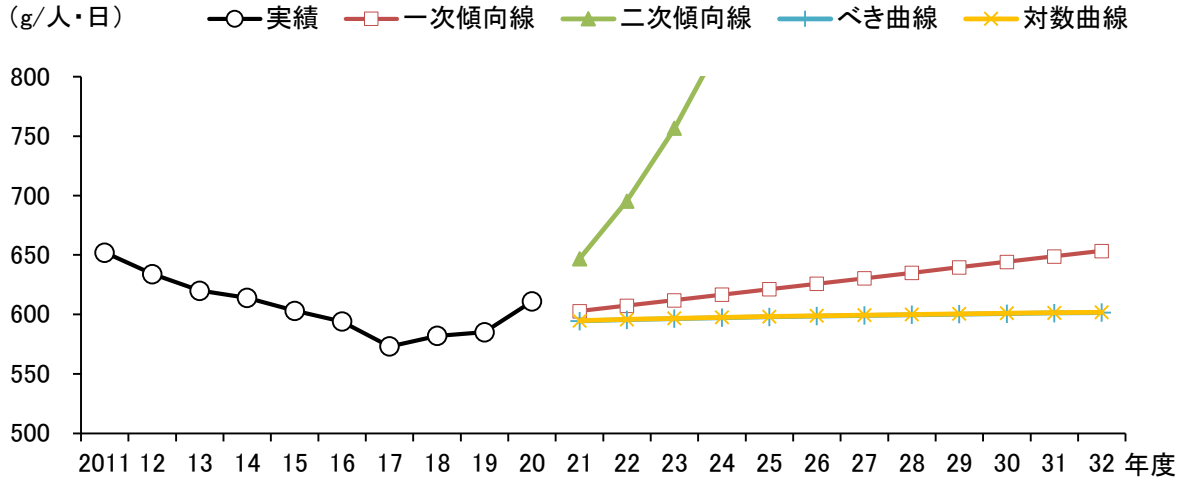
将来人口の推計結果

将来人口の推計結果

年度	実績(人)	将来推計人口(人)
2011	41,334	
2012	42,043	
2013	42,349	
2014	42,464	
2015	42,701	
2016	42,920	
2017	43,232	
2018	43,527	
2019	43,570	
2020	43,600	
2021		43,660
2022		43,715
2023		43,765
2024		43,812
2025		43,854
2026		43,892
2027		43,925
2028		43,954
2029		43,979
2030		43,999
2031		44,015
2032		44,026

(2)生活系ごみの排出原単位の将来推計

生活系ごみの排出原単位は、2017（平成 29）年度まで減少していましたが、2018（平成 30）年度以降は増加に転じています。将来推計は直近 5 年間の趨勢を使用し、推計結果の中で中庸的な値となる、べき乗曲線の推計値を採用しました。



生活系ごみ排出量原単位の推計結果

生活系ごみ排出原単位の推計結果

年度	実績 (g/人・日)	推計(g/人・日)			
		一次傾向線	二次傾向線	べき乗線	対数曲線
2011	652				
2012	634				
2013	620				
2014	614				
2015	603				
2016	594				
2017	573				
2018	582				
2019	585				
2020	611				
2021		603	647	594	595
2022		607	695	596	596
2023		612	757	596	597
2024		617	830	597	598
2025		621	917	598	598
2026		626	1,016	599	599
2027		630	1,127	599	599
2028		635	1,251	600	600
2029		640	1,388	600	601
2030		644	1,537	601	601
2031		649	1,699	601	601
2032		653	1,873	602	602
係数	a	4.6000	6.2857	582.44	6.86
	b	575.20	-33.114	0.011	582.43
	c		619.20		
相関係数	R ²	0.2549	0.9214	0.0895	0.0916

一次傾向線
 $Y_t = a + b(t - t_0)$

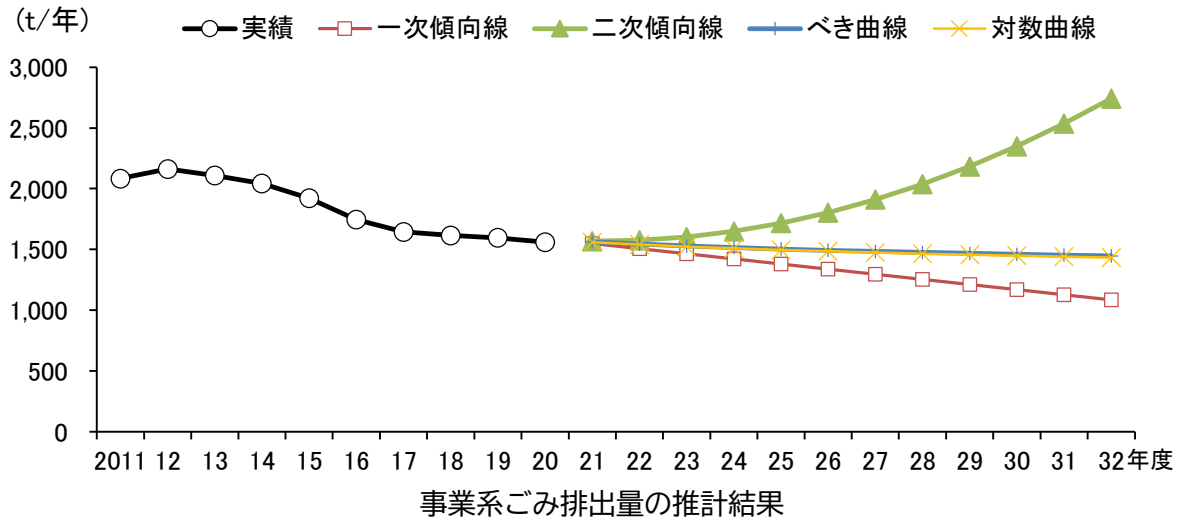
二次傾向線
 $Y_t = a + b(t - t_0) + c(t - t_0)^2$

べき乗線
 $Y_t = Y_0 + a \cdot (t - t_0)^b$

対数曲線
 $Y_t = a \cdot \ln(t - t_0) + b$

(3)事業系ごみ排出量の将来推計

事業系のごみ排出量は2013（平成25）年度以降、減少傾向となっています。将来推計は直近5年間の趨勢を使用し、推計結果の中で中庸的な値となる、べき乗曲線の推計値を採用しました。



事業系ごみ排出量の推計結果

年度	実績 (t/年)	推計(t/年)			
		一次傾向線	二次傾向線	べき乗線	対数曲線
2011	2,083				
2012	2,162				
2013	2,109				
2014	2,042				
2015	1,922				
2016	1,745				
2017	1,644				
2018	1,615				
2019	1,595				
2020	1,559				
2021		1,547	1,567	1,562	1,560
2022		1,505	1,575	1,544	1,540
2023		1,463	1,602	1,528	1,523
2024		1,421	1,649	1,515	1,508
2025		1,379	1,717	1,503	1,496
2026		1,337	1,804	1,492	1,484
2027		1,295	1,910	1,483	1,474
2028		1,253	2,037	1,475	1,464
2029		1,211	2,184	1,467	1,455
2030		1,169	2,350	1,460	1,447
2031		1,126	2,536	1,453	1,440
2032		1,084	2,742	1,447	1,432
係数	a	-42.100	9.9286	1,737.3	-109.7
	b	1,757.9	-101.670	-0.066	1,736.6
	c		1,827.4		
相関係数	R ²	0.8907	0.960	0.9795	0.9770

一次傾向線
 $Y_i = a + b(t - t_0)$

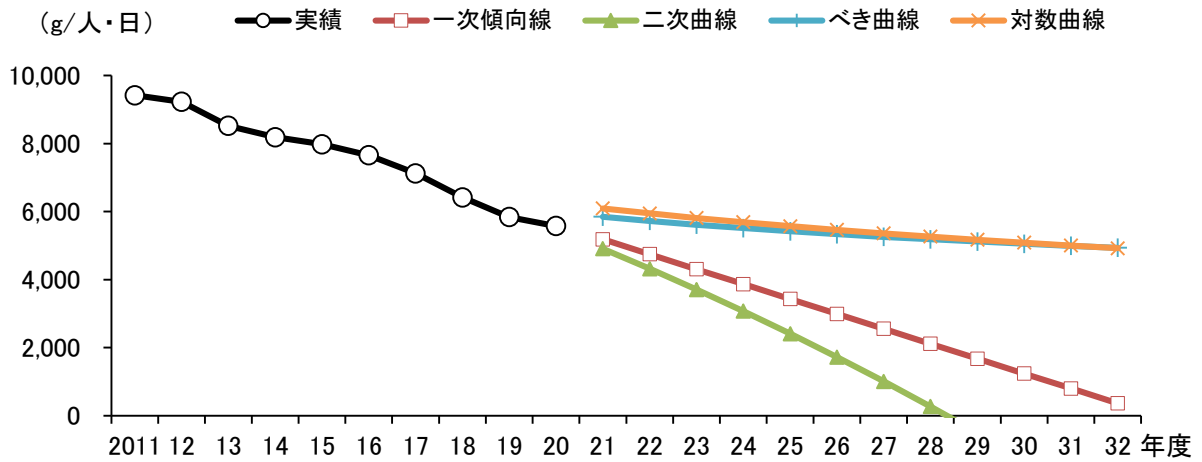
二次曲線
 $Y_i = a + b(t - t_0) + c(t - t_0)^2$

べき乗線
 $Y_i = Y_0 + a \cdot (t - t_0)^b$

対数曲線
 $Y_i = a \cdot \ln(t - t_0) + b$

(4) 単独処理浄化槽人口の将来推計

単独処理浄化槽人口は2011（平成23）年度以降、減少傾向となっています。将来推計は直近10年間の趨勢を使用し、推計結果の中で最も傾向にあう、一次傾向線の推計値を採用しました。



単独処理浄化槽人口の推計結果

単独処理浄化槽人口の推計結果

年度	実績	推計			
		一次傾向線	二次傾向線	べき曲線	対数曲線
2011	9,423				
2012	9,229				
2013	8,523				
2014	8,188				
2015	7,984				
2016	7,657				
2017	7,125				
2018	6,417				
2019	5,841				
2020	5,579				
2021		5,185	4,910	5,849	6,097
2022		4,747	4,322	5,726	5,950
2023		4,308	3,709	5,615	5,814
2024		3,869	3,071	5,514	5,689
2025		3,431	2,409	5,422	5,572
2026		2,992	1,721	5,338	5,463
2027		2,554	1,008	5,259	5,361
2028		2,115	270	5,186	5,264
2029		1,677	-492	5,118	5,173
2030		1,238	-1,280	5,055	5,086
2031		800	-2,092	4,995	5,004
2032		361	-2,929	4,939	4,925
係数	a	-438.54	-12.461	10,499	-1,690
	b	10,009.0	-301.48	-0.244	10,149
	c		9,734.5		
相関係数	R ²	0.9837	0.9888	0.8071	0.8564

一次傾向線

$$Y_t = a + b(t - t_0)$$

二傾向線

$$Y_t = a + b(t - t_0) + c(t - t_0)^2$$

べき曲線

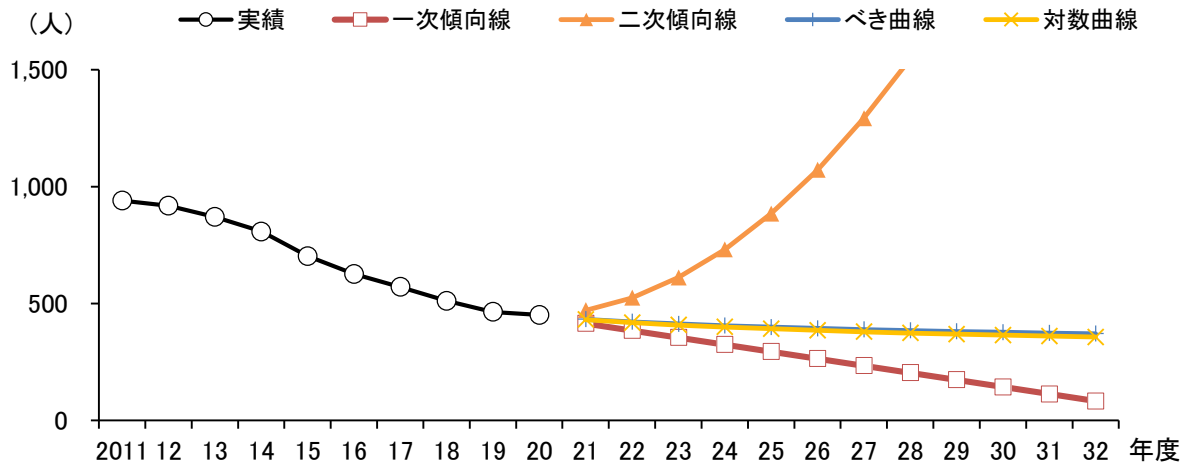
$$Y_t = Y_0 + a \cdot (t - t_0)^b$$

対数曲線

$$Y_t = a \cdot \ln(t - t_0) + b$$

(5)非水洗化人口の将来推計

非水洗化人口は 2011（平成 23）年度以降、減少傾向となっています。将来推計は直近 3 年間の趨勢を使用し、推計結果の中で最も傾向にあう、一次傾向線の推計値を採用しました。



非水洗化人口の推計結果

非水洗化人口の推計結果

年度	実績	推計			
		一次傾向線	二次傾向線	べき曲線	対数曲線
2011	940				
2012	918				
2013	870				
2014	808				
2015	703				
2016	626				
2017	571				
2018	511				
2019	464				
2020	451				
2021		415	471	433	431
2022		385	524	422	418
2023		355	611	413	408
2024		325	731	405	400
2025		294	885	399	392
2026		264	1,072	394	385
2027		234	1,292	389	379
2028		204	1,546	385	374
2029		174	1,834	381	369
2030		144	2,154	377	365
2031		113	2,508	374	360
2032		83	2,896	371	357
係数	a	-30.179	16.710	509.14	-56.3
	b	535.83	-97.019	-0.117	509.10
	c		591.53		
相関係数	R ²	0.9073	1.0000	0.9784	0.9748

一次傾向線
 $Y_i = a + b(t - t_0)$

二次傾向線
 $Y_i = a + b(t - t_0) + c(t - t_0)^2$

べき曲線
 $Y_i = Y_0 + a \cdot (t - t_0)^b$

対数曲線
 $Y_i = a \cdot \ln(t - t_0) + b$

(6)し尿及び浄化槽汚泥発生量原単位の設定

■し尿原単位の設定

2011（平成23）年度から2020（令和2）年度までの直近10年間における、し尿原単位の実績を以下に示します。

10年間のし尿原単位は、2015（平成27）年度の1.46 L/人・日をピークとして前後の年はおおむね1.00 L/人・日をわずかに超える範囲で推移しました。予測に使用するし尿原単位はこの期間の平均（1.15 L/人・日）としました。

し尿原単位の実績

項目	単位	年度										平均
		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
非水洗化人口	人	940	918	870	808	703	626	571	511	464	451	—
し尿発生量	kL/年	383	359	342	302	376	271	227	201	222	183	—
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	—
し尿原単位	L/人・日	1.11	1.07	1.08	1.02	1.46	1.19	1.09	1.08	1.31	1.11	1.15

■浄化槽汚泥原単位の設定

浄化槽での処理の場合、処理によって汚泥が発生しますが、単独処理の場合より合併処理の場合に、汚泥の排出量が多くなり、原単位も大きくなります。それぞれの排出量は、以下の式で算出しました。

厚生省通達「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る施設の構造に関する基準について（1979（昭和54）年9月環整第108号）」によると、「計画1人1日平均排出量は、過去の収集実績が明らかでない場合、単独処理し尿浄化槽の汚泥にあつては0.75ℓ、合併処理し尿浄化槽の汚泥にあつては1.2ℓを標準とすること」とあります。それぞれの排出量については変動があると考えられますが、上記の通達における排出量の比率は変わらないと設定した場合、以下の式で算出することができます。

- 単独処理浄化槽汚泥排出量（kℓ/年）＝浄化槽汚泥排出量実績値（kℓ/年）×0.75/（0.75+1.2）
- 合併処理浄化槽汚泥排出量（kℓ/年）＝浄化槽汚泥排出量実績値（kℓ/年）×1.2/（0.75+1.2）

原単位はそれぞれ、以下の式で算出されることから、過去の浄化槽汚泥排出量の実績値より毎年の原単位が算出できます。

- 単独処理浄化槽排出量汚泥原単位（ℓ/人・日）＝単独処理浄化槽汚泥排出量（kℓ/年）÷単独処理浄化槽人口（人）÷365（または366）（日/年）×1,000
- 合併処理浄化槽排出量汚泥原単位（ℓ/人・日）＝合併処理浄化槽汚泥排出量（kℓ/年）÷合併処理浄化槽人口（人）÷365（または366）（日/年）×1,000

原単位は年によってある程度、変動があると考えられるため、現状に近い値として、2011（平成23）～2020（令和2）年度の直近10年間における単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の原単位の平均（単独処理浄化槽の原単位：0.86ℓ/人・日、合併処理浄化槽の原単位2.82ℓ/人・日）を使用しました。

浄化槽污泥（单独处理浄化槽・合并处理浄化槽）原单位

項目	単位	年度										平均
		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	—
单独处理 浄化槽人口	人	9,423	9,229	8,523	8,188	7,984	7,657	7,125	6,417	5,841	5,579	—
合并处理 浄化槽人口	人	3,198	3,452	3,504	3,657	3,843	3,900	3,845	3,697	3,496	3,668	—
浄化槽污泥 発生量	kL/年	5,997	6,182	6,198	5,777	6,047	5,846	6,084	6,029	5,992	6,253	—
单独处理浄化槽 污泥発生量	kL/年	2,307	2,378	2,384	2,222	2,326	2,248	2,340	2,319	2,305	2,405	—
合并处理浄化槽 污泥発生量	kL/年	3,690	3,804	3,814	3,555	3,721	3,598	3,744	3,710	3,687	3,848	—
单独处理 浄化槽原单位	L/人・日	0.67	0.71	0.77	0.74	0.80	0.80	0.90	0.99	1.08	1.18	0.86
合并处理 浄化槽原单位	L/人・日	3.15	3.02	2.98	2.66	2.65	2.53	2.67	2.75	2.88	2.87	2.82

(7)ごみ処理の実績・将来推計・目標

■2011(平成23)～2015(平成27)年度 実績

指標	単位	実績				
		H23	H24	H25	H26	H27
		2011	2012	2013	2014	2015
年度の年間日数	日	366	365	365	365	366
将来推計						
人口	人	41,334	42,043	42,349	42,464	42,701
ごみ排出量	t/年	11,946	11,889	11,689	11,554	11,352
生活系ごみ排出量	t/年	9,863	9,727	9,580	9,512	9,430
事業系ごみ排出量	t/年	2,083	2,162	2,109	2,042	1,922
ごみ排出原単位	g/人・日	790	775	756	745	726
生活系ごみ排出原単位	g/人・日	652	634	620	614	603
事業系ごみ排出原単位	g/人・日	138	141	136	132	123
目標						
人口	人	41,334	42,043	42,349	42,464	42,701
ごみ排出量	t/年	11,946	11,889	11,689	11,554	11,352
生活系・事業系別	合計	11,946	11,889	11,689	11,554	11,352
	生活系ごみ排出量	9,863	9,727	9,580	9,512	9,430
	事業系ごみ排出量	2,083	2,162	2,109	2,042	1,922
ごみ種類別	合計	11,946	11,889	11,689	11,554	11,352
	可燃ごみ	8,515	8,557	8,519	8,496	8,208
	生活系可燃ごみ	6,436	6,395	6,410	6,454	6,290
	事業系可燃ごみ	2,079	2,162	2,109	2,042	1,918
	不燃ごみ	510	495	451	430	424
	資源ごみ	2,897	2,819	2,700	2,612	2,633
	有害ごみ	24	18	19	16	16
	粗大ごみ	0	0	0	0	71
ごみ処理量	ごみ処理量	11,946	11,889	11,689	11,553	11,283
	直接焼却量	8,515	8,557	8,519	8,495	8,209
	焼却以外の中間処理量	1,103	1,091	1,124	1,085	1,108
	直接資源化量	1,818	1,746	1,595	1,543	1,541
	直接最終処分量	510	495	451	430	425
資源化量(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)	資源化量	2,921	2,837	2,719	2,628	2,649
	資源化量(★剪定枝を除く)	2,921	2,837	2,719	2,628	2,649
	01紙類(02、03を除く)	1,061	986	840	797	786
	02紙パック	10	11	12	12	7
	03紙製容器包装	6	6	5	5	4
	04金属類	319	301	297	283	295
	05ガラス類	222	265	259	260	288
	06ペットボトル	84	84	85	74	77
	07白色トレイ	167	169	174	171	223
	08容器包装プラスチック(07を除く)	668	676	695	685	668
	09プラスチック類(07,08を除く)	68	57	64	59	35
	10布類	192	192	190	185	164
	11肥料	0	0	0	0	0
	12飼料	0	0	0	0	0
	13溶融スラグ	0	0	0	0	0
	14固形燃料(RDF,RPF)	0	0	0	0	0
	15燃料(14を除く)	0	0	0	0	0
	16焼却灰・飛灰のセメント原料化	0	0	0	0	0
	17セメント等への直接投入	0	0	0	0	0
	18飛灰の山元還元	0	0	0	0	0
	19廃食用油(BDF)	2	2	2	2	2
	20その他	122	88	96	95	100
	★剪定枝	0	0	0	0	0
最終処分量	最終処分量	1,452	1,461	1,353	1,320	1,317
	直接最終処分量	510	495	451	430	425
	焼却残渣量	942	966	902	890	892
ごみ排出原単位	合計	790	775	756	745	726
	生活系ごみ排出原単位	652	634	620	614	603
	事業系ごみ排出原単位	138	141	136	132	123
リサイクル率	%	24.5	23.9	23.3	22.7	23.5
埋立ごみ搬入量	埋立ごみ搬入量	1,452	1,461	1,353	1,320	1,317
	1人当たり埋立ごみ搬入量	35.1	34.8	31.9	31.1	30.8
食品ロス	食品ロス率					
	食品ロス発生量					
剪定枝	剪定枝受け入れ量					
	剪定枝チップ化率					
	剪定枝チップ化量					

■2016（平成28）～2020（令和2）年度 実績

指標	単位	実績					
		H28	H29	H30	R1	R2	
		2016	2017	2018	2019	2020	
年度の年間日数	日	365	365	365	366	365	
将来推計							
人口	人	42,920	43,232	43,527	43,570	43,600	
ごみ排出量	t/年	11,051	10,688	10,857	10,917	11,275	
生活系ごみ排出量	t/年	9,306	9,044	9,242	9,322	9,716	
事業系ごみ排出量	t/年	1,745	1,644	1,615	1,595	1,559	
ごみ排出原単位	g/人・日	705	677	683	685	708	
生活系ごみ排出原単位	g/人・日	594	573	582	585	611	
事業系ごみ排出原単位	g/人・日	111	104	102	100	98	
目標							
人口	人	42,920	43,232	43,527	43,570	43,600	
ごみ排出量	t/年	11,051	10,688	10,857	10,917	11,275	
生活系・事業系別	合計	t/年	11,051	10,688	10,857	10,917	11,275
	生活系ごみ排出量	t/年	9,306	9,044	9,242	9,322	9,716
	事業系ごみ排出量	t/年	1,745	1,644	1,615	1,595	1,559
ごみ種類別	合計	t/年	11,051	10,688	10,857	10,917	11,275
	可燃ごみ	t/年	7,963	7,708	7,568	7,484	7,690
	生活系可燃ごみ	t/年	6,223	6,069	5,953	5,889	6,131
	事業系可燃ごみ	t/年	1,740	1,639	1,615	1,595	1,559
	不燃ごみ	t/年	412	416	452	464	602
	資源ごみ	t/年	2,578	2,480	2,459	2,585	2,637
	有害ごみ	t/年	18	14	154	167	177
	粗大ごみ	t/年	80	70	224	217	169
ごみ処理量	ごみ処理量	t/年	11,051	10,688	10,857	10,917	11,275
	直接焼却量	t/年	7,963	7,708	7,568	7,484	7,690
	焼却以外の中間処理量	t/年	1,193	1,175	1,372	1,374	1,355
	直接資源化量	t/年	1,483	1,389	1,465	1,595	1,628
	直接最終処分量	t/年	412	416	452	464	602
資源化量(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)	資源化量	t/年	2,596	2,494	2,613	2,752	2,814
	資源化量(★剪定枝を除く)	t/年	2,596	2,494	2,613	2,752	2,814
	01紙類(02、03を除く)	t/年	734	616	658	777	761
	02紙パック	t/年	6	5	4	4	2
	03紙製容器包装	t/年	36	60	14	16	16
	04金属類	t/年	273	274	259	254	290
	05ガラス類	t/年	261	244	237	242	238
	06ペットボトル	t/年	75	57	70	72	73
	07白色トレイ	t/年	180	182	190	191	193
	08容器包装プラスチック(07を除く)	t/年	722	730	759	766	774
	09プラスチック類(07,08を除く)	t/年	46	47	47	46	55
	10布類	t/年	164	181	221	217	235
	11肥料	t/年	0	0	0	0	0
	12飼料	t/年	0	0	0	0	0
	13熔融スラグ	t/年	0	0	0	0	0
	14固形燃料(RDF,RPF)	t/年	0	0	0	0	0
	15燃料(14を除く)	t/年	0	0	0	0	0
	16焼却灰・飛灰のセメント原料化	t/年	0	0	0	0	0
	17セメント等への直接投入	t/年	0	0	0	0	0
	18飛灰の山元還元	t/年	0	0	0	0	0
	19廃食用油(BDF)	t/年	2	2	2	1	1
	20その他	t/年	97	96	152	166	176
	★剪定枝	t/年	0	0	0	0	0
最終処分量	最終処分量	t/年	1,237	1,232	1,253	1,259	1,406
	直接最終処分量	t/年	412	416	452	464	602
	焼却残渣量	t/年	825	816	801	795	804
ごみ排出原単位	合計	g/人・日	705	677	683	685	708
	生活系ごみ排出原単位	g/人・日	594	573	582	585	611
	事業系ごみ排出原単位	g/人・日	111	104	102	100	98
リサイクル率	%	23.5	23.3	24.1	25.2	25.0	
埋立ごみ搬入量	埋立ごみ搬入量	t/年	1,237	1,232	1,253	1,259	1,347
	1人当たり埋立ごみ搬入量	kg/人・年	28.8	28.5	28.8	28.9	30.9
食品ロス	食品ロス率	%					9.2
	食品ロス発生量	t/年					564
剪定枝	剪定枝受け入れ量	t/年					289
	剪定枝チップ化率	%					0
	剪定枝チップ化量	t/年					0

■2021（令和3）～2026（令和8）年度 目標

指標	単位	目標						
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	
		2021	2022	2023	2024	2025	2026	
年度の年間日数	日	365	365	366	365	365	365	
将来推計								
人口	人	43,660	43,715	43,765	43,812	43,854	43,892	
ごみ排出量	t/年	11,022	11,035	11,073	11,058	11,068	11,077	
生活系ごみ排出量	t/年	9,539	9,560	9,606	9,598	9,615	9,631	
事業系ごみ排出量	t/年	1,483	1,475	1,467	1,460	1,453	1,447	
ごみ排出原単位	g/人・日	692	692	691	692	691	691	
生活系ごみ排出原単位	g/人・日	599	599	600	600	601	601	
事業系ごみ排出原単位	g/人・日	93	92	92	91	91	90	
目標								
人口	人	43,660	43,715	43,765	43,812	43,854	43,892	
ごみ排出量	t/年	11,168	11,059	10,979	10,837	10,724	10,707	
生活系・事業系別	合計	t/年	11,168	11,059	10,979	10,837	10,724	10,707
	生活系ごみ排出量	t/年	9,665	9,581	9,525	9,407	9,317	9,309
	事業系ごみ排出量	t/年	1,503	1,478	1,454	1,430	1,408	1,398
ごみ種類別	合計	t/年	11,168	11,059	10,979	10,837	10,724	10,707
	可燃ごみ	t/年	7,675	7,550	7,448	7,301	7,176	7,130
	生活系可燃ごみ	t/年	6,642	6,541	6,462	6,337	6,234	6,198
	事業系可燃ごみ	t/年	1,033	1,009	987	964	942	931
	不燃ごみ	t/年	466	466	466	466	466	466
	資源ごみ	t/年	2,658	2,674	2,696	2,701	2,713	2,743
	有害ごみ	t/年	166	166	166	166	166	166
	粗大ごみ	t/年	203	203	203	203	203	203
ごみ処理量	ごみ処理量	t/年	11,168	11,059	10,979	10,837	10,724	10,707
	直接焼却量	t/年	7,675	7,550	7,448	7,301	7,176	7,130
	焼却以外の中間処理量	t/年	1,386	1,392	1,401	1,403	1,408	1,419
	直接資源化量	t/年	1,641	1,651	1,664	1,668	1,675	1,693
	直接最終処分量	t/年	466	466	466	466	466	466
資源化量(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)	資源化量	t/年	2,837	2,853	2,876	2,883	2,896	2,927
	資源化量(★剪定枝を除く)	t/年	2,813	2,805	2,804	2,786	2,775	2,782
	01紙類(02、03を除く)	t/年	761	759	758	754	751	752
	02紙パック	t/年	2	2	2	2	2	2
	03紙製容器包装	t/年	16	16	16	16	16	16
	04金属類	t/年	290	289	289	287	286	287
	05ガラス類	t/年	238	237	237	236	235	235
	06ペットボトル	t/年	73	73	73	72	72	72
	07白色トレイ	t/年	193	192	192	191	190	191
	08容器包装プラスチック(07を除く)	t/年	774	772	771	766	763	765
	09プラスチック類(07,08を除く)	t/年	55	55	55	54	54	54
	10布類	t/年	235	234	234	233	232	232
	11肥料	t/年	0	0	0	0	0	0
	12飼料	t/年	0	0	0	0	0	0
	13溶融スラグ	t/年	0	0	0	0	0	0
	14固形燃料(RDF,RPF)	t/年	0	0	0	0	0	0
	15燃料(14を除く)	t/年	0	0	0	0	0	0
	16焼却灰・飛灰のセメント原料化	t/年	0	0	0	0	0	0
	17セメント等への直接投入	t/年	0	0	0	0	0	0
	18飛灰の山元還元	t/年	0	0	0	0	0	0
	19廃食用油(BDF)	t/年	1	1	1	1	1	1
	20その他	t/年	177	178	180	180	181	183
	★剪定枝	t/年	24	48	72	96	120	144
最終処分量	最終処分量	t/年	1,401	1,396	1,391	1,387	1,382	1,378
	直接最終処分量	t/年	466	466	466	466	466	466
	焼却残渣量	t/年	935	931	926	921	917	912
ごみ排出原単位	合計	g/人・日	701	693	685	678	670	668
	生活系ごみ排出原単位	g/人・日	607	600	595	588	582	581
	事業系ごみ排出原単位	g/人・日	94	93	91	89	88	87
リサイクル率	%	25.4	25.8	26.2	26.6	27.0	27.3	
埋立ごみ搬入量	埋立ごみ搬入量	t/年	1,342	1,338	1,333	1,329	1,324	1,320
	1人当たり埋立ごみ搬入量	kg/人・年	30.7	30.6	30.5	30.3	30.2	30.1
食品ロス	食品ロス率	%	7.0	6.8	6.6	6.4	6.1	5.8
	食品ロス発生量	t/年	539	514	489	464	439	414
剪定枝	剪定枝受け入れ量	t/年	289	289	289	289	289	289
	剪定枝チップ化率	%	8	17	25	33	42	50
	剪定枝チップ化量	t/年	24	48	72	96	120	144

■2027（令和9）～2032（令和14）年度 目標

指標	単位	目標						
		R9	R10	R11	R12	R13	R14	
		2027	2028	2029	2030	2031	2032	
年度の年間日数	日	366	365	365	365	366	365	
将来推計								
人口	人	43,925	43,954	43,979	43,999	44,015	44,026	
ごみ排出量	t/年	11,112	11,093	11,099	11,104	11,135	11,112	
生活系ごみ排出量	t/年	9,671	9,657	9,669	9,679	9,714	9,695	
事業系ごみ排出量	t/年	1,441	1,436	1,430	1,426	1,421	1,417	
ごみ排出原単位	g/人・日	691	691	691	691	691	691	
生活系ごみ排出原単位	g/人・日	602	602	602	603	603	603	
事業系ごみ排出原単位	g/人・日	90	89	89	89	88	88	
目標								
人口	人	43,925	43,954	43,979	43,999	44,015	44,026	
ごみ排出量	t/年	10,718	10,669	10,648	10,626	10,632	10,579	
生活系・事業系別	合計	t/年	10,718	10,669	10,648	10,626	10,632	10,579
	生活系ごみ排出量	t/年	9,328	9,288	9,276	9,262	9,275	9,230
	事業系ごみ排出量	t/年	1,390	1,381	1,372	1,364	1,357	1,349
ごみ種類別	合計	t/年	10,718	10,669	10,648	10,626	10,632	10,579
	可燃ごみ	t/年	7,104	7,034	6,986	6,937	6,908	6,836
	生活系可燃ごみ	t/年	6,183	6,124	6,086	6,046	6,026	5,965
	事業系可燃ごみ	t/年	921	910	900	891	882	872
	不燃ごみ	t/年	466	466	466	466	466	466
	資源ごみ	t/年	2,779	2,799	2,827	2,855	2,889	2,908
	有害ごみ	t/年	166	166	166	166	166	166
	粗大ごみ	t/年	203	203	203	203	203	203
ごみ処理量	ごみ処理量	t/年	10,718	10,669	10,648	10,626	10,632	10,579
	直接焼却量	t/年	7,104	7,034	6,986	6,937	6,908	6,836
	焼却以外の中間処理量	t/年	1,433	1,440	1,451	1,462	1,475	1,482
	直接資源化量	t/年	1,715	1,728	1,745	1,762	1,784	1,795
	直接最終処分量	t/年	466	466	466	466	466	466
資源化量(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)	資源化量	t/年	2,965	2,987	3,017	3,046	3,083	3,103
	資源化量(★剪定枝を除く)	t/年	2,797	2,795	2,800	2,805	2,819	2,814
	01紙類(02、03を除く)	t/年	756	756	757	759	762	761
	02紙パック	t/年	2	2	2	2	2	2
	03紙製容器包装	t/年	16	16	16	16	16	16
	04金属類	t/年	288	288	289	289	290	290
	05ガラス類	t/年	237	236	237	237	238	238
	06ペットボトル	t/年	73	72	73	73	73	73
	07白色トレイ	t/年	192	192	192	192	193	193
	08容器包装プラスチック(07を除く)	t/年	769	769	770	772	775	774
	09プラスチック類(07,08を除く)	t/年	55	55	55	55	55	55
	10布類	t/年	234	233	234	234	235	235
	11肥料	t/年	0	0	0	0	0	0
	12飼料	t/年	0	0	0	0	0	0
	13溶融スラグ	t/年	0	0	0	0	0	0
	14固形燃料(RDF,RPF)	t/年	0	0	0	0	0	0
	15燃料(14を除く)	t/年	0	0	0	0	0	0
	16焼却灰・飛灰のセメント原料化	t/年	0	0	0	0	0	0
	17セメント等への直接投入	t/年	0	0	0	0	0	0
	18飛灰の山元還元	t/年	0	0	0	0	0	0
	19廃食用油(BDF)	t/年	1	1	1	1	1	1
	20その他	t/年	185	187	189	191	193	194
	★剪定枝	t/年	168	193	217	241	265	289
最終処分量	最終処分量	t/年	1,373	1,369	1,365	1,361	1,357	1,353
	直接最終処分量	t/年	466	466	466	466	466	466
	焼却残渣量	t/年	908	904	899	895	891	887
ごみ排出原単位	合計	g/人・日	667	665	663	662	660	658
	生活系ごみ排出原単位	g/人・日	580	579	578	577	576	574
	事業系ごみ排出原単位	g/人・日	86	86	85	85	84	84
リサイクル率	%	27.7	28.0	28.3	28.7	29.0	29.3	
埋立ごみ搬入量	埋立ごみ搬入量	t/年	1,316	1,312	1,308	1,304	1,300	1,296
	1人当たり埋立ごみ搬入量	kg/人・年	30.0	29.8	29.7	29.6	29.5	29.4
食品ロス	食品ロス率	%	5.5	5.2	4.8	4.5	4.2	3.9
	食品ロス発生量	t/年	389	364	338	313	288	263
剪定枝	剪定枝受け入れ量	t/年	289	289	289	289	289	289
	剪定枝チップ化率	%	58	67	75	83	92	100
	剪定枝チップ化量	t/年	168	193	217	241	265	289

■備考

指標		単位	備考
年度の年間日数		日	
将来推計			
人口		人	将来推計
ごみ排出量		t/年	将来推計
生活系ごみ排出量		t/年	将来推計
事業系ごみ排出量		t/年	将来推計(直近5年間、べき曲線)
ごみ排出原単位		g/人・日	将来推計
生活系ごみ排出原単位		g/人・日	将来推計(直近5年間、べき曲線)
事業系ごみ排出原単位		g/人・日	将来推計
目標			
人口		人	第5次長泉町総合計画の人口ビジョン
ごみ排出量		t/年	ごみ排出量原単位×人口
生活系・事業系別	合計	t/年	ごみ排出量原単位×人口
	生活系ごみ排出量	t/年	生活系ごみ排出量原単位×人口
	事業系ごみ排出量	t/年	事業系ごみ排出量原単位×人口
ごみ種類別	合計	t/年	ごみ排出量原単位×人口
	可燃ごみ	t/年	合計-不燃ごみ-資源ごみ-有害ごみ-粗大ごみ
	生活系可燃ごみ	t/年	可燃ごみ×将来推計の生活系/全体の比率
	事業系可燃ごみ	t/年	可燃ごみ×将来推計の事業系/全体の比率
	不燃ごみ	t/年	2011～2020年度平均
	資源ごみ	t/年	2020年度値×資源化量の増減率
	有害ごみ	t/年	2018～2020年度平均
	粗大ごみ	t/年	2018～2020年度平均
ごみ処理量	ごみ処理量	t/年	ごみ排出量原単位×人口
	直接焼却量	t/年	可燃ごみと同じ
	焼却以外の中間処理量	t/年	ごみ処理量-直接焼却量-直接資源化量-直接最終処分量
	直接資源化量	t/年	2020年度値×資源化量の増減率
	直接最終処分量	t/年	不燃ごみと同じ
資源化量(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)	資源化量	t/年	ごみ処理量×リサイクル率
	資源化量(★剪定枝を除く)	t/年	資源化量-剪定枝
	01紙類(02、03を除く)	t/年	(資源化量-剪定枝)×2020年度の資源物の構成比 27.0%
	02紙パック	t/年	(資源化量-剪定枝)×2020年度の資源物の構成比 0.1%
	03紙製容器包装	t/年	(資源化量-剪定枝)×2020年度の資源物の構成比 0.6%
	04金属類	t/年	(資源化量-剪定枝)×2020年度の資源物の構成比 10.3%
	05ガラス類	t/年	(資源化量-剪定枝)×2020年度の資源物の構成比 8.5%
	06ペットボトル	t/年	(資源化量-剪定枝)×2020年度の資源物の構成比 2.6%
	07白色トレイ	t/年	(資源化量-剪定枝)×2020年度の資源物の構成比 6.9%
	08容器包装プラスチック(07を除く)	t/年	(資源化量-剪定枝)×2020年度の資源物の構成比 27.5%
	09プラスチック類(07,08を除く)	t/年	(資源化量-剪定枝)×2020年度の資源物の構成比 2.0%
	10布類	t/年	(資源化量-剪定枝)×2020年度の資源物の構成比 8.4%
	11肥料	t/年	(資源化量-剪定枝)×2020年度の資源物の構成比 0.0%
	12飼料	t/年	(資源化量-剪定枝)×2020年度の資源物の構成比 0.0%
	13溶融スラグ	t/年	(資源化量-剪定枝)×2020年度の資源物の構成比 0.0%
	14固形燃料(RDF,RPF)	t/年	(資源化量-剪定枝)×2020年度の資源物の構成比 0.0%
	15燃料(14を除く)	t/年	(資源化量-剪定枝)×2020年度の資源物の構成比 0.0%
	16焼却灰・飛灰のセメント原料化	t/年	(資源化量-剪定枝)×2020年度の資源物の構成比 0.0%
	17セメント等への直接投入	t/年	(資源化量-剪定枝)×2020年度の資源物の構成比 0.0%
	18飛灰の山元還元	t/年	(資源化量-剪定枝)×2020年度の資源物の構成比 0.0%
	19廃食用油(BDF)	t/年	(資源化量-剪定枝)×2020年度の資源物の構成比 0.0%
	20その他	t/年	(資源化量-剪定枝)×2020年度の資源物の構成比 6.3%
	★剪定枝	t/年	2032年度までに289t(全量)
最終処分量	最終処分量	t/年	2020年度値×最終処分場の埋立ごみ搬入量の増減率
	直接最終処分量	t/年	2011～2020年度平均
	焼却残渣量	t/年	最終処分量-直接最終処分量
ごみ排出原単位	合計	g/人・日	第2次長泉町環境基本計画の目標値
	生活系ごみ排出原単位	g/人・日	ごみ排出原単位×将来推計の生活系/全体の比率
	事業系ごみ排出原単位	g/人・日	ごみ排出原単位×将来推計の事業系/全体の比率
リサイクル率		%	第2次長泉町環境基本計画の目標値
埋立ごみ搬入量	埋立ごみ搬入量	t/年	第2次長泉町環境基本計画の目標値
	1人当たり埋立ごみ搬入量	kg/人・年	埋立ごみ搬入量/人口
食品ロス	食品ロス率	%	2030年度までに2000年度より半減
	食品ロス発生量	t/年	2030年度までに2000年度より半減
剪定枝	剪定枝受け入れ量	t/年	2020年度固定
	剪定枝チップ化率	%	2032年度までに100%
	剪定枝チップ化量	t/年	剪定枝受け入れ量×剪定枝チップ化率

(8)生活排水処理の実績・将来推計・目標

■2011(平成23)～2015(平成27)年度 実績

指標		単位	実績				
			H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015
年度の年間日数		日	366	365	365	365	366
将来推計・目標							
人口	人口	人	41,141	41,912	42,149	42,272	42,649
処理形態別人口	公共下水道人口	人	27,580	28,313	29,251	29,619	30,119
	公共下水道以外の人口	人	13,561	13,599	12,898	12,653	12,530
	合併処理浄化槽人口	人	3,198	3,452	3,504	3,657	3,843
	単独処理浄化槽人口	人	9,423	9,229	8,523	8,188	7,984
浄化槽・汲み取り基数	非水洗化人口	人	940	918	870	808	703
	合併処理浄化槽の基数	基	1,095	1,158	1,224	1,290	1,350
	単独処理浄化槽の基数	基	3,227	3,096	2,977	2,888	2,805
	汲み取りの基数	基	322	308	304	285	247
	合併処理浄化槽+単独処理浄化槽+汲み取りの基数	基	4,644	4,562	4,505	4,463	4,402
	公共下水道以外の人口/合併処理浄化槽+単独処理浄化槽+汲み取りの基数	基	2.92	2.98	2.86	2.84	2.85
	下水道普及率	%	67.0	67.6	69.4	70.1	70.6
汚水処理人口普及率	%	74.8	75.8	77.7	78.7	79.6	
し尿処理量	し尿発生量+浄化槽汚泥発生量	kL/年	6,380	6,541	6,540	6,079	6,423
し尿発生量	非水洗化人口	人	940	918	870	808	703
	し尿発生量	kL/年	383	359	342	302	376
	し尿原単位	L/人・日	1.11	1.07	1.08	1.02	1.46
	し尿原単位平均(2011～2020年度)	L/人・日	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
浄化槽汚泥発生量	単独処理浄化槽人口	人	9,423	9,229	8,523	8,188	7,984
	合併処理浄化槽人口	人	3,198	3,452	3,504	3,657	3,843
	浄化槽汚泥発生量	kL/年	5,997	6,182	6,198	5,777	6,047
	単独処理浄化槽汚泥発生量	kL/年	2,307	2,378	2,384	2,222	2,326
	合併処理浄化槽汚泥発生量	kL/年	3,690	3,804	3,814	3,555	3,721
	単独処理浄化槽原単位	L/人・日	0.67	0.71	0.77	0.74	0.80
	単独処理浄化槽原単位平均(2011～2020年度)	L/人・日	0.86	0.86	0.86	0.86	0.86
	合併処理浄化槽原単位	L/人・日	3.15	3.02	2.98	2.66	2.65
	合併処理浄化槽原単位平均(2011～2020年度)	L/人・日	2.82	2.82	2.82	2.82	2.82

■2016（平成28）～2020（令和2）年度 実績

指標		単位	実績				
			H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020
年度の年間日数		日	365	365	365	366	365
将来推計・目標							
人口	人口	人	42,899	43,185	43,301	43,457	43,524
処理形態別人口	公共下水道人口	人	30,715	31,645	32,676	33,656	33,826
	公共下水道以外の人口	人	12,184	11,540	10,625	9,801	9,698
	合併処理浄化槽人口	人	3,900	3,845	3,697	3,496	3,668
	単独処理浄化槽人口	人	7,657	7,125	6,417	5,841	5,579
浄化槽・汲み取り基数	非水洗化人口	人	626	571	511	464	451
	合併処理浄化槽の基数	基	1,389	1,442	1,504	1,536	1,627
	単独処理浄化槽の基数	基	2,727	2,672	2,611	2,566	2,475
	汲み取りの基数	基	223	214	208	204	200
	合併処理浄化槽+単独処理浄化槽+汲み取りの基数	基	4,339	4,328	4,323	4,306	4,302
	公共下水道以外の人口/合併処理浄化槽+単独処理浄化槽+汲み取りの基数	基	2.81	2.67	2.46	2.28	2.25
	下水道普及率	%	71.6	73.3	75.5	77.4	77.7
汚水処理人口普及率	%	80.7	82.2	84.0	85.5	86.1	
し尿処理量	し尿発生量+浄化槽汚泥発生量	kL/年	6,117	6,311	6,230	6,214	6,436
し尿発生量	非水洗化人口	人	626	571	511	464	451
	し尿発生量	kL/年	271	227	201	222	183
	し尿原単位	L/人・日	1.19	1.09	1.08	1.31	1.11
	し尿原単位平均 (2011～2020年度)	L/人・日	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
浄化槽汚泥発生量	単独処理浄化槽人口	人	7,657	7,125	6,417	5,841	5,579
	合併処理浄化槽人口	人	3,900	3,845	3,697	3,496	3,668
	浄化槽汚泥発生量	kL/年	5,846	6,084	6,029	5,992	6,253
	単独処理浄化槽汚泥発生量	kL/年	2,248	2,340	2,319	2,305	2,405
	合併処理浄化槽汚泥発生量	kL/年	3,598	3,744	3,710	3,687	3,848
	単独処理浄化槽原単位	L/人・日	0.80	0.90	0.99	1.08	1.18
	単独処理浄化槽原単位平均 (2011～2020年度)	L/人・日	0.86	0.86	0.86	0.86	0.86
	合併処理浄化槽原単位	L/人・日	2.53	2.67	2.75	2.88	2.87
	合併処理浄化槽原単位平均 (2011～2020年度)	L/人・日	2.82	2.82	2.82	2.82	2.82

■2021（令和3）～2026（令和8）年度 目標

指標	単位	目標						
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	
		2021	2022	2023	2024	2025	2026	
年度の年間日数	日	365	365	366	365	365	365	
将来推計・目標								
人口	人口	43,660	43,715	43,765	43,812	43,854	43,892	
処理形態別人口	公共下水道人口	34,367	34,846	35,323	35,797	36,269	36,737	
	公共下水道以外の人口	9,293	8,869	8,443	8,015	7,585	7,154	
	合併処理浄化槽人口	3,693	3,737	3,780	3,821	3,860	3,898	
	単独処理浄化槽人口	5,185	4,747	4,308	3,869	3,431	2,992	
	非水洗化人口	415	385	355	325	294	264	
浄化槽・汲み取り基数	合併処理浄化槽の基数	1,622	1,733	1,850	1,952	2,062	2,182	
	単独処理浄化槽の基数	2,472	2,201	2,108	1,977	1,833	1,675	
	汲み取りの基数	195	178	174	166	157	148	
	合併処理浄化槽+単独処理浄化槽+汲み取りの基数	4,289	4,112	4,132	4,094	4,052	4,005	
	公共下水道以外の人口/合併処理浄化槽+単独処理浄化槽+汲み取りの基数	2.16	2.16	2.04	1.96	1.87	1.79	
	下水道普及率	%	78.7	79.7	80.7	81.7	82.7	83.7
汚水処理人口普及率	%	87.2	88.3	89.3	90.4	91.5	92.6	
し尿処理量	し尿発生量+浄化槽汚泥発生量	kL/年	6,160	6,101	6,039	5,925	5,808	5,673
し尿発生量	非水洗化人口	人	415	385	355	325	294	264
	し尿発生量	kL/年	175	162	150	136	124	111
	し尿原単位	L/人・日	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
	し尿原単位平均 (2011～2020年度)	L/人・日						
浄化槽汚泥発生量	単独処理浄化槽人口	人	5,185	4,747	4,308	3,869	3,431	2,992
	合併処理浄化槽人口	人	3,693	3,737	3,780	3,821	3,860	3,898
	浄化槽汚泥発生量	kL/年	5,986	5,939	5,889	5,788	5,685	5,562
	単独処理浄化槽汚泥発生量	kL/年	2,190	2,097	1,993	1,860	1,716	1,555
	合併処理浄化槽汚泥発生量	kL/年	3,796	3,842	3,897	3,928	3,968	4,007
	単独処理浄化槽原単位	L/人・日	1.16	1.21	1.26	1.32	1.37	1.42
	単独処理浄化槽原単位平均 (2011～2020年度)	L/人・日						
	合併処理浄化槽原単位	L/人・日	2.82	2.82	2.82	2.82	2.82	2.82
	合併処理浄化槽原単位平均 (2011～2020年度)	L/人・日						

■2027（令和9）～2032（令和14）年度 目標

指標	単位	目標						
		R9	R10	R11	R12	R13	R14	
		2027	2028	2029	2030	2031	2032	
年度の年間日数	日	366	365	365	365	366	365	
将来推計・目標								
人口	人口	人	43,925	43,954	43,979	43,999	44,015	44,026
処理形態別人口	公共下水道人口	人	37,205	37,669	38,130	38,587	39,041	39,492
	公共下水道以外の人口	人	6,721	6,285	5,849	5,412	4,974	4,535
	合併処理浄化槽人口	人	3,933	3,966	3,999	4,030	4,061	4,090
	単独処理浄化槽人口	人	2,554	2,115	1,677	1,238	800	361
浄化槽・汲み取り基数	非水洗化人口	人	234	204	174	144	113	83
	合併処理浄化槽の基数	基	2,312	2,456	2,614	2,791	2,989	3,214
	単独処理浄化槽の基数	基	1,502	1,310	1,096	857	589	284
	汲み取りの基数	基	138	126	114	99	83	65
	合併処理浄化槽+単独処理浄化槽+汲み取りの基数	基	3,951	3,891	3,824	3,748	3,661	3,563
	公共下水道以外の人口/合併処理浄化槽+単独処理浄化槽+汲み取りの基数	基	1.70	1.62	1.53	1.44	1.36	1.27
	下水道普及率	%	84.7	85.7	86.7	87.7	88.7	89.7
汚水処理人口普及率	%	93.7	94.7	95.8	96.9	97.9	99.0	
し尿処理量	し尿発生量+浄化槽汚泥発生量	kL/年	5,533	5,345	5,153	4,943	4,729	4,470
し尿発生量	非水洗化人口	人	234	204	174	144	113	83
	し尿発生量	kL/年	99	86	73	60	48	35
	し尿原単位	L/人・日	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
	し尿原単位平均 (2011～2020年度)	L/人・日						
浄化槽汚泥発生量	単独処理浄化槽人口	人	2,554	2,115	1,677	1,238	800	361
	合併処理浄化槽人口	人	3,933	3,966	3,999	4,030	4,061	4,090
	浄化槽汚泥発生量	kL/年	5,435	5,259	5,080	4,883	4,681	4,435
	単独処理浄化槽汚泥発生量	kL/年	1,381	1,182	970	740	495	230
	合併処理浄化槽汚泥発生量	kL/年	4,054	4,077	4,111	4,143	4,186	4,205
	単独処理浄化槽原単位	L/人・日	1.48	1.53	1.58	1.64	1.69	1.74
	単独処理浄化槽原単位平均 (2011～2020年度)	L/人・日						
	合併処理浄化槽原単位 合併処理浄化槽原単位平均 (2011～2020年度)	L/人・日	2.82	2.82	2.82	2.82	2.82	2.82

■備考

指標		単位	備考
年度の年間日数		日	
将来推計・目標			
人口	人口	人	下水道課資料、第5次長泉町総合計画の人口ビジョン
処理形態別人口	公共下水道人口	人	下水道普及率×人口
	公共下水道以外の人口	人	人口-公共下水道人口
	合併処理浄化槽人口	人	人口-公共下水道人口-単独処理人口-非水洗化人口
	単独処理浄化槽人口	人	将来推計(直近10年間、一次傾向線)
	非水洗化人口	人	将来推計(直近3年間、一次傾向線)
浄化槽・汲み取り基数	合併処理浄化槽の基数	基	くらし環境課資料(2011~2021年度)
	単独処理浄化槽の基数	基	くらし環境課資料(2011~2021年度)
	汲み取りの基数	基	くらし環境課資料(2011~2021年度)
	合併処理浄化槽+単独処理浄化槽+汲み取りの基数	基	くらし環境課資料(2011~2021年度)
	公共下水道以外の人口/合併処理浄化槽+単独処理浄化槽+汲み取りの基数	基	公共下水道以外の人口/合併処理浄化槽+単独処理浄化槽+汲み取りの基数、2022~2032年度は2011~2021年度のトレンド(一次傾向線)による予測
下水道普及率		%	第2次長泉町環境基本計画の目標値
汚水処理人口普及率		%	(公共下水道人口+合併処理浄化槽人口)/人口
し尿処理量	し尿発生量+浄化槽汚泥発生量	kL/年	し尿発生量+浄化槽汚泥発生量
し尿発生量	非水洗化人口	人	将来推計(一次傾向線)
	し尿発生量	kL/年	し尿原単位×非水洗化人口
	し尿原単位	L/人・日	2011~2020年度平均
	し尿原単位平均(2011~2020年度)	L/人・日	2011~2020年度平均
浄化槽汚泥発生量	単独処理浄化槽人口	人	将来推計(直近10年間、一次傾向線)
	合併処理浄化槽人口	人	人口-公共下水道人口-単独処理人口-非水洗化人口
	浄化槽汚泥発生量	kL/年	単独処理浄化槽汚泥発生量+合併処理浄化槽汚泥発生量
	単独処理浄化槽汚泥発生量	kL/年	単独処理浄化槽人口×単独処理浄化槽原単位×年間日数
	合併処理浄化槽汚泥発生量	kL/年	合併処理浄化槽人口×合併処理浄化槽原単位×年間日数
	単独処理浄化槽原単位	L/人・日	将来推計(直近3年間、一次傾向線)
	単独処理浄化槽原単位平均(2011~2020年度)	L/人・日	2011~2020年度平均
	合併処理浄化槽原単位	L/人・日	2011~2020年度平均
合併処理浄化槽原単位平均(2011~2020年度)	L/人・日	2011~2020年度平均	

5 委員名簿・策定経過

令和4年度 長泉町廃棄物減量等推進審議会委員名簿

氏名	所属	備考
坂間 福司	長泉町区長連絡協議会	会長
山本 勝美	長泉町環境指導委員会	副会長
室伏 敬治	特種東海製紙株式会社	
村田 芳彦	長泉町商工会	
大川 由紀子	ネットワークながいずみ	
阿出川 豊		一般公募
金井 淳子	フードバンク「てとて」	一般公募

(敬称略、順不同)

策定経過

2022 (令和4) 年		
9月 16日	第1回長泉町廃棄物減量等推進審議会	◇長泉町一般廃棄物処理基本計画の概要等について ◇第2次長泉町一般廃棄物処理基本計画について
10月 28日	第2回長泉町廃棄物減量等推進審議会	◇第2次長泉町一般廃棄物処理基本計画の位置づけについて ◇第2次長泉町一般廃棄物処理基本計画(案)について ◇リーディングプロジェクト(案)について
12月 9日	第3回長泉町廃棄物減量等推進審議会	◇第2次長泉町一般廃棄物処理基本計画(案)について ◇リーディングプロジェクト(案)について
2023 (令和5) 年		
1月 4日	パブリックコメント	◇1月4日~2月3日まで、広報ながいずみ1月号、町のウェブサイト、役場情報公開コーナー、南部地区センター、コミュニティながいずみ、くらし環境課でパブリックコメントを実施(意見なし)
2月 17日	第4回長泉町廃棄物減量等推進審議会	◇計画案の審議 ◇答申案の審議 ◇答申
3月		◇計画策定

6 諮問・答申

■諮問

長く環第23号
令和4年9月16日

長泉町廃棄物減量等推進審議会
会長 坂間 福司 様

長泉町長 池田 修

第2次長泉町一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問）

このことについて、長泉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第9条の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。

■答申

令和5年2月17日

長泉町長 池田 修 様

長泉町廃棄物減量等推進審議会
会長 坂間 福司

第2次長泉町一般廃棄物処理基本計画の策定について（答申）

令和4年9月16日付け 長く環第23号 により諮問された、第2次長泉町一般廃棄物処理基本計画の策定について、本審議会において慎重に審議を行った結果、本計画は適当であると認めます。

今後、計画推進にあたり、資源の循環利用と経済成長を両立する循環経済の実現及び生活排水による環境負荷の低減に向け、計画の周知、普及啓発を行うとともに、町民、事業者の連携と協働による、環境衛生施策の展開を要望します。



2023（令和5）年3月

長泉町くらし環境課

〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩 828

TEL 055-989-5514

<https://www.town.nagaizumi.lg.jp/>